

年 報

や ま び こ 3 4

—— 2022年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——

町田市総務部市政情報課



## 目次

第1章	情報公開請求の状況	4
1	2022年度の経過	4
2	情報公開請求・決定の内容	7
3	年度・実施機関別情報公開請求の件数	86
第2章	個人情報開示等請求の状況	87
1	2022年度の経過	87
2	個人情報開示等請求・決定の内容	89
3	年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数	148
第3章	行政不服審査会の状況	149
1	町田市行政不服審査会	149
2	行政不服審査会の開催状況	149
3	不服申立て（審査請求）の状況	150
4	答申の状況	150
5	審査会事件一覧	150
第4章	情報公開・個人情報保護運営審議会の状況	176
1	情報公開・個人情報保護運営審議会	176
2	情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況	176
第5章	審議会等の会議公開の状況	188
1	2022年度の経過	188
2	審議会等の会議の開催状況	189
第6章	市長の資産等公開の状況	191
1	2022年度の経過	191
第7章	情報提供の状況	192
1	情報公開と情報提供	192
2	刊行物の販売	193
3	町田市ホームページでの情報提供	195
第8章	個人情報保護法改正対応	196
1	法改正について	196
2	対応の進め方	196
3	改正した条例	197
第9章	その他	198
1	予算執行状況	198
2	個人情報漏えい等の事故	199
3	研修・説明会等の開催	199
4	PIニュースの発行	200
5	出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況	200
6	他の自治体等からの視察	201

## 第1章 情報公開請求の状況

### 1 2022年度の経過

1年間の請求件数は237件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

#### (1) 2022年度実施機関別情報公開請求件数

実施機関	主管部課	件数	小計	
市長	政策経営部	企画政策課	10	214 (内取下げ9)
		秘書課	1	
		広聴課	2	
	総務部	総務課	2	
		法制課	2	
		職員課	15 (内取下げ4)	
		市政情報課	1	
	財務部	市有財産活用課	26	
		営繕課	2	
		市民税課	2	
		資産税課	4	
	防災安全部	防災課	1	
		市民生活安全課	1	
	市民部	市民協働推進課	86	
		市民課	3	
	文化スポーツ振興部	文化振興課	2	
		スポーツ振興課	3 (内取下げ1)	
	地域福祉部	福祉総務課	3 (内取下げ1)	
		指導監査課	1	
		生活援護課	4	
		障がい福祉課	3	
	いきいき生活部	高齢者福祉課	2	
	保健所	保健総務課	3	
		健康推進課	1	
		保健予防課	3	
		生活衛生課	3	
	子ども生活部	児童青少年課	2	
		保育・幼稚園課	1	
		子ども発達支援課	1	
		大地沢青少年センター	1	
	環境資源部	環境政策課	1	
		環境共生課	2	
		ごみ収集課	1	
道路部	道路政策課	2		
	道路整備課	1		
	道路管理課	1		

	都市づくり部	都市政策課	1	
		地区街づくり課	1	
		建築開発審査課	6	
		公園緑地課	1	
	下水道部	下水道経営総務課	2	
		下水道整備課	1 (内取下げ1)	
		下水道管理課	2 (内取下げ1)	
		水再生センター	1 (内取下げ1)	
教育委員会	学校教育部	施設課	1	12 (内取下げ1)
		指導課	7 (内取下げ1)	
		教育センター	1	
	生涯学習部	生涯学習センター	1	
		図書館	2	
会計課		2	2	
選挙管理委員会		4	4	
監査委員		0	0	
農業委員会		0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	
病院事業管理者		0	0	
議会		5	5	
合計		237 (内取下げ10)	237 (内取下げ10)	

**(2) 請求者区分別請求件数**

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体	市外に住所を有する個人	市外に事務所または事業所を有する法人その他の団体	合計
請求者数	12人	8人	14人	10人	44人
請求件数	193件	11件	22件	11件	237件

※1人当たりの請求件数約5.39件、1人最大請求件数162件(市内に住所を有する個人)

**(3) 請求に対する決定区分別件数**

決 定 区 分					合計
公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
50件	119件	12件	85件	1件	267件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

**(4) 非公開（部分公開を含む）情報の適用除外事項別内訳**

適 用 除 外 事 項						合計
1号 個人情報	2号 法人情報	3号 意思決定 過程情報	4号 行政執行 情報	5号 公共の安全 維持情報	6号 法令秘情報	
115件	26件	0件	15件	8件	0件	164件

※1件の非公開(部分公開)決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

**適用除外事項**

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書は原則としてすべて公開します。ただし、例外として、公開しないことができる情報の範囲（適用除外事項）を定めています。

情報公開条例第5条第1項

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1号 個人情報      | → 個人に関する情報            |
| 2号 法人情報      | → 企業等の法人に関する情報        |
| 3号 意思決定過程情報  | → 行政上の意思が最終決定されていない情報 |
| 4号 行政執行情報    | → 行政の事務・事業の運営に関する情報   |
| 5号 公共の安全維持情報 | → 人の生命、財産等の保護に関する情報   |
| 6号 法令秘情報     | → 法令上の秘密にあたる情報        |

## 2 情報公開請求・決定の内容

### 表 記 内 容 の 説 明

整理番号 請求年月日 ..... (主管部課名)

#### ■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象公文書の件名

理由：(部分公開、非公開、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2022-1 2022年4月1日 ..... (都市づくり部建築開発審査課)

#### ■町田市真光寺一丁目地内

主要地方道町田調布線(第19号)鶴川街道 丈量図、公図写し、現況重ね図(1項4号)指定図 地番〇〇〇〇付近

2022年4月7日 部分公開決定

・町田市真光寺一丁目地内

・主要地方道町田調布線(第19号)鶴川街道

・地番〇〇〇〇付近の丈量図、公図写し、現況重ね図(1項4号指定図)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定個人が識別され、または識別され得るものであるため

・調査者の氏名

2022-2 2021年4月11日 ..... (政策経営部企画政策課)

■本日(令和4年4月8日)結果が発表された、政策経営部企画政策課公共施設再編担当が担当した「教育センター複合施設整備基本計画策定等支援業務委託」プロポーザルで、選ばれた案(参加者番号2)と次点の案(参加者番号3)の2つの写しを郵送していただきたい。

2022年4月25日 部分公開決定

・教育センター複合施設整備基本計画策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザルにおける参加事業者2者の提案書 一式

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

・提案書の内 法人の担当者氏名

・提案書の内 法人の担当者電子メールアドレス

町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・提案書の内 法人の印影

・見積書の内 法人の印影

町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○2023年度の公募準備及び2024年度の公募実施に係る支援業務委託の受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式にて行うことを検討しており、今後の契約事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

・企画書の内 2023年度の公募準備(要求水準書作成等)に関する工程計画表

※提案内容に2024年度の工程計画表を含む場合は、2024年度の工程計画表を含む。

・企画書の内 2023年度の公募準備(要求水準書作成等)に関する事業費

※提案内容に2024年度の実業費を含む場合は、2024年度の実業費を含む。

■2020年11月に亡くなった女子児童が残した遺書とみられる文書一式

2022年4月19日 部分公開決定

・「遺書の写し」

理由：町田市情報公開条例第5条第1号第1項

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	1	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	1	7~8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
3	1	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
4	1	16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
5	1	17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	1	19	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	1	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	1	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	1	21	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
12	1	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	1	24	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
14	1	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	1	27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
16	2	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
17	2	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	2	4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	2	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	2	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	2	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	2	8	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	2	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	2	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	2	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
27	2	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
28	2	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
29	2	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
31	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
32	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	2	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	3	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	3	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
35	3	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	3	9	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	3	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

38	3	11	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	3	14	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	3	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2022-4 2022年4月15日 ..... (保健所保健総務課)

**■件名「(仮称)第6次町田市保健医療計画」策定支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザルについて**

**内容：当プロポに係る委託候補業者の企画提案書の開示を請求**

2022年4月26日 **公開決定**

・「(仮称)第6次町田市保健医療計画」策定支援業務企画書

2022-5 2022年4月18日 ..... (総務部職員課)

**■令和3年度中に懲戒処分、訓告、嚴重注意などの処分を受けた市職員の事案概要、所属、性別、年齢、処分内容などの情報**

2022年4月22日 **取下げ**

2022-6 2022年4月18日 ..... (学校教育部指導課)

**■令和3年度中に懲戒処分、訓告、嚴重注意などの処分を受けた教職員の事案概要、所属、性別、年齢、処分内容などの情報**

2021年5月2日 **取下げ**

2022-7 2022年4月25日 ..... (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の不動産についての保有資産目録・保有予定資産目録（過去分含めてすべて）（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P39、P41記載の保有資産目録、保有予定資産目録）**

2022年5月9日 **公開決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の不動産についての保有資産目録（過去分含めてすべて）（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P39記載の保有資産目録）（2010年3月18日提出）

2022年5月9日 **不存在決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の不動産についての保有予定資産目録（過去分含めてすべて）（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P41保有予定資産目録）  
理由：認可地縁団体の許可を申請する際に〇〇〇〇自治会から提出されていないため。

2022-8 2022年4月25日 ..... (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請書（過去分含めてすべて）（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P46-48、別添書類を含む）**

2022年5月9日 **部分公開決定**

・2013年5月29日受付分  
・2016年4月17日受付分

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・2013年5月29日受付分のうち 会員の氏名・住所・印影  
・2016年4月17日受付分のうち 会員の氏名・住所・印影

2022年7月28日 **審査請求**

2022-9 2022年4月28日 ..... (都市づくり部建築開発審査課)

**■小山町〇〇〇〇付近の建築基準法道路指定図、凡例**

2022年5月10日 **公開決定**

- ・町田市小山町〇〇〇〇付近の建築基準法道路指定図
- ・道路色別表

2022-10 2022年5月2日 …………… (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、令和2年度、令和3年度の活動報告書と決算書

2022年5月16日 **公開決定**

- ・2020年(令和2年)度・決算書 〇〇〇〇自治会
- ・2021年(令和3年)度・決算書 〇〇〇〇自治会

2022年5月16日 **部分公開決定**

- ・令和2(2020)年度〇〇〇〇自治会活動報告書
- ・令和3(2021)年度〇〇〇〇自治会活動報告書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

- ・令和2(2020)年度〇〇〇〇自治会活動報告書のうち、会員の氏名
- ・令和3(2021)年度〇〇〇〇自治会活動報告書のうち、訴訟相手の氏名、会長の氏名

2022年5月16日 **不存在決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度の活動報告書と決算書

理由：公文書公開請求の対象となる公文書は、町田市文書管理規定第33条により5年保存となっております。そのため、保存年限が終了し、同規定第39条に基づき廃棄済みとなっているので存在いたしません。

2022-11 2022年5月2日 …………… (市民部市民協働推進課)

■町田市の認可地縁団体のうち土地を保有する認可地縁団体と土地につき保有予定資産としてい  
る認可地縁団体の「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」のすべて(町内会・自治会の  
ための認可地縁団体ハンドブック(第2版)P27記載の「所有不動産の登記移転等に係る公告  
申請書」のこと)

2022年5月16日 **部分公開決定**

- ・〇〇〇〇町内会提出分

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

- ・代表者の氏名・住所・印影

2022-12 2022年5月2日 …………… (市民部市民協働推進課)

■町田市の認可地縁団体のうち土地を保有する認可地縁団体と土地につき保有予定資産としてい  
る認可地縁団体の、保有資産目録と保有予定資産目録のすべて(町内会・自治会のための認可  
地縁団体ハンドブック(第2版)P39記載の保有資産目録と、P41記載の保有予定資産目録のこ  
と)

2022年5月16日 **公開決定**

町田市の認可地縁団体のうち土地を保有する認可地縁団体と土地につき保有予定資産として  
いる認可地縁団体の、保有資産目録のすべて(町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブ  
ック(第2版)P39記載の保有資産目録のこと)

- ・〇〇〇〇町内会 提出分(14団体分)

町田市の認可地縁団体のうち土地を保有する認可地縁団体と土地につき保有予定資産としてい  
る認可地縁団体の、保有予定資産目録のすべて(町内会・自治会のための認可地縁団体ハンド  
ブック(第2版)P41記載の保有予定資産目録のこと)

・〇〇〇〇町内会 提出分（10 団体分）

2022 年 5 月 16 日 **部分公開決定**

町田市の認可地縁団体のうち土地を保有する認可地縁団体と土地につき保有予定資産として  
いる認可地縁団体の、保有予定資産目録のすべて（町内会・自治会のための認可地縁団体ハン  
ドブック（第 2 版）P41 記載の保有予定資産目録のこと）

- ①〇〇〇〇町内会
- ②〇〇〇〇自治会
- ③〇〇〇〇町内会
- ④〇〇〇〇町内会
- ⑤〇〇〇〇自治会
- ⑥〇〇〇〇町内会

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

- 個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるた  
め。
- ・①のうち、会員の印影
- ・②～⑥のうち、購入等の相手方

2022-13 2022 年 5 月 23 日 ……………（市民部市民協働推進課）

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の 2013 年 5 月 29 日受付分の規約変更認可申請書の添付書類  
のうち、規約変更の内容及び理由を記載した書類（町内会・自治会のための認可地縁団体ハン  
ドブック（第 2 版）P47-48 の文書のこと。2016 年 4 月 17 日受付分の規約変更認可申請書で  
は、第 6 号様式と定められた文書のこと）

2022 年 6 月 2 日 **不存在決定**

理由：当該規約変更は、2012 年 10 月 8 日に〇〇地区で実施された住所整理に伴い行われたもの  
であり、変更前の規約と照らし合わせることで変更理由、変更箇所を確認できました。  
したがって、市は請求内容の文書を不要とし、提出を求めなかったため、存在いたしま  
せん。

2022 年 7 月 28 日 **審査請求**

2022-14 2022 年 5 月 31 日 ……………（文化スポーツ振興部文化振興課）

■2016 年（仮称）国際工芸美術館整備に際し必要となる「東京における自然の保護と回復に関す  
る条例」に基づく自然環境調査

2022 年 6 月 14 日 **部分公開決定**

・（仮称）町田市立国際工芸美術館整備に係る自然環境調査報告書

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当

- 希少種が生息する位置に関する情報は、公にすることにより、第三者による希少種の  
捕獲・採掘等を容易にし、希少種の保護に著しい支障が生じると認められるため。

ページ	公開しない部分
4-1-2	13 行目
4-1-3	コモチシダ（シシガシラ科） 6 行目、7 行目
4-1-3	セイタカシケンダ（オシダ科） 5 行目
4-1-3	トウゴクシダ（オシダ科） 5 行目、6 行目
4-1-3	ハンノキ（カバノキ科） 6 行目、7 目
4-1-4	コウモリカズラ（ツヅラフジ科） 5 行目

4-1-4	タマノカンアオイ (ウマノスズクサ科) 8行目
4-1-4	ネコノメソウ (ユキノシタ科) 6行目
4-1-4	オカタツナミソウ (シソ科) 5行目
4-1-5	キツネノカミソリ (ヒガンバナ科) 5行目
4-1-5	エビネ (ラン科) 8行目、9行目
4-1-5	ギンラン (ラン科) 6行目、7行目
4-1-5	キンラン (ラン科) 7行目、8行目
4-1-6	ササバギンラン (ラン科) 6行目から8行目
4-1-6	マヤラン (ラン科) 5行目、6行目
4-1-7	地図部分
4-2-9	地図部分
4-2-11	地図部分
4-2-30	アオダイショウ (有鱗目ナミヘビ科) 8行目
4-2-30	ヤマアカガエル (無尾目アカガエル科) 6行目
4-2-30	シオヤトンボ (トンボ目トンボ科) 7行目
4-2-31	キンヒバリ (バッタ目ヒバリモドキ科) 8行目
4-2-31	ヤチスズ (バッタ目ヒバリモドキ科) 9行目
4-2-31	ミカドガガンボ (ハエ目ガガンボ科) 9行目、10行目
4-2-31	オオイシアブ (ハエ目ムシヒキアブ科) 6行目
4-2-32	キシノウエトタテグモ (クモ目トタテグモ科) 9行目から11行目
4-2-32	ナガオカモノアラガイ (柄眼目オカモノアラガイ科) 7行目から10行目
4-2-32	オオウエキビ (柄眼目ベッコウマイマイ科) 7行目から10行目
4-2-33	ヒラマキガイモドキ (基眼目ヒラマキガイモドキ科) 6行目
4-2-33	マメシジミ属 (マルスダレガイ目マメシジミ科) 7行目
4-2-33	ヌカエビ (エビ目ヌカエビ科) 7行目
4-2-33	サワガニ (エビ目サワガニ科) 8行目、9行目

4-2-34	アブラハヤ (コイ目コイ科) 6 行目
4-2-35	地図部分
4-2-37	地図部分
4-2-39	地図部分
4-2-41	地図部分
4-2-43	地図部分
4-2-45	地図部分
4-2-47	地図部分
5-1	18 行目、33 行目
5-2	4 行目、11 行目、13 行目から 15 行目

2022-15 2022 年 6 月 1 日 …………… (地域福祉部生活援護課)

■①私の生活保護と申請 (2022. 5. 10 付) と廃止決定 (2022. 5. 26 付・文書を頂いたのは 2022. 6. 1)

②私の記録すべて

2022 年 6 月 14 日 存否応答拒否

理由：本件請求に基づき、対象者にかかる情報の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるため。

2022-16 2022 年 6 月 2 日 …………… (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の (1) 「地縁団体認可申請書」(別添書類を含むすべて)

(町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック (第 2 版) P29 の別添書類を含む認可申請書) と (2) 「地縁団体認可申請書事前審査票」

2022 年 6 月 16 日 公開決定

- ・地縁団体認可申請書事前審査表

2022 年 6 月 16 日 部分公開決定

- ・認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の (1) 「地縁団体認可申請書」(別添書類を含むすべて) (町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック (第 2 版) P29 別添書類を含む認可申請書)

- ①認可申請書
- ②〇〇〇〇町内会規約
- ③〇〇〇〇町内会 総会 議事録
- ④〇〇〇〇町内会 会員名簿
- ⑤地図
- ⑥保有資産目録
- ⑦保有予定資産目録
- ⑧平成 30 年度事業計画
- ⑨平成 29 年度〇〇〇〇町内会定期総会
- ⑩平成 28 年度〇〇〇〇町内会定期総会
- ⑪平成 27 年度〇〇〇〇町内会定期総会
- ⑫会長承認承諾書

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①、⑫のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・③のうち、会員の氏名
- ・④のうち、会員のふりがな、会員の氏名、会員の電話番号、会員の住所
- ・⑦のうち、購入等の相手方

- ・⑨～⑪のうち、会長の氏名、会長の印影、会員の氏名、会員の印影

2022-17 2022年6月2日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の2018年9月25日受付の「所有不動産の登記移転等に係る  
公告申請書」の添付書類のうち、「地方自治法260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明する  
に足りる資料」**

2022年6月16日 **部分公開決定**

- ①納品請求書兼領収書
- ②預金通帳の写し
- ③〇〇〇〇町内会の組織について
- ④会員名簿
- ⑤〇〇〇〇集会所
- ⑥町田市〇〇町〇〇〇〇番地の所有者の確認について補足

資料	公開しない部分	公開しない理由
①	法人の印影	(3)
	法人職員の印影	(1)
②	表紙	(2)
	入出金明細・振込明細	(2)
③	会長の氏名	(1)
	〇〇〇〇町内会長印の印影	(3)
④	会員の氏名	(1)
	電話番号	(1)
	住所	(1)
	備考	(1)
⑤	所有権移転承諾書の有無欄	(1)
	1枚目 5行目	(1)
	1枚目 6行目	(1)
	1枚目 7行目	(1)
	1枚目 8～12行目	(1)
	1枚目 13行目	(1)
	1枚目 14行目	(1)
	1枚目 15～17行目	(1)
	1枚目 18行目	(1)
	1枚目 19行目	(1)
	1枚目 20～22行目	(1)
	2枚目 1～5行目	(1)
	2枚目 6～10行目	(1)
	2枚目 11～13行目	(1)
⑥	1枚目 1行目、3行目	(1)
	1枚目 4行目、6行目	(1)
	1枚目 7～8行目	(1)
	1枚目 9～14行目	(1)
	1枚目 15～16行目	(1)
	1枚目 17行目、19行目	(1)
	1枚目 20～24行目	(1)
	1枚目 25行目、27行目	(1)
	2枚目 1～6行目	(1)
	2枚目 7～11行目	(1)

	2枚目 12～16行目	(1)
	2枚目 17～20行目	(1)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」の部分は、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

2022-18 2022年6月2日 ..... (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の「所有不動産の登記移転等に係る公告申請」に対して、地方自治法260条の38の第1項、第2項、第3項、第4項について、市が作成した文書のすべて。(当該申請が相当と認める文書、市長に対して異議を述べるべき旨の公告、異議を述べなかったことを証する情報など、それらに係る決裁文書などすべて)

2022年6月16日 公開決定

・認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について

2022年6月16日 部分公開決定

・1 所有不動産の登記移転に係る公告申請書【〇〇〇〇町内会】

- ①起案書鑑
- ②所有不動産の登記移転に係る公告申請書
- ③地縁団体台帳
- ④認可地縁団体印鑑登録証明書
- ⑤登記簿全部事項証明書
- ⑥保有資産目録
- ⑦保有予定資産目録
- ⑧納品請求書兼領収書
- ⑨預金通帳の写し
- ⑩〇〇〇〇町内会の組織について
- ⑪会員名簿
- ⑫〇〇〇〇集会所
- ⑬町田市〇〇町〇〇〇〇番地の所有者の確認について補足
- ⑭〇〇〇〇集会所の土地についての承諾書
- ⑮認可地縁団体ハンドブック抜粋
- ⑯位置図
- ⑰地方自治法条文抜粋

文書	公開しない部分	公開しない理由
②	会長の氏名	(1)
	会長の印影	(1)
	会長の住所	(1)
④	〇〇〇〇町内会長印の印影	(3)
	会長の氏名	(1)
	会長の生年月日	(1)
⑦	購入等の相手方	(1)
⑧	法人の印影	(3)
	法人職員の印影	(1)

⑨	表紙	(2)
	入出金明細・振込明細	(2)
⑩	会長の氏名	(1)
	〇〇〇〇町内会長印の印影	(3)
⑪	会員の氏名	(1)
	電話番号	(1)
	住所	(1)
	備考	(1)
⑫	所有権移転承諾書の有無欄	(1)
	1枚目 5行目	(1)
	1枚目 6行目	(1)
	1枚目 7行目	(1)
	1枚目 8～12行目	(1)
	1枚目 13行目	(1)
	1枚目 14行目	(1)
	1枚目 15～17行目	(1)
	1枚目 18行目	(1)
	1枚目 19行目	(1)
	1枚目 20～22行目	(1)
	2枚目 1～5行目	(1)
	2枚目 6～10行目	(1)
	2枚目 11～13行目	(1)
	⑬	1枚目 1行目、3行目
1枚目 4行目、6行目		(1)
1枚目 7～8行目		(1)
1枚目 9～14行目		(1)
1枚目 15～16行目		(1)
1枚目 17行目、19行目		(1)
1枚目 20～24行目		(1)
1枚目 25行目、27行目		(1)
2枚目 1～6行目		(1)
2枚目 7～11行目		(1)
2枚目 12～16行目		(1)
2枚目 17～20行目		(1)
⑭		会長の氏名
	承諾者の住所	(1)
	承諾者の氏名	(1)
	承諾者の印影	(1)

・2 公告結果（承諾）の情報提供について（〇〇〇〇町内会）

	公開しない部分	公開しない理由
起案書鑑	会長の氏名	(1)
公告結果（承諾）の情報提供について	会長の氏名	(1)
	表題部所有者に関するチェック欄	(1)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が

著しく損なわれると認められるため。

(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」の部分は、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

2022-19 2022年6月2日 ..... (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の「事業報告書」と「決算書」(2017年度分と2018年度分と2019年度分)

2022年6月16日 公開決定

- ・①平成29年度 事業報告
- ・②平成30年度 事業報告
- ・③令和元年度 事業報告

2022年6月16日 部分公開決定

- ・①平成29年度 一般会計収支決算書
- ・②平成29年度 特別会計収支決算書
- ・③平成29年度 会館管理運営収支決算書
- ・④平成30年度 一般会計収支決算書
- ・⑤平成30年度 特別会計収支決算書
- ・⑥平成30年度 会館管理運営収支決算書
- ・⑦令和元年度 一般会計収支決算書
- ・⑧令和元年度 特別会計収支決算書
- ・⑨令和元年度 会館管理運営収支決算書

公文書	公開しない部分	公開しない理由
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	会長の氏名	(1)
①②③	会長の印影	(1)
④⑤⑥⑦⑧⑨	〇〇〇〇町内会長印の印影	(2)
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	会員の氏名及び印影	(1)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」の部分は、法人が代表者の印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

2022-20 2022年6月8日 ..... (都市づくり部建築開発審査課)

■町田市〇〇町〇〇〇〇番地における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、誓約書。道路敷内土地登記簿調書、案内図、確約書

2022年6月13日 部分公開決定

- ・(法第43条但し書適用)
- 道路協定書 (No44)
  - ・表紙
  - ・誓約書
  - ・道路敷内土地登記簿調書
  - ・案内図
  - ・確約書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○個人が使用している印鑑の印影であり、公開することにより偽造等による不正使用の

おそれがあるため。

- ・表紙決裁欄の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・誓約書のうち、誓約者（土地所有者）の氏名、住所、印影
- ・土地謄記簿調書のうち、土地所有者の住所、氏名
- ・確約書のうち、関係者の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」の部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・確約書のうち、法人代表の印影

2022-21 2022年6月9日 ..... (市民部市民協働推進課)

■2013年に町田市が受けた、認可地縁団体の規約変更認可申請書（添付書類を含む）のすべて

2022年6月23日 部分公開決定

- ・①規約変更認可申請書 (〇〇〇〇町内会)
- ・②規約変更認可申請書 (〇〇〇〇自治会)
- ・③規約変更認可申請書 (〇〇〇〇町内会)
- ・④規約変更認可申請書 (〇〇〇〇町内会)
- ・⑤規約変更認可申請書 (〇〇〇〇町内会)
- ・⑥規約変更認可申請書 (〇〇〇〇自治会)
- ・⑦規約変更認可申請書 (〇〇〇〇町内会)
- ・⑧規約変更認可申請書 (〇〇〇〇自治会)

資料	公開しない部分	公開しない理由
①	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	〇〇〇〇町内会会長印の印影	(2)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)
②	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	会長の印影	(1)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)
③	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	会長の印影	(1)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)
④	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	〇〇〇〇町内会会長之印の印影	(2)
	会員の氏名	(1)
	会員の住所	(1)
	会員の印影	(1)
	会員の電話番号	(1)

	協力団体代表者の氏名	(1)
	協力団体代表者の住所	(1)
	協力団体代表者の電話番号	(1)
⑤	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	会長の印影	(1)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)
⑥	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	会長の印影	(1)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)
⑦	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	会長の印影	(1)
	会長の電話番号	(1)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)
	会員の住所	(1)
	講師の氏名	(1)
	会員の電話番号	(1)
	会員との続柄	(1)
	会員の柳号	(1)
⑧	会長の氏名	(1)
	会長の住所	(1)
	会長の印影	(1)
	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」の部分は、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

2022-22 2022年6月9日 …………… (市民部市民協働推進課)

■22 町市協第99号公文書不存在決定通知に示された「当該規約変更は、・・・変更前の規約と照らし合わせ・・・変更箇所を確認・・・した」とするところの、規約の変更前と変更後の照らし合わせた書類のすべて(地方自治法260条の2の3項第8号の「資産に関する事項」の、地縁団体認可申請時と2013年5月29日規約変更申請時点における「財産目録」を含む)、規約変更認可申請書の「規約変更の内容」がわかる書類のこと。

2022年6月23日 部分公開決定

- ・①○○○○自治会規約(認可申請時の規約)
- ・②規約変更認可申請書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・②のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影、会員の氏名、会員の印影

2022-23 2022年6月23日 …………… (市民部市民協働推進課)

■22 町市協第 99 号公文書不存在決定通知に示された「したがって、市は、請求内容の文書を・・・とし、提出を求めなかった・・・」とするところの、「市が、請求内容の文書の提出を求めなかったことが分かる文書」、「市が請求内容の文書の提出を求めなかったことを示す、市の保有する情報」のこと

2022年7月5日 **不存在決定**

理由：請求件名の文書を作成していないため。

2022-24 2022年6月23日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2012年の町田市で施行された住所表示変更地区にある認可地縁団体の認可決定通知書すべて(もしくは、認可地縁団体台帳)

2022年7月5日 **部分公開決定**

・地縁による団体認可書(〇〇〇〇町内会)(5団体分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名、会長の住所

2022-25 2022年6月24日 …………… (市民部市民協働推進課)

■22 町市協第 145 号(2022年6月23日付)公文書部分公開決定において、請求文書のうち欠落している文書

1) 照らし合わせた「変更後」の規約

2) 照らし合わせた「変更前」の財産目録(住所整理に伴い住所変更を要する資産が記載されている)

3) 照らし合わせた「変更後」の財産目録

2022年7月5日 **不存在決定**

理由：請求件名の文書を自治会から受け取っていないため。

2022-26 2022年6月24日 …………… (市民部市民協働推進課)

■1) 認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の規約変更認可申請書(別途書類1、2を含む)(過去分含めてすべて)

2) 認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の規約変更認可申請書(別途書類1、2を含む)(過去分含めてすべて)

3) 認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の規約変更認可申請書(別途書類1、2を含む)(過去分含めてすべて)

2022年7月5日 **部分公開決定**

・1) 認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の規約変更認可申請書(別途書類1、2)(過去分含めてすべて)

・規約変更認可申請書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

・会長の氏名、会長の印影、会長の住所

2022年7月5日 **不存在決定**

・2) 認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の規約変更認可申請書(別途書類1、2を含む)(過去分含めてすべて)

3) 認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」の規約変更認可申請書(別途書類1、2を含む)(過去分含めてすべて)

理由：〇〇〇〇町内会と〇〇〇〇町内会は、規約変更認可申請を行っていないため。

2022-27 2022年6月24日 …………… (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請書(2013年5月29日受付分)についての  
決裁文書すべて(市長の承認、規約変更認可決定通知書など)

2022年7月5日 部分公開決定

- ・①規約変更認可について(〇〇〇〇自治会)
- ②規約変更認可申請書

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名
- ・②のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影、会員の氏名、会員の印影

2022-28 2022年6月24日 …………… (市民部市民協働推進課)

■22 町市協第144号(2022年6月23日付)公文書部分公開決定通知において、請求文書のうち欠  
落している文書、1) 〇〇〇〇自治会の規約変更認可申請書 2) 〇〇〇〇町内会の規約変更認  
可申請書の別途書類の1、および3) 〇〇〇〇町内会の「変更前」の規約、4) 〇〇〇〇町内会  
の「変更後」の規約

2022年7月6日 部分公開決定

- ・規約変更認可申請書(〇〇〇〇自治会)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・会長の氏名、会長の住所、会長の印影、会員の氏名、会員の印影

2022年7月6日 不存在決定

- ・2) 〇〇〇〇町内会の規約変更認可申請書の別途書類の1
- 3) 〇〇〇〇町内会の「変更前」の規約
- 4) 〇〇〇〇町内会の「変更後」の規約

理由: 請求件名の文書を町内会から受け取っていないため。

2022-29 2022年7月1日 …………… (市民部市民協働推進課)

■2012年の町田市の住所整理が行われた地区にある認可地縁団体が申請した、2012年から現在ま  
でに町田市が受けた規約変更認可申請書のうち、2012年の住所整理に伴い行われた、「〇〇〇〇  
自治会」の2013年受付の規約変更認可申請書を除く、規約変更認可申請書(添付書類の1と2  
を含む)のすべて。

2022年7月11日 部分公開決定

- ・規約変更認可申請書(〇〇〇〇町内会)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・会長の氏名、会長の住所、会長の印影

2022-30 2022年7月13日 …………… (保健所生活衛生課)

■営業許可台帳一覧(新規許可施設)2022.6/1~6/30までのもの  
旅館業新規施設一覧(新規許可施設)2022.6/1~6/30までのもの

2022年7月21日 公開決定

- ・営業許可台帳一覧(新規許可施設)2022年6月末時点
- ・旅館業新規施設一覧(2022年6月)

2022-31 2022年7月14日 …………… (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の2013年4月19日付け申請(2013年5月29日付け受付、

**2013年5月31日付け認可)の規約変更認可申請の、(1)認可前の保有資産目、(2)認可後の保有資産目録**

2022年7月27日 **公開決定**

- ・(1)認可前の保有資産目録

2022年7月27日 **不存在決定**

- ・(2)認可後の保有資産目録

理由：請求件名の文書を自治会から受け取っていないため。

2022-32 2022年7月14日 ..... (市民部市民協働推進課)

■2012年の町田市の住所整理が行われた地区にある認可地縁団体が申請した、2012年から現在までに町田市が受付けた規約変更認可申請のうち、「2012年の住所整理を唯一の規約変更の理由」とする、(1)規約変更認可申請書すべて、(2)(1)の規約変更認可申請書の別途書類の1「規約変更の内容及び理由」を記載した書類すべて。

2022年7月27日 **部分公開決定**

- ・規約変更認可申請書(〇〇〇〇自治会)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・会長の氏名、会長の住所、会長の印影

2022年7月27日 **不存在決定**

理由：請求件名の文書を自治会から受け取っていないため。

2022-33 2022年7月15日 ..... (市民部市民協働推進課)

■2013年に町田市長が承認した(認可地縁団体の)規約変更認可申請書のすべて

2022年7月27日 **部分公開決定**

- ・規約変更認可申請書(〇〇〇〇町内会)(8団体分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・会長の氏名

2022-34 2022年7月15日 ..... (環境資源部環境共生課)

■町田市〇〇町〇〇〇〇番地(〇〇-〇〇) 土壤汚染状況調査報告書 平成30年1月12日付

2022年7月26日 **部分公開決定**

- ・土壤汚染状況調査報告書 平成30年1月12日付

東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地(住居表示)

東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地(地番表示)

理由：(1)町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

- ・報告書担当者氏名
- ・電子メールアドレス
- ・土壤汚染調査技術管理者氏名

(2)町田市情報公開条例第5条第1項第2号(法人情報)に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の印影

2022-35 2022年7月25日 ..... (財務部資産税課)

■1.平成30年11月26日頃、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「不動

産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメールに関し東京都から入手したメール等

2. 平成 30 年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成 28 年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等

- (1) 不動産鑑定業者等に配布等した応募要領等（鑑定等の対象地点数を記載した書類を含む）
- (2) 入札又は随意契約によることを決定した決裁書
- (3) 入札又は見積の開札結果表一式（見積りの場合は契約相手の見積書を含む）
- (4) 契約書、仕様書、実施要領等
- (5) 完了報告書及び請求書
- (6) 支出命令書（委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む）

3. 令和 3 年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度（平成 31 年度）の鑑定評価等業務及び付随業務に関する上記の 2. の (1) ～ (6) の書面等

なお、実施要領等の重複及び評価書等の様式は不要。また、対象地点数が仕様書等に記載されている場合には標準宅地の一覧表も不要です。

2022 年 8 月 3 日 **公開決定**

令和 3 年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度（平成 31 年度）の鑑定評価等業務について

- ・ 契約方法決定書（その 1）
- ・ 契約方法決定書（その 2）
- ・ 契約方法決定書（その 3）
- ・ 契約方法決定書（その 4）
- ・ 契約方法決定書（その 5）
- ・ 契約方法決定書（その 6）
- ・ 契約方法決定書（その 7）
- ・ 2019 年度第 2 回財務部契約事務適正化委員会の審議結果について（通知）

2022 年 8 月 3 日 **部分公開決定**

・ 令和 3 年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度（平成 31 年度）の鑑定評価等業務について

- 【1】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 1）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書
- 【2】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 2）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書
- 【3】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 3）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書
- 【4】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 4）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書
- 【5】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 5）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書
- 【6】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 6）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書
- 【7】標準宅地鑑定業務委託単価契約（その 7）単価契約書・見積書・業務委託完了届・請求書・支出負担行為兼支出命令書

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に該当

○法人が代表者印として使用している印鑑及び事業を営む個人が使用している印鑑の印影で、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人及び事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・ 単価契約書・見積書・業務委託完了届及び請求書に押してある、不動産鑑定事務所代表者及び事業を営む個人の印影

町田市情報公開条例第5条第1項第2号及び5号に該当

○法人及び事業を営む個人が使用している振込口座で、公開し、情報が流通することによって不正使用される恐れがあり、法人及び事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・支出負担行為兼支出命令書に記載してある不動産鑑定事務所及び事業を営む個人の振込先。

2022年8月3日 **不存在決定**

- ・ 1. 平成30年11月26日頃、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメールに関し東京都から入手したメール等
- 2. 平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等
  - (1) 不動産鑑定者等に配布した応募要領等（鑑定等の対象地点数を記載した書類を含む）
  - (2) 入札又は随意契約によることを決定した決裁書
  - (3) 入札又は見積の開札結果表一式（見積りの場合は契約相手の見積書を含む）
  - (4) 契約書、仕様書、実施要領等
  - (5) 完了報告書及び請求書
  - (6) 支出命令書（委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む）
- 3. 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度（平成31年度）の鑑定評価等業務及び付随業務に関する上記2.の(1)

理由：1及び2について、町田市文書管理規程第33条の規定による文書の保存年限経過により、同規程第39条に基づき廃棄したため。

3について、東京都不動産鑑定士協会から提供される名簿を基に特命随意契約を行ったため。

2022-36 2022年7月28日 ……………（地域福祉部生活援護課）

■町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託に関するプロポーザルについて、ランスタッド株式会社以外から提出された以下のもの

- ①提案書
- ②企画書
- ③見積書

2022年8月5日 **部分公開決定**

- ・ 町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託について
  - 〔1〕プラットホームまちだ
    - ・ 提案書
    - ・ 見積書
    - ・ 企画書
  - 〔2〕株式会社パソナ
    - ・ 提案書
    - ・ 見積書
    - ・ 企画書
  - 〔3〕特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンジ
    - ・ 提案書
    - ・ 見積書
    - ・ 企画書
  - 〔4〕株式会社シグマスタッフ
    - ・ 提案書
    - ・ 見積書
    - ・ 企画書

- 理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当  
 ○公開することにより印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。  
 ・〔1〕～〔4〕の提案書：法人代表の印影
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当  
 ○個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため。  
 ・〔1〕～〔4〕の提案書：法人担当者の氏名、法人担当者のメールアドレス  
 ・〔3〕の提案書：法人担当者の携帯電話番号  
 ・〔2〕の企画書：法人担当者の氏名、イニシャル  
 ・〔2〕～〔4〕の企画書：法人担当者及び利用者の顔写真  
 ・〔4〕の企画書：業務従事者氏名、業務実施体制の人員氏名

2022-37 2022年7月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の行った土地所有権移転登記の経緯が分かる情報すべて  
 ((1) 公告申請の事前相談、(2) 事業報告などすべて)**

2022年8月12日 **不存在決定**

- 理由：(1)については、自治会から相談を受けておらず存在しないため。  
 (2)については、收受済みの事業報告書を確認しましたが、請求内容について記載がないため。  
 なお、(1)(2)以外の〇〇〇〇自治会に関する公文書を確認しましたが、請求内容に関する文書は存在しません。

2022-38 2022年7月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の行った不動産の所有権移転登記の市の認可**

2022年8月12日 **不存在決定**

- 理由：市は不動産の所有権移転登記について認可を行っていないため。

2022-39 2022年7月29日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の行った土地所有権移転登記について市の保有する情報すべて**

2022年8月12日 **不存在決定**

- 理由：請求件名の文書を自治会から受け取っていないため。

2022-40 2022年8月1日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の平成24年度活動報告のうち「事業報告3の特別事業」に関する「市が現在保管し利用している」文書すべて**

2022年8月12日 **不存在決定**

- 理由：認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の平成24年度活動報告は、町田市文書管理規程第33条により5年保存となっております。そのため、保存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みとなっているので存在いたしません。また、請求件名の文書について、市が現在保管し利用している文書もありません。

2022-41 2022年8月1日 …………… (保健所保健総務課)

- 1 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等  
 2 PCR陽性判定の無症状者が他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等  
 3 マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等  
 4 新型コロナワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等**

2022年8月4日 **不存在決定**

- 理由：市では該当する内容の研究を行っておらず、当該内容の科学的根拠又は論文は所持していないため。

2022-42 2022年8月2日 …………… (文化スポーツ振興部文化振興課)

■**芹ヶ谷公園芸術の杜パークミュージアム整備計画の町田市主催の説明会 2022年5月26日(18時半～)、29日(10時～、15時～)について**

- ①説明会の議事録
- ②説明会の録画データ
- ③説明会で集めた意見
- ④説明会で配布した資料(カラー版でA3サイズ)

2022年8月15日 **公開決定**

- ・芹ヶ谷公園“芸術の杜“パークミュージアム”整備計画説明会 主な発言(2022年5月26日開催分)
- ・芹ヶ谷公園“芸術の杜“パークミュージアム”整備計画説明会 主な発言(2022年5月29日10時30分～13時開催分)
- ・芹ヶ谷公園“芸術の杜“パークミュージアム”整備計画説明会 主な発言(2022年5月29日15時～17時30分開催分)
- ・芹ヶ谷公園“芸術の杜“パークミュージアム”整備計画説明会 意見用紙にいただいたご意見一覧
- ・芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備計画説明会 投影資料
- ・(仮称)公園案内棟/喫茶/工房・アート体験棟基本計画 概要(案)

2022年8月15日 **部分公開決定**

- ・芹ヶ谷公園“芸術の杜“パークミュージアム整備計画説明会 録画データ

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・説明会出席者の住所、氏名が発言されている音声部分及び顔の写されている映像部分

2022-43 2022年8月5日 …………… (政策経営部企画政策課)

■**いじめ調査委員会の本件に関する(当該児童以外の)対象児童のその保護者と〇〇小学校の教員や校長、副校長が当該児童の件で、面談(または電話で話した)した全ての記録(期間:2020年12月1日から2021年3月31日まで)**

2022年8月19日 **非公開決定**

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2022-44 2022年8月5日 …………… (学校教育部指導課)

■**いじめ調査委員会の本件に関する(当該児童以外の)対象児童のその保護者と〇〇小学校の教員や校長、副校長が当該児童の件で面接した(または電話で話した)全ての記録(期間:2020年12月1日から～2021年3月31日まで)**

2022年8月19日 **非公開決定**

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2022-45 2022年8月16日 …………… (市民部市民協働推進課)

■**認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の行った土地所有権移転登記に関しての「市が現在保有し利用している(利用可能な)」文書すべて**

2022年8月25日 **部分公開決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の行った土地所有権移転登記に関しての「市が現在保有し利用している(利用可能な)」文書すべて

- ①平成29年度 総会資料

- ・平成 28 年度 ○○○○自治会活動報告
- ・平成 28 年度 ○○○○自治会役員活動表
- ・2016 年（平成 28 年）度・決算書
- ・2016 年（H28 年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）
- ・平成 29 年度（2017 年度）○○○○自治会 役員選出の件（案）
- ・平成 29 年度（2017 年度）○○○○自治会活動計画（案）
- ・2017 年度（平成 29 年）・予算書（2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日）

②平成 29 年度 ○○○○自治会定期総会議事録

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・会員の氏名、会員の印影

2022-46 2022 年 8 月 16 日 ……………（市民部市民協働推進課）

**■認可地縁団体「○○○○自治会」の行った土地所有権移転登記の市の承認**

2022 年 8 月 25 日 **不存在決定**

理由：市は土地の所有権移転登記について承認を行っていないため。

2022-47 2022 年 8 月 18 日 ……………（市民部市民協働推進課）

**■認可地縁団体「○○○○自治会」の資産に関する事項の規約変更の市長の認可（地方自治法 260 条の 3 の第 2 項の認可）**

2022 年 8 月 25 日 **不存在決定**

理由：認可地縁団体「○○○○自治会」は資産に関する事項の規約変更を行っていないため。

2022-48 2022 年 8 月 18 日 ……………（市民部市民協働推進課）

**■認可地縁団体「○○○○自治会」の資産に関する事項（土地所有権移転登記）の規約変更の市長の認可（地方自治法 260 条の 3 の第 2 項の認可）**

2022 年 8 月 25 日 **不存在決定**

理由：認可地縁団体「○○○○自治会」の資産に関する事項（土地所有権移転登記）の規約変更を行っていないため。

2022-49 2022 年 8 月 18 日 ……………（財務部資産税課）

**■町田市の地番が載った図面（図面の種類や名称、精度は問わない）で、2021 年中の登記異動修正済の shape データ。**

※地番の他、字界・字名・家屋（外形・家屋番号）の情報もあれば併せてお願いします。

※次回最新版に更新される予定時期と、測地成果（JGD2000, JGD2011 等）についてご回答をお願いします。

※コード表記等を行っている場合は、コード表等の資料もお願いします。

2022 年 8 月 30 日 **公開決定**

- ・電子地番図（2022 年 1 月 1 日現在）

（町田市全域における、2022 年 1 月 1 日現在の土地現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。）

- ・地番、字名を含み、字界、家屋（外形・家屋番号）は含みません。
- ・電子地番図更新時期は、毎年 4 月初旬頃となります
- ・測地成果については、JGD2000、JGD2011、日本測地系、任意座標系の混在になります。
- ・コード表記等による読み替えは行っていません。

2022-50 2022 年 8 月 23 日 ……………（総務部総務課）

**■2022 年 7 月末に公募採択結果が出ました町田市大地沢自然交流サイトの、株式会社キープ・ウ**

## イルダイニングの評価項目の詳細等

2022年9月5日 部分公開決定

- ・町田市公の施設指定管理者選定基準表

施設名：町田市大地沢自然交流サイト

応募団体名：株式会社キープ・ウイルダイニング 分

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○採点者氏名を公表することにより、適正に採点することが困難になるため。

- ・採点者氏名

2022-51 2022年8月23日 …………… (子ども生活部大地沢青少年センター)

### ■2022年7月末に公募採択結果が出ました町田市大地沢自然交流サイトの、選定された団体様の提案内容

2022年9月5日 部分公開決定

- ・2022年度町田市大地沢自然交流サイト指定管理者候補者選考における、選定者の提案文書

- ・事業計画書

- ・選考委員会プレゼンテーション用資料

- ・公の施設の指定管理者管理運営状況評価表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別されるため

- ・個人の写真

2022-52 2022年9月1日 …………… (市民部市民協働推進課)

### ■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の資産に関する事項「〇〇〇〇さんが譲渡した土地所有権」の市長の認可（地方自治法260条3の第2項の認可のこと）

2022年9月13日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-53 2022年9月1日 …………… (市民部市民協働推進課)

### ■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の資産に関する事項「土地所有権」の市長の認可（地方自治法260条の3の第2項の認可のこと）

2022年9月13日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-54 2022年9月1日 …………… (市民部市民協働推進課)

### ■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の資産に関する事項「平成24年度事業報告3 特別事業の「共有財産に関する規定」の廃止」の市長の認可（地方自治法260条の3の第2項の認可のこと）

2022年9月13日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-55 2022年9月5日 …………… (市民部市民協働推進課)

### ■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の「資産に関する事項「土地所有権」の保有」の市長の認可（地方自治法260条3の第2項の認可のこと）

2022年9月13日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-56 2022年9月6日 …………… (地域福祉部福祉総務課)

### ■木曾福祉サービスセンターの土地を市が購入した金額

2022年9月13日 取下げ

2022-57 2022年9月9日 …………… (保健所生活衛生課)

■〇〇〇〇への立ち入り調査への結果 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

2022年9月21日 部分公開決定

苦情・相談処理票

・令和4年8月19日受付 (〇〇〇〇施設への立入調査について)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・相談内容に出てくる氏名

・処理経過欄の⑦の1行目前半

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるものであるため。

・処理経過欄の①から⑥、⑦の1行目後半、⑧から⑨、\*他の聞き取り事項以下3行目、5行目から9行目

2022-58 2022年9月20日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「〇〇〇〇自治会」の「保有資産目録に記載された土地の住居表示の変更」の市長の認可 (地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと)

2022年10月3日 不存在決定

・市は、「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-59 2022年9月20日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「〇〇〇〇自治会」の「保有資産目録に記載された集会所の住居表示の変更」の市長の認可 (地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと)

2022年10月3日 不存在決定

理由：市は「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-60 2022年9月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「〇〇〇〇自治会」の「第 30 条の別に定める財産目録のうち保有資産目録に記載された土地」の「住居表示の変更」の市長の認可 (地方自治法 260 条の 3 の第 2 項の認可のこと)

2022年10月5日 不存在決定

理由：市は「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-61 2022年9月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「〇〇〇〇自治会規約」の「第 30 条の別に定める財産目録のうち保有資産目録に記載された集会所」の「居住表示の変更」の市長の認可 (地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと)

2022年10月5日 不存在決定

理由：市は「〇〇〇〇自治会」から請求件名の認可申請を受けていないため。

2022-62 2022年9月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「〇〇〇〇自治会規約」の「第 3 条の区域」の「住居表示の変更」の市長の認可 (地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと)

2023年3月29日 部分公開決定

・〇〇〇〇自治会規約」の「第 3 条の区域」の「住居表示の変更」の市長の認可 (地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと)

・規約変更認可申請書 13 町市協第 485 号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものである

ため。  
・会長の氏名

2022-63 2022年9月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■「〇〇〇〇自治会規約」の「第4条の事務所」の「住居表示の変更」の市長の認可（地方自治法260条3の第2項の認可のこと）

2023年3月29日 部分公開決定

・「〇〇〇〇自治会規約」の「第4条の事務所」の「住居表示の変更」の市長の認可（地方自治法260条3の第2項の認可のこと）

・規約変更認可申請書 13町市協第485号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別されうるため。

・会長の氏名

2022-64 2022年9月22日 …………… (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の「土地所有権の保有」を認めることになる規約変更の内容の規約変更認可申請の市長の認可（地方自治法260条3の第2項の認可のこと）

2022年10月6日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から「土地所有権の保有」を認めることになる規約変更の内容の規約変更認可申請を受けていないため。

2022-65 2022年9月28日 …………… (政策経営部企画政策課)

■〇〇年〇〇月〇〇日に自死した〇〇小学校の女子小学〇年生に関する全ての文書。

対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。

学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。教育委員会にも申請しています。

2022年10月12日 公開決定

・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2022年10月12日 非公開決定

・〇〇年〇〇月〇〇日に自死した女子小学〇年生に関する全ての文書。対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。（「重大事態調査経過報告書」を除く）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2022-66 2022年9月28日 …………… (学校教育部指導課)

■〇〇年〇〇月〇〇日に自死した〇〇小学校の女子小学〇年生に関する全ての文書。

対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。

学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。

2022年10月12日 公開決定

・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2022年10月12日 非公開決定

・〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日に自死した女子小学〇年生に関する全ての文書。対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。（「重大事態調査経過報告書」を除く）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2022-67 2022年10月3日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■ (仮称) 町田市立国際工芸美術館の建築における建築用途制限以外の建築物の特例許可について

③ (別紙2) に記載された「建築審査会」の審査委員

2022年10月17日 公開決定

・町田市建築審査会委員会名簿 (任期: 2022年6月1日~2024年5月31日)

2022-68 2022年10月5日 …………… (総務部総務課)

■ 1, 町田市庁舎内において公費で購読している政党機関紙 しんぶん赤旗 (日刊・日曜版)・公明新聞・社会新報・自由民主・立憲民主・及び聖教新聞の購読部数  
令和3年、4年分

2022年10月12日 不存在決定

理由: 当該公文書は、2019年 (令和元年) 11月以降、政党機関紙の購入状況調査を行っていないことにより、実施機関では作成しておらず、存在しないため。

2022-69 2022年10月5日 …………… (総務部職員課)

■ 2, 職員が個人で購読している政党機関紙の部数が分かる資料 及び政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達

2022年10月12日 不存在決定

理由: 実施機関では、職員個人の購読する政党機関紙の調査を行っていないことから、当該公文書の作成及び取得はしていないため。

また、政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達も作成・取得していないため。

2022-70 2022年10月5日 …………… (財務部市有財産活用課)

■ 3, 政党機関紙の配達・集金・勧誘についての許可証の有・無 ある場合は、その写し

2022年10月12日 不存在決定

理由: 政党機関紙を配達・集金・勧誘をするための許可書を発行していないため。

2022-71 2022年10月3日 …………… (財務部営繕課)

■ (仮称) 町田市立国際工芸美術館の建築における建築用途制限以外の建築物の特例許可について

①22 町文文第 324 号 (別紙 1) が配布された範囲、世帯数、人数

②同書類に添付された「特例許可の解説」(別紙 2) に明記された「公聴会」の対象範囲と世帯数、人数

2022年10月17日 部分公開決定

(仮称) 町田市立国際工芸美術館の建築における建築用途制限以外の建築物の特例許可について

① 22 町文文第 324 号 (別紙 1) が配布された範囲

② 同書類に添付された「特例許可の解説」(別紙 2) に明記された「公聴会」の対象範囲

・①②の範囲が分かる地図

理由: 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・転写者氏名

2022年10月17日 不存在決定

・(仮称) 町田市立国際工芸美術館の建築における建築用途制限以外の建築物の特例許可について

①22 町文文第 324 号 (別紙 1) が配布された世帯数、人数

②同書類に添付された「特例許可の解説」(別紙 2) に明記された「公聴会」の世帯数、人数

理由: 書類を配布する際に配布範囲は決定しますが、世帯数及び人数については作成していません。

- 2022-72 2022年10月12日 ……………(市民部市民協働推進課)  
**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(規約変更内容「住居表示(旧)〇〇(7件)から(新)〇〇(7件)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)**  
 2022年10月26日 **不存在決定**  
 理由:市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から、〇〇(7件)への変更を理由とする認可申請を受けていないため。
- 2022-73 2022年10月12日 ……………(市民部市民協働推進課)  
**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇)の変更」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)**  
 2023年3月29日 **部分公開決定**  
 ・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇)の変更」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)  
 ・規約変更認可申請書 13町市協第485号  
 理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当  
 ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。  
 ・会長の氏名
- 2022-74 2022年10月13日 ……………(市民部市民協働推進課)  
**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(不動産の表示)の変更」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)**  
 2022年10月26日 **不存在決定**  
 理由:市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から不動産の表示の変更を理由とした認可申請を受けていないため。
- 2022-75 2022年10月13日 ……………(市民部市民協働推進課)  
**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「居住表示(住所の表示)の変更」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)**  
 2023年3月29日 **部分公開決定**  
 ・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「居住表示(住所の表示)の変更」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)  
 ・規約変更認可申請書 13町市協第485号  
 理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当  
 ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。  
 ・会長の氏名
- 2022-76 2022年10月14日 ……………(市民部市民協働推進課)  
**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可(「住居表示(〇〇(7件)の変更)(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)**  
 2023年3月29日 **部分公開決定**  
 ・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可(「住居表示(〇〇(7件)の変更)(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)  
 ・規約変更認可申請書 13町市協第485号  
 理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当  
 ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。  
 ・会長の氏名
- 2022-77 2022年10月14日 ……………(市民部市民協働推進課)  
**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可(「住居表示(〇〇(7件)への変更)(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)**

2022年10月26日 **不存在決定**

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から、〇〇（7件）への変更を理由とする認可申請を受けていないため。

2022-78 2022年10月17日 ……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請「(規約変更の内容((旧)〇〇(新)〇〇)の住居表示の変更)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)

2022年10月26日 **不存在決定**

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から〇〇への変更を理由とする認可申請を受けていないため。

2022-79 2022年10月17日 ……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請「(規約変更の内容((旧)〇〇(新)〇〇(6件))の住居表示の変更)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)

2023年3月29日 **部分公開決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請「(規約変更の内容((旧)〇〇(新)〇〇(6件))の住居表示の変更)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)  
・規約変更認可申請書 13町市協第485号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022-80 2022年10月17日 ……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請「(規約変更の内容((旧)〇〇(新)〇〇)の住居表示の変更)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)

2023年3月29日 **部分公開決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請「(規約変更の内容((旧)〇〇(新)〇〇)の住居表示の変更)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)  
・規約変更認可申請書 13町市協第485号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022-81 2022年10月17日 ……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請「(規約変更の内容((旧)〇〇(新)〇〇)の住居表示の変更)」の市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)

2022年10月26日 **不存在決定**

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から〇〇への変更を理由とする認可申請を受けていないため。

2022-82 2022年10月17日 ……………(防災安全部防災課)

■〇〇〇〇氏が所属する消防団第1分団第5部での活動実績を照会したい

1, 過去5年間の〇〇〇〇氏の活動実績

※災害時の出動日数(回数)及び災害時の出動報酬の金額の有無

※通常の訓練参加日数

2, 〇〇〇〇氏の入団から現在までの町田市から本人宛に支給した報酬や手当の総額

3, 令和4年第3回定例会での新井よしなお氏の一般質問

(4) 手続き書類についての原本コピー

2022年10月28日 **部分公開決定**

- ・出張旅費等給与明細書 出動人員報告 (2017年4月分から2022年3月分まで)
- ・第1分団第5部 訓練等出動報告書 (2019年1月分)
- ・出動報酬明細書 (2022年第1分団第5部 4月分～9月分 出動人員報告)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○職員が個人としても使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・事務局確認済欄の職員印
- ・訂正印

2022年10月28日 **不存在決定**

3、令和4年第3回定例会での新井よしなお氏の一般質問

(4) 手続き書類についての原本コピー (入団・退団時の書類)

理由：新入団願は、5年保存です。対象者の新入団願は、保存年限が終了したため廃棄いたしました。また対象者の退団願は、受付ておりません。よって当該対象文書は存在いたしません。

2022-83 2022年10月17日 …………… (政策経営部企画政策課)

■〇〇年〇〇月〇〇日に自死した〇〇小学校の女子小学〇年生に関する全ての文書。

対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。

学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。

2022年10月28日 **公開決定**

- ・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2022年10月28日 **非公開決定**

- ・〇〇年〇〇月〇〇日に自死した女子小学〇年生に関する全ての文書。対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。(「重大事態調査経過報告書」を除く)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2022-84 2022年10月17日 …………… (学校教育部指導課)

■〇〇年〇〇月〇〇日に自死した〇〇小学校の女子小学〇年生に関する全ての文書。

対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。

学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。

2022年10月28日 **公開決定**

- ・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2022年10月28日 **非公開決定**

- ・〇〇年〇〇月〇〇日に自死した女子小学〇年生に関する全ての文書。対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日の1日のみとする。学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。(「重大事態調査経過報告書」を除く)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○町田市いじめ問題調査委員会の会議に関する情報であって、公開することにより町田市いじめ問題調査委員会の公正かつ適正な運営を著しく困難にすると認められるため。

2022-85 2022年10月17日 …………… (議会事務局)

■〇〇年〇〇月〇〇日に自死した〇〇小学校の女子小学〇年生に関する全ての文書。

対象文書の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日1日のみとする。

学校と町田警察署のやりとりに関する全ての文書。

町田市と教育委員会が正式な手続きを踏まずに情報公開請求を終了してしまいました。助けてください。

2022年10月28日 **公開決定**

・「重大事態調査経過報告書」のうち6ページ目 該当箇所

2022-86 2022年10月17日 ……………(財務部市有財産活用課)

■2019年11月5日付で町田市副市長より各部長宛てに通達された依命通達の原本コピー

19町財活第357号 庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(依命通達)

ならびに依命通達までに至る公文書があればすべて

2022年10月26日 **公開決定**

- ・16町財庁第66号 庁舎管理規則の徹底について
- ・17町財庁第79号 庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(通達)
- ・19町財活第357号 庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(依命通達)

2022-87 2022年10月19日 ……………(地域福祉部障がい福祉課)

■東村山市に所在する障がい者施設「〇〇〇〇」に関し2018年度以降、町田市に寄せられた虐待や不適切なケアが疑われる情報、および苦情の内容が分かる資料。また、それらに関する町田市や東京都の調査結果・対応、および施設側の対応が分かる資料。

2022年11月2日 **不存在決定**

理由：2018年度から現在までの虐待通報や苦情相談を確認したが、当該施設に関する通報の記録はなかったため。

2022-88 2022年10月2日 ……………(都市づくり部建築開発審査課)

■令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の住所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。

2022年11月2日 **部分公開決定**

・令和2年4月1日以降、公文書公開請求受理日(令和4年10月20日)までに提出された、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)

<対象住所>

東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地 (18件)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・発注者名または自主施工者の氏名、印影、郵便番号、電話番号、住所
- ・転居予定先及び転居先の郵便番号、電話番号、住所
- ・1. 工事の概要の①工事の名称のうち個人名、②工事の場所のうち訂正印
- ・2. 元請業者の③許可番号(登録番号)のうち主任技術者(監理技術者)氏名、技術管理者氏名(ただし、元請業者の代表者と異なる場合)

2022年11月2日 **不存在決定**

・令和2年4月1日以降、公文書公開請求書受理日(令和4年10月20日)までに提出された、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。

理由：別紙の住所(33件)については届出がないため。

2022-89 2022年10月24日 ……………(学校教育部指導課)

■東京都教育委員会が各地教委に対して回答を求めた東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向確認について町田市教育委員会が回答した2017年度から2022年度の調査票一切。

2022年11月7日 **公開決定**

- ・「学校現場における業務の適正化に向けた取組に係る状況調査について」(2017年度)
- ・「東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向の確認について(調査票)」(2018年度)
- ・「調査票」(2019年度から2022年度まで)

2022-90 **欠番**

2022-91 2022年10月31日 ……………(市民部市民協働推進課)

■〇〇〇〇町内会の現在保有する不動産

2022年11月9日 **公開決定**

- ・〇〇〇〇町内会の現在保有する不動産
- ・保有資産目録(2018年7月30日時点)

2022-92 2022年10月31日 ……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の現在所有権を有する不動産

2022年11月9日 **公開決定**

- ・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の現在所有権を有する不動産
- ・保有資産目録(2018年7月30日時点)

2022-93 2022年10月31日 ……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の現在所有権以外の権限により保有している不動産

2022年11月9日 **公開決定**

- ・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の現在所有権以外の権限により保有している不動産
- ・保有資産目録(2018年7月30日時点)

2022-94 2022年10月31日 ……………(市民部市民協働推進課)

■2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から町田市市民協働推進課が受理した書類すべて

2022年11月11日 **決定延期**

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2022年12月9日 **部分公開決定**

・2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から町田市市民協働推進課が受理した書類すべて

- ① 2022年2月18日付 町田市補助事業等実績報告書
- ② 2021年度町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ③ 2022年3月4日付 町田市補助金等清算書
- ④ 2022年度町内会・自治会活動届
- ⑤ 2022年度町内会・自治会活動補助金に係る事業計画書
- ⑥ 令和4年度定期総会資料
- ⑦ 2022年4月11日付 告示事項変更届出書
- ⑧ 令和4年度定期総会資料
- ⑨ 令和4年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録(書面決議結果)
- ⑩ 2022年4月25日付 町田市補助金等交付申請書
- ⑪ 2022年6月13日付 町田市補助金等概算払交付請求書
- ⑫ 2022年6月13日付 支払金口座振替依頼書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・①のうち、会長の住所、会長の氏名、会長の印影
- ・③のうち、会長の住所、会長の氏名、会場の印影
- ・④のうち、会長の氏名、生年月日、住所、電話番号、E-mail

- ・⑥⑧のうち、会長の氏名、訴訟相手の名前、会長の印影、会員の氏名、会員の印影
- ・⑦のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑨のうち、会員の氏名、会員の印影、会長の氏名
- ・⑩のうち、会長の住所、会長の氏名
- ・⑪のうち、会長の住所、会長の氏名、会長の印影
- ・⑫のうち、会長の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関わる情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・⑫のうち、振込先

2022-95 2022年10月31日 …………… (総務課法制課)

**■2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から町田市法制課が受理した書類すべて**

2022年11月9日 **不存在決定**

理由：請求内容に該当する公文書の受理は、行っていないため。

2022-96 2022年10月31日 …………… (政策経営部企画政策課)

**■2020年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から町田市企画政策課が受理した書類すべて**

2022年11月9日 **不存在決定**

理由：請求内容に該当する公文書の受理は、行っていないため。

2022-97 2022年10月31日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に町田市（市民協働推進課）が発行した書類すべて**

2022年11月11日 **決定延期**

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2022年12月9日 **部分公開決定**

・2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に町田市（市民協働推進課）が発行した書類すべて

- ① 2022年1月24日付 町内会・自治会活動における新型コロナウイルス感染拡大防止について（お願い）
- ② 2022年2月1日付 町内会・自治会活動における新型コロナウイルス感染拡大防止について（訂正とお詫び）
- ③ 2022年3月4日付 21 町市協第306号 町田市補助金等交付額確定通知書
- ④ 2022年6月10日付 22 町市協第110号 町田市補助金等交付決定通知書
- ⑤ 町内会への回覧・通知・掲示物
  - ・2022年1月17日付
  - ・2022年2月1日付
  - ・2022年2月15日付
  - ・2022年3月1日付
  - ・2022年4月1日付
  - ・2022年4月15日付
  - ・2022年5月2日付
  - ・2022年5月16日付
  - ・2022年6月1日付
  - ・2022年6月15日付
  - ・2022年7月1日付
  - ・2022年7月15日付

- ・2022年8月1日付
- ・2022年9月1日付
- ・2022年9月15日付
- ・2022年10月3日付
- ・2022年10月17日付

2022-98 2022年10月31日 …………… (総務部法制課)

**■2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に町田市（法制課）が発行した書類すべて**

2022年11月9日 **不存在決定**

理由：請求内容に該当する公文書の作成は、行っていないため。

2022-99 2022年10月31日 …………… (政策経営部企画政策課)

**■2022年1月から10月29日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に町田市（企画政策課）が発行した書類すべて**

2022年3月24日 **不存在決定**

理由：請求内容に該当する公文書の作成は、行っていないため。

2022-100 2022年10月31日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■2019年に認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」から町田市（市民協働推進課）が受理した書類すべて**

2022年11月11日 **決定延期**

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2022年12月9日 **部分公開決定**

・2019年に認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」から町田市（市民協働推進課）が受理した書類すべて

- ① 2019年3月18日付 町田市補助事業等実績報告書
- ② 2018年度町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ③ 2019年3月27日付 町田市補助金等清算書
- ④ 中規模集会等施設案内（2019年度）〇〇〇〇
- ⑤ 2018年度町田市町内会・自治会集会施設利用状況報告書 〇〇〇〇
- ⑥ 2018年度集会施設利用状況票 〇〇〇〇
- ⑦ 2018年度町田市町内会・自治会集会施設利用状況報告書 〇〇〇〇
- ⑧ 2018年度町田市町内会・自治会集会施設利用状況票 〇〇〇〇
- ⑨ 2018年度町田市町内会・自治会集会施設発電設備稼働状況報告書 〇〇〇〇
- ⑩ 2018年度集会施設発電設備稼働状況票 〇〇〇〇
- ⑪ 2019年度町内会・自治会等活動届
- ⑫ 2019年度町内会・自治会活動補助金に係る事業計画書
- ⑬ 平成30年度〇〇〇〇町内会通常総会（総会資料）
- ⑭ 2019年5月14日付 町田市補助金等交付申請書
- ⑮ 支払金口座振替依頼書
- ⑯ 2019年5月14日付 告示事項変更届出書
- ⑰ 平成30年度〇〇〇〇町内会通常総会（総会資料）
- ⑱ 平成30年度通常総会議事録
- ⑲ 会長就任承諾書
- ⑳ 2019年6月21日付 町田市補助金等概算払交付請求書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。

- ・①のうち、会長の住所、会長の氏名、会長の印影
- ・③のうち、会長の住所、会長の氏名、会場の印影
- ・④のうち、会長の住所、会長の氏名、会長の電話番号、会員の電話番号、会員の氏名

- ・ ⑤⑦のうち、会長の住所、会長の氏名
- ・ ⑨のうち、会長の住所、会長の氏名
- ・ ⑩のうち、会員の印影
- ・ ⑪のうち、会長の氏名、生年月日、会長の住所、電話番号、会員の氏名、会員の住所、会員の印影
- ・ ⑬⑰のうち、会長の氏名、会長の印影、会員の氏名、会員の印影
- ・ ⑭のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・ ⑮のうち、会長の氏名
- ・ ⑯のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・ ⑱のうち、会長の氏名、会長の印影、会員の氏名、会員の印影
- ・ ⑲のうち、会長の氏名、会長の印影、会長の住所
- ・ ⑳のうち、会長の氏名、会長の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」の部分は、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・ ⑬⑰のうち、法人の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・ ⑮のうち、振込先情報

2022-101 2022年10月31日 …………… (市民部市民協働推進課)

**■2019年に認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」に町田市（市民協働推進課）が発行した書類すべて**

2022年11月11日 **決定延期**

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2022年12月9日 **部分公開**

・2019年に認可地縁団体「〇〇〇〇町内会」に町田市（市民協働推進課）が発行した書類すべて

- ①2019年1月21日付 18町市協第380号 公告結果（承諾）の情報提供について
- ②2019年3月4日付 18町市協第12の2 町田市北部丘陵担当の町田市組織条例（組織規則）での位置づけの変更について（回答）
- ③2019年3月22日付 18町市協第530号 町田市補助金等交付額確定通知書
- ④2019年6月5日付 19町市協第105号 町田市補助金等交付決定通知書
- ⑤町内会への回覧・通知・掲示物
  - ・2019年1月15日付
  - ・2019年2月1日付
  - ・2019年2月15日付
  - ・2019年3月1日付
  - ・2019年3月15日付
  - ・2019年4月1日付
  - ・2019年4月15日付
  - ・2019年5月7日付
  - ・2019年5月15日付
  - ・2019年6月3日付
  - ・2019年6月17日付
  - ・2019年7月1日付
  - ・2019年7月16日付
  - ・2019年8月1日付
  - ・2019年8月15日付
  - ・2019年9月2日付

- ・2019年9月9日付
- ・2019年10月1日付
- ・2019年10月15日付
- ・2019年11月1日付
- ・2019年11月15日付
- ・2019年12月2日付
- ・2019年12月16日付

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名
- ・②のうち、会長の氏名
- ・③のうち、会長の氏名
- ・④のうち、会長の氏名

2022-102 2022年11月1日……………(学校教育部指導課)

**■東京都教育委員会が各地教委に対して回答を求めた「東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向の確認について」の、町田市教育委員会が回答をした2017年度(平成29年度)から2022年度(令和4年度)の全調査票。**

2022年11月10日 **公開決定**

- ・「学校現場における業務の適正化に向けた取り組みに係る状況調査について」(2017年度)
- ・「東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向の確認について(調査票)」2018年度
- ・「調査票」(2019年度から2022年度まで)

2022-103 2022年11月1日……………(財務部市有財産活用課)

**■2022年3月20日の市の公用車使用記録(森野の市庁舎にある車両で、特殊車両を除く)**

2022年11月7日 **公開決定**

- ・60号車の運転誌
- ・62号車の運転誌

2022-104 2022年11月1日……………(総務部職員課)

**■2022年3月20日の市職員の外勤記録ないし外出記録**

2022年11月11日 **部分公開決定**

- ・2022年3月20日の旅行命令情報

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の個人生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・経路情報の出発地及び距離

2022年11月11日 **不存在決定**

- ・2022年3月20日の市職員の外勤記録ないし外出記録

理由：2022年3月20日における職員の外勤・外出記録が存在しないため。

2022-105 2022年11月1日……………(総務部職員課)

**■2022年3月20日の市職員の旅費明細**

2022年11月11日 **部分公開決定**

- ・2022年3月20日の旅行命令情報

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の個人生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・経路情報の出発地及び距離

2022-106 2022年11月2日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇～〇〇の変更）」の市長の認可

2022年11月16日 部分公開決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇～〇〇の変更）」の市長の認可

・規約変更認可書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022-107 2022年11月2日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇～〇〇の変更）」の市長の認可

2022年11月16日 部分公開決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇～〇〇の変更）」の市長の認可

・規約変更認可書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022-108 2022年11月2日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇～〇〇・〇〇～〇〇の変更）」の市長の認可

2022年11月16日 部分公開決定

・規約変更認可書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022-109 2022年11月2日……………(生涯学習部図書館)

■2022年5～6月に、町田市生涯学習部図書館企画・地域支援係が契約した「鶴川図書館運営計画策定および運営団体結成支援業務」見積書・企画書

2022年11月15日 公開決定

・見積書（株式会社HITOTOWA）

2022年11月15日 部分公開決定

・企画書（株式会社HITOTOWA）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・個人の顔が写った写真

2022-110 2022年11月4日……………(市民部市民協働推進課)

■「13町市協第485号2013年5月31日の規約変更認可」において、「住居表示の変更」の認可対象となる規約書類すべて（なお、現在市が保管していない書類については、書類名を開示し、その不在の理由を付してください）

2022年11月18日 部分公開決定

・「13町市協第485号2013年5月31日の規約変更認可」において、「住居表示の変更」の認可対象となる規約書類すべて（なお、現在市が保管していない書類については、書類名を開示し、その不在の理由を付してください）

- ② 規約変更認可申請書
- ③ 平成 25 年度〇〇〇〇自治会総会議事録

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
  - ・①のうち、会長の氏名、住所、印影
  - ・②のうち、会員の氏名、印影

2022-111 2022 年 11 月 4 日……………(市民部市民協働推進課)

**■「13 町市協第 485 号 2013 年 5 月 31 日の規約変更認可」の対象となる住居表示が記載された規約書類すべて（なお、現在市が保管していない書類については、書類名を開示し、その不存在の理由を付してください）**

2022 年 11 月 18 日 **部分公開決定**

- ・「13 町市協第 485 号 2013 年 5 月 31 日の規約変更認可」の対象となる住居表示が記載された規約書類すべて（なお、現在市が保管していない書類については、書類名を開示し、その不存在の理由を付してください）

- ・平成 25 年度〇〇〇〇自治会総会議事録

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
  - ・会員の氏名、印影

2022-112 2022 年 11 月 4 日……………(市民部市民協働推進課)

**■「13 町市協第 485 号 2013 年 5 月 31 日の規約変更認可」において、担当者が見比べて確認した住居表示が記載された規約書類すべて（なお、現在市が保管していない書類については、書類名については、書類名を開示し、その不存在の理由を付してください）**

2022 年 11 月 18 日 **公開決定**

- ・「13 町市協第 485 号 2013 年 5 月 31 日の規約変更認可」において、担当者が見比べて確認した住居表示が記載された規約書類すべて（なお、現在市が保管していない書類については、書類名については、書類名を開示し、その不存在の理由を付してください）

- ・〇〇〇〇自治会規約

2022-113 2022 年 11 月 7 日……………(環境資源部環境共生課)

**■2019 年 4 月 11 日に届出のあった〇〇〇〇の土壤汚染状況調査報告書及び土壤汚染状況調査結果報告書**

**※住居表示 町田市〇〇町〇〇〇〇番地**

2022 年 11 月 16 日 **部分公開決定**

- ・ 1 土壤汚染状況調査結果報告書  
2019 年 4 月 11 日付  
工場又は事業場の名称：〇〇〇〇  
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地（住居表示）
- ・ 2 土壤汚染状況調査報告書  
2019 年 4 月 11 日付  
工場又は事業場の名称：〇〇〇〇  
東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地（住居表示）

理由：(1) 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 5 号に該当

- 公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報であるため。

(3) 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用されるおそれがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

1 土壤汚染状況調査結果報告書

該当箇所	非公開部分	非公開理由
1 枚目	報告者氏名、報告者の印影、連絡先の電話番号	(1)
1 枚目	報告者の印影	(2)
2 枚目	指定調査機関の代表者の印影	(3)
2 枚目	届出者の氏名	(1)

2 土壤汚染状況調査報告書

該当箇所	非公開部分	非公開理由
1 枚目	法人代表者の印影	(3)
1 枚目	連絡先の電話番号、指定調査機関の電子メールアドレス	(1)

2022-114 2022年11月14日…………… (生涯学習部生涯学習センター)

■以下の団体が落札した落札に関する全ての情報(数字は、法人番号)(随意契約を含む)

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会 (0111-05-005391)

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット (0111-05-002819)

特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング東京 (0111-05-006973)

特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシャル・マイノリティ支援全国ネットワーク  
(0100-05-019592)

佐藤かおりとともにあゆむ会(まめ猫事務室)

一般社団法人社会的包摂サポートセンター

特定非営利活動法人自立生活サポートセンターもやい

反貧困ネットワーク

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

2022年11月22日 公開決定

- ・2021年度後期まちだ市民大学「まちだの福祉」実施に伴う講師について(依頼書)  
(特定非営利活動法人自立生活サポートセンターもやい)

2022年11月22日 部分公開決定

- ・支出負担行為兼支出命令書  
(特定非営利活動法人自立生活サポートセンターもやい)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の財産に関する情報であり、公開することにより、法人の事業運営上著しく支障があると認められるため。

- ・振込先口座番号

2022-115 2022年11月17日…………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日に使用した駐車場代のわかる記録

2022年11月28日 不存在決定

理由: 2022年3月20日に駐車場の支払いが無かったため。

2022-116 2022年11月17日…………… (財務部市有財産活用課)

■62号車の2022年3月11日～3月21日までの運転日誌およびその前3ページと後ろ3ページ

60号車の2022年3月18日～3月21日までの運転日誌およびその前3ページと後ろ3ページ

2022年11月28日 公開決定

- ・62号車の運転日誌(3月1日～3月29日)
- ・60号車の運転日誌(3月10日～3月31日)

2022-117 2022年11月17日…………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の森野の市庁舎の駐車場の入出庫の記録

2022年11月28日 不存在決定

理由：駐車場の入出庫については、記録をしていないため。

2022-118 2022年11月17日…………… (財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日に60号車と62号車に乗車した職員とその所属部署

2022年11月28日 公開決定

- ・60号車の運転日誌 (3月18日～3月20日)
- ・62号車の運転日誌 (3月11日～3月20日)

2022-119 2022年11月17日…………… (総務部職員課)

■2022年3月20日の森野の市庁舎の出退勤記録

2023年1月17日 部分公開決定

- ・2022年3月20日における各部ごとの職員の出退勤状況 (市民病院除く)

- ① 政策経営部 2名
- ② 総務部 1名
- ③ 財務部 11名
- ④ 防止安全部 1名
- ⑤ 市民部 7名
- ⑥ 文化スポーツ振興部 6名
- ⑦ 地域福祉部 9名
- ⑧ 保健所 16名
- ⑨ 子ども生活部 25名
- ⑩ 環境資源部 1名
- ⑪ 道路部 3名
- ⑫ 下水道部 2名
- ⑬ 会計課 1名
- ⑭ 選挙管理委員会事務局 3名
- ⑮ 学校教育部 1名
- ⑯ 生涯学習部 29名

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・①～⑯のうち、職員番号
- ・⑨のうち、7人目、22人目及び24人目の休暇自由名称1、休暇申請番号1、休暇事由コード1
- ・⑯のうち、4人目と17人目の休暇事由名称1、休暇申請番号1、休暇事由コード1

2022-120 2022年11月21日…………… (財務部市有財産活用課)

■2022年2月20日に使われた森野の市庁舎にある車両で、特殊車両を除く公用車の運転記録。2月20日分の頁とその前後3頁ずつ

2022年11月28日 公開決定

- ・19号車の運転日誌 (2月9日～2月28日)
- ・27号車の運転日誌 (2月14日～2月28日)
- ・37号車の運転日誌 (2月9日～2月28日)
- ・52号車の運転日誌 (2月14日～2月28日)
- ・56号車の運転日誌 (2月9日～2月28日)
- ・60号車の運転日誌 (2月14日～2月28日)
- ・62号車の運転日誌 (2月7日～2月28日)
- ・74号車の運転日誌 (2月14日～2月28日)
- ・75号車の運転日誌 (2月9日～2月28日)

- ・ 99号車の運転日誌（2月15日～2月28日）
- ・ 107号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 108号車の運転日誌（2月9日～2月25日）
- ・ 139号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 197号車の運転日誌（2月7日～2月28日）
- ・ 198号車の運転日誌（2月10日～2月28日）
- ・ 206号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 210号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 220号車の運転日誌（2月10日～2月25日）

2022-121 2022年11月21日……………（下水道部下水道経営総務課）

■2022年2月20日に使われた森野の市庁舎にある車両で、特殊車両を除く公用車の運転記録。2月20日分の頁とその前後3頁ずつ。

2022年11月25日 公開決定

- ・ 315号車の運転日誌（2月9日～2月28日）

2022-122 2022年11月21日……………（道路部道路政策課）

■2022年2月20日に使われた森野の市庁舎にある車両で、特殊車両を除く公用車の運転記録。2月20日分の頁とその前後3頁ずつ。

2022年12月1日 公開決定

- ・ 63号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 71号車の運転日誌（2月10日～2月28日）
- ・ 122号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 146号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 149号車の運転日誌（2月9日～2月28日）
- ・ 174号車の運転日誌（2月10日～2月28日）

2022-123 2022年11月24日……………（市民部市民協働推進課）

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可（13町市協第485号）において、住居表示（〇〇）が記載された規約書類

2022年12月1日 不存在決定

理由：市は請求件名の書類を取得していないため。また、作成もしていないため。

2022-124 2022年11月24日……………（市民部市民協働推進課）

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可（13町市協第485号）において、担当者が見比べて確認した住居表示（〇〇）が記載された規約書類

2022年12月1日 不存在決定

理由：市は請求件名の書類を取得していないため。また、作成もしていないため。

2022-125 2022年11月24日……………（市民部市民協働推進課）

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可（13町市協第485号）において、住居表示（〇〇）が記載された規約変更認可申請書類

2022年12月1日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の書類を受け取っていないため。

2022-126 2022年11月24日……………（市民部市民協働推進課）

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可（22町市協第421号および465号）において、住居表示（〇〇）が記載された規約書類

2022年12月1日 不存在決定

理由：市は請求件名の書類を取得していないため。また、作成もしていないため。

2022-127 2022年11月24日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可(22町市協第421号および465号)において、担当者が見比べ確認した住居表示(〇〇)が記載された規約書類

2022年12月1日 不存在決定

理由：市は請求件名の書類を取得していないため。また、作成もしていないため。

2022-128 2022年11月24日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に対する規約変更認可(22町市協第421号および465号)において、住居表示(〇〇)が記載された規約変更認可申請書類

2022年12月1日 不存在決定

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の書類を受け取っていないため。

2022-129 2022年11月24日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇～〇〇)の変更」)の(1)市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)(2)住居表示(〇〇～〇〇)が記載された規約書類

2022年12月6日 部分公開決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇～〇〇)の変更」)の(1)市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)

・規約変更認可書 13町市協第485号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022年12月6日 不存在決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇～〇〇)の変更」)の(2)住居表示(〇〇～〇〇)が記載された規約書類

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の書類を受け取っていないため。

2022-130 2022年11月24日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇～〇〇)の変更」)の(1)市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)(2)住居表示(〇〇～〇〇)が記載された規約書類

2022年12月6日 部分公開決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇～〇〇)の変更」)の(1)市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)

・規約変更認可書 13町市協第485号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022年12月6日 不存在決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇～〇〇)の変更」)の(2)住居表示(〇〇～〇〇)が記載された規約書類

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の書類を受け取っていないため。

2022-131 2022年11月24日……………(市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請(「住居表示(〇〇)の変更」)の(1)市長の認可(地方自治法260条3の第2項の認可のこと)と(2)住居表示(〇〇)が記載された規約書類

2022年12月1日 部分公開決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇）の変更」）の（１）市長の認可（地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと）

・規約変更認可書

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会長の氏名

2022 年 12 月 1 日 **不存在決定**

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇）の変更」）の（２）住居表示（〇〇）が記載された規約書類

理由：市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の書類を受け取っていないため。

2022-132 2022 年 11 月 24 日……………（市民部市民協働推進課）

**■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請（「住居表示（〇〇）の変更」）の（１）市長の認可（地方自治法 260 条 3 の第 2 項の認可のこと）（２）住居表示（〇〇）が記載された規約書類と（３）住居表示（〇〇）が 13 町市協 485 号の規約変更認可時から現在において町田市に存在することを示す書類**

2022 年 12 月 6 日 **不存在決定**

理由：（１）（２）については、市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求件名の規約変更の申請を受けていないため。

（３）については、〇〇という住所は存在しないため。

2022-133 2022 年 12 月 1 日……………（会計課）

**■2022 年 3 月の駐車場代と証憑**

2022 年 12 月 15 日 **決定延期**

理由：対象文書の特定に時間を要するため

2023 年 1 月 24 日 **部分公開決定**

・2022 年 3 月の駐車場代と証憑

番号	件名	詳細
①	支出負担行為兼支出命令 (支出命令番号 129649)	有料道路通行料 3 月分
	精算	
	添付文書	有料道路通行料 3 月分領収書 (紙)
②	支出命令 (支出命令番号 2455)	原町田一丁目第 2 駐車場 2021 年度地代
	添付文書	請求書、起案書 (21 町経産第 34 号)、公正証書、令和 3 年度固定資産税 (土地・家屋) 公課証明書
③	支出命令 (支出命令番号 2508)	原町田一丁目駐車場 (三角地) 2021 年度地代
	添付文書	請求書、土地賃貸借契約書、起案書 (21 町経産第 36 号)
④	支出命令 (支出命令番号 72819)	薬師池公園駐車場用地代 (〇〇〇〇)
	共通メモ	
	添付文書	土地賃貸借契約書 (長期継続契約)、請求書、起案書 (起案日:2020 年 11 月 9 日付 相続に伴う債権者の変更について)、2021 年度土地賃借料について (通知) (21 町都公第 13 号)
⑤	支出命令 (支出命令番号 93683)	町田市立室内プール利用者駐車場用地賃貸借契約 (長期継続契約)

	共通メモ	
	添付文書	土地賃貸借契約（長期継続契約）、起案書（21 町文ス第 24 号）・令和 3 年度固定資産税（土地・家屋）公課証明書、2021 年度町田市室内プール利用者駐車場用地賃貸借料について（通知）、請求書、契約原議書
⑥	支出命令 （支出命令番号 124753）	サウスフロントタワー町田駐車場使用料（3 月分）
	添付文書	請求書
⑦	支出負担行為兼支出命令 （支出命令番号 126660）	東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場第三駐車場の借用に係る使用料（2 月 20 日～3 月 30 日分）
	添付文書	起案書（21 町文ス第 428 号）、東京都行政財産使用許可申請書、別紙多摩ニュータウン市場第三駐車場 使用日 2022 年前半（2 月-7 月分）、東京都行政財産使用許可書、東京都行政財産の目的外使用に係る使用料の請求について
⑧	支出負担行為兼支出命令及び精算 （支出命令番号 131120）	駐車場使用料（3 月分）
	精算	
	添付文書	領収書（紙）
⑨	支出命令 （支出命令番号 132500）	2021 年度鶴川図書館利用者の駐車場確保並びに管理の負担金（1・2・3 月分）
	添付文書	請求書
⑩	支出命令 （支出命令番号 133926）	町田市立国際版画美術館第 2 駐車場用土地賃貸借第 4 回目
	添付文書	請求書
⑪	支出命令 （支出命令番号 134365）	（3 月分）町田市子ども発達センター駐車場賃貸借料（長期継続契約）
	添付文書	請求書
⑫	支出命令（契約） （支出命令番号 135267）	大地沢青少年センター第 1 駐車場用地賃貸借契約
	共通メモ	
⑬	添付文書	請求書、土地賃貸借契約書（表紙のみ）
	支出命令（契約） （支出命令番号 151016）	駐車場転貸借契約（3 月分）
⑭	添付文書	請求書
	支出命令 （支出命令番号 158165）	駐車場利用提携契約
⑮	添付文書	請求書
	支出負担行為兼支出命令 （支出命令番号 158318）	町田シバヒロ駐車場使用料（単価契約） 3 月分
⑯	添付文書	請求書
	支出負担行為兼支出命令 （支出命令番号 158524）	町田シバヒロ駐車場使用料（単価契約） 3 月分

文書の番号	件名	公開しない部分	公開しない理由
②	支出命令	債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)

	請求書	住所、氏名、印影	
	公正証書	1枚目6行目、5枚目2・4・5・11・13・14行目、6枚目3・4・8・14行目	
	令和3年度固定資産税(土地・家屋)公課証明書	件名以外全て	
③	支出命令	債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)
	請求書	住所、氏名、印影	
	土地賃貸借契約書	印影、賃貸借人の氏名、住所	
	起案書(21町経産第36号)	あて先の氏名、契約相手欄	
④	支出命令	摘要欄括弧書き、債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)
	添付文書(画面コピー)	ファイル名括弧内の氏名	
	土地賃貸借契約書(長期継続契約)	賃借人の氏名、住所、印影	
	請求書	住所、氏名、印影	
	起案書(起案日:2020年11月9日付相続に伴う債権者の変更について)	伺い文の【概要】内の氏名及びメモ、土地賃貸借契約書(長期継続契約)の賃貸借人の氏名・住所・印影、住民票及び改製原戸籍の件名以外全て、起案書(21町都公第13号)の氏名、2021年度土地賃借料について(通知)の住所・氏名・固定資産税(円)・都市計画税(円)・合計(円)、令和3年度固定資産税(土地・家屋)公課証明書の件名以外全て、起案書(起案日2019年4月1日)の氏名・住所、土地賃貸借契約書(長期継続契約)の賃貸借人の氏名・住所・固定資産税(円)・都市計画税(円)・合計(円)、平成31年度固定資産税(土地・家屋)公課証明書の件名以外全て	
⑤	支出命令書	債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)
	土地賃貸借契約書(長期継続契約)	氏名、住所、印影	
	起案書(21町文ス第24号)・令和3年度固定資産税(土地・家屋)公課証明書	あて先・伺い文の氏名、2021年度土地賃借料について(通知)の氏名・固定資産税(円)・都市計画税(円)・合計(円)、令和3年度固定資産税(土地・家屋)公課証明書の件名以外全て	
	2021年度町田市室内プール利用者駐車場用地賃貸借料について(通知)	氏名、固定資産税(円)、都市計画税(円)、合計(円)	
	請求書	住所、氏名、印影	
	契約原議書	住所、氏名	
⑥	支出命令書	氏名	(1)
		振込先	(2)
	請求書	印影	(3)
		振込先	(2)

⑨	支出命令	氏名	(1)
		振込先	(2)
	請求書	氏名、印影	(1)
⑩	支出命令	債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)
	請求書	住所、氏名、印影	(1)
⑪	支出命令	債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)
	請求書	住所、氏名、印影	(1)
⑫	支出命令	債権者番号・氏名、受取人番号・氏名、振込先	(1)
	請求書、土地賃貸借契約書	住所、氏名、印影	(1)
⑬	支出命令	振込先	(2)
	請求書	印影	(3)
⑭	支出命令	振込先	(2)
	請求書	印影	(3)
⑮	支出命令	振込先	(2)
	請求書	印影	(3)
⑯	支出命令	振込先	(2)
	請求書	印影	(3)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○公開することにより印鑑偽造等による不正使用の恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

2022-134 2022年12月1日……………(財産部市有財産活用課)

**■森野市庁舎公用車（特殊車両を除く）のうち2022年3月20日と2022年2月20日、2022年3月15日に使われた車両**

2022年12月15日 公開決定

1 2022年2月20日分

- ・19号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・27号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・37号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・52号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・56号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・60号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・62号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・74号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・75号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・99号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・102号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・107号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・108号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・126号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・139号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・197号車の運転日誌 (2022年2月)
- ・198号車の運転日誌 (2022年2月)

- ・ 206 号車の運転日誌 (2022 年 2 月)
- ・ 210 号車の運転日誌 (2022 年 2 月)
- ・ 220 号車の運転日誌 (2022 年 2 月)
- ・ 228 号車の運転日誌 (2022 年 2 月)

## 2 2022 年 3 月 15 日分

- ・ 14 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 16 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 19 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 20 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 24 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 25 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 27 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 35 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 37 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 40 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 41 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 42 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 47 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 48 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 51 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 52 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 56 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 57 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 58 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 59 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 62 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 73 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 74 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 75 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 88 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 98 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 99 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 102 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 107 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 108 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 123 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 126 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 127 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 139 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 172 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 197 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 198 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 205 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 206 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 210 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 220 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 228 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)
- ・ 青リーフ号車の運転日誌 (2022 年 3 月)

## 3 2022 年 3 月 20 日

- ・ 60 号車の運転日誌 (2022 年 3 月)

・62号車の運転日誌（2022年3月）

2022-135 2022年12月1日……………（総務部職員課）

■2022年2月と2022年3月の60号車と62号車の運転日誌の係欄に署名した職員すべてとその所属【〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇】

2022年2月と3月に市有財産活用課の職員と車両管理係の職員

2022年12月15日 決定延期

理由：対象文書の特定に時間を要するため。

2023年1月30日 部分公開決定

・2022年2月～3月における市有財産活用課（車両管理係含む）の所属情報

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため

・職員番号

2022-136 2022年12月1日……………（財務部市有財産活用課）

■2022年2月と2022年3月の森野の市庁舎の駐車場

時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

2022年12月13日 公開決定

・2022年1月26日付け 開庁日の地下駐車場への車両の出入りについて（依頼）

【道路部道路管理課】

・2022年2月15日付け 時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

【都市づくり部住宅課】

・2022年2月15日付け 開庁日の地下駐車場への車両の出入りについて（依頼）

【道路部道路管理課】

・2022年3月1日付け 時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

【環境資源部環境・自然共生課】

・2022年3月1日付け 時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

【学校教育部教育総務課】

・2022年3月11日付け 時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

【文化スポーツ振興部文化振興課】

・2022年3月17日付け 時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

【環境資源部環境・自然共生課】

・2022年3月22日付け 時間外及び休日の地下駐車場の入出庫について（申請）

【財務部市有財産活用課】

・2022年3月 日 開庁日の地下駐車場への車両の出入りについて（依頼）

【道路部道路管理課】

2022-137 2022年12月2日……………（総務部職員課）

■2022年1月から3月の森野の市庁舎において休日の勤務に対して支払われた賃金について、  
（1）各月ごとの賃金合計と人数、（2）（1）のうち各課ごとの賃金合計と人数、（3）（2）のうち各休日ごとの賃金合計と人数

2022年12月15日 決定延期

理由：対象文書の特定に時間を要するため

2023年1月26日 取下げ

2022-138 2022年12月2日……………（子ども生活部児童青少年課）

■町田市学童保育クラブ入会事務業務委託契約書

2022年12月16日 部分公開決定

・業務委託契約書

契約件名：町田市学童クラブ入会業務委託（契約書に付随する合意書、作業報告書含む）

契約確定日：2021年9月15日

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、これを公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・法人の印影（割印含む）

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

・受注者業務担当欄の主担当者の氏名及び緊急連絡先の電話番号

2022-139 2022年12月2日……………（子ども生活部児童青少年課）

■町田市学童保育クラブ一斉入会受付補助事務業務委託契約書

2022年12月16日 部分公開決定

・業務委託契約書

契約件名：町田市学童保育クラブ一斉入会受付補助事務業務委託（契約に付随する合意書、作業報告書含む）

契約確定日：2022年8月15日

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、これを公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・法人の印影（割印含む）

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

・受注者業務担当欄の主担当者の氏名及び緊急連絡先の電話番号

2022-140 2022年12月2日……………（市民部市民課）

■2022年3月20日の日曜日に休日出勤し、グランベリーパークでのマイナンバーカード申請受付の業務を行った職員とその所属

2022年12月14日 公開決定

・勤務表（市民部市民課マイナンバー係 正規職員 2022年3月13日～2022年3月31日）

・勤務表（市民部市民課マイナンバー係 会計年度任用職員 2022年3月）

2022-141 2022年12月5日……………（市民部市民課）

■2022年2月20日と2022年3月20日の休日の勤務に関して、勤務命令書や勤務許可書などの休日に勤務をさせたり、あるいはするための書類（1）市民課

2022年12月16日 部分公開決定

・①令和4年2月20日分「管理職用時間外勤務報告書」

②令和4年2月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022年12月16日 不存在決定

・2022年3月20日の休日の出勤に関して、勤務命令書や勤務許可書などの休日に勤務をさせたり、あるいはするための書類

理由：令和4年3月20日に休日出勤した職員はいないため。

2022-142 2022年12月5日……………（選挙管理委員会事務局）

■2022年2月20日と2022年3月20日の休日の勤務に関して、勤務命令書や勤務許可書などの休日に勤務をさせたり、あるいはするための書類（2）選挙管理委員会事務局

2022年12月16日 **部分公開決定**

- ・①令和4年2月20日分「時間外勤務命令簿」
- ②令和4年2月20日分「管理職用時間外勤務報告書」
- ③令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員<sup>の</sup>私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-143 2022年12月5日……………(政策経営部企画政策課)

**■2022年2月20日と2022年3月20日の休日の勤務に関して、勤務命令書や勤務許可書などの休日に勤務させたり、あるいはするための書類(3) 企画政策課**

2022年12月16日 **部分公開決定**

- ・①「管理職用時間外勤務報告書(令和4年2月分)」
- ②令和4年2月20日分「管理職用時間外勤務報告書」
- ③令和4年2月20日分「時間外勤務命令簿」
- ④令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員<sup>の</sup>私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-144 2022年12月5日……………(総務部職員課)

**■1990年から2000年に定年退職した市の職員と定年退職時の所属**

2022年12月15日 **決定延期**

理由：対象文書の特定に時間を要するため

2023年1月26日 **取下げ**

2022-145 2022年12月5日……………(財務部市有財産活用課)

**■2022年1月・2月・3月の森野の市庁舎の公用車の運転日誌(1) 19号車 (2) 27号車 (3) 37号車 (4) 52号車 (5) 56号車 (6) 60号 (7) 62号車 (8) 74号車 (9) 75号車 (10) 99号車 (11) 107号車 (12) 108号車 (13) 139号車 (14) 197号車 (15) 198号車 (16) 206号車 (17) 210号車 (18) 220号車 (19) 61号車**

2022年12月19日 **公開決定**

- ・19号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・27号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・37号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・52号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・56号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・60号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・62号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・74号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・75号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・99号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・107号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・108号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・139号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・197号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・198号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・206号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・210号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)
- ・220号車の運転日誌(2022年1月、2月、3月分)

2022年12月19日 **不存在決定**

- ・2022年1月、2月、3月の森野の市庁舎の公用車の運転日誌（19）61号車
- 理由：61号車は存在しないため。

2022-146 2022年12月5日……………（財務部市有財産活用課）

■22町財活第245号で開示された（出帰時キロ数欄の白欄と出帰時キロ数欄の至欄と走行キロ欄を消去し、出帰時キロ数欄の白欄に「9220」、出帰時キロ数欄の至欄に「9234」、走行キロ欄に「14」と記載して工作した2022年3月20日の62号車の）運転日誌の工作する前の運転日誌（原本のこと）（62号車の2022年3月分すべての運転日誌）

2022年12月19日 **不存在決定**

理由：22町財活第245号で開示した運転日誌以外に存在しないため。

2022-147 2022年12月5日……………（財務部市有財産活用課）

■森野市庁舎の公用車（特殊車両を除く）のうち、（1）2022年3月15日に使われたすべての車両と（2）（1）の3月の運転日誌

2022年12月19日 **公開決定**

・森野市庁舎の公用車（特殊車両を除く）のうち、（1）2022年3月15日に使われたすべての車両と（2）（1）の3月の運転日誌

- ・14号車の運転日誌（2022年3月）
- ・16号車の運転日誌（2022年3月）
- ・19号車の運転日誌（2022年3月）
- ・20号車の運転日誌（2022年3月）
- ・24号車の運転日誌（2022年3月）
- ・25号車の運転日誌（2022年3月）
- ・27号車の運転日誌（2022年3月）
- ・35号車の運転日誌（2022年3月）
- ・37号車の運転日誌（2022年3月）
- ・40号車の運転日誌（2022年3月）
- ・41号車の運転日誌（2022年3月）
- ・42号車の運転日誌（2022年3月）
- ・47号車の運転日誌（2022年3月）
- ・48号車の運転日誌（2022年3月）
- ・51号車の運転日誌（2022年3月）
- ・52号車の運転日誌（2022年3月）
- ・56号車の運転日誌（2022年3月）
- ・57号車の運転日誌（2022年3月）
- ・58号車の運転日誌（2022年3月）
- ・59号車の運転日誌（2022年3月）
- ・62号車の運転日誌（2022年3月）
- ・73号車の運転日誌（2022年3月）
- ・74号車の運転日誌（2022年3月）
- ・75号車の運転日誌（2022年3月）
- ・88号車の運転日誌（2022年3月）
- ・98号車の運転日誌（2022年3月）
- ・99号車の運転日誌（2022年3月）
- ・102号車の運転日誌（2022年3月）
- ・107号車の運転日誌（2022年3月）
- ・108号車の運転日誌（2022年3月）
- ・123号車の運転日誌（2022年3月）
- ・126号車の運転日誌（2022年3月）

- ・ 127号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 139号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 172号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 197号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 198号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 205号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 206号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 210号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 220号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 228号車の運転日誌 (2022年3月)
- ・ 青リーフ号車の運転日誌 (2022年3月)

2022-148 2022年12月7日……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■「町田市立総合体育館に係る下記書類」

- ・ 前回公募時の募集要項、業務仕様書、質問及び回答、選定基準資料、選定結果
- ・ 前回公募選定事業者の事業計画書一式 (収支含む)
- ・ 前回公募次点事業者の事業計画書一式 (収支含む)
- ・ 現指定管理者の年度報告書 (H30, R1, R2, R3年度)
- ・ 現指定管理者の事業計画書 (H30, R1, R2, R3年度、収支含む)

2022年12月19日 取り下げ

2022-149 2022年12月7日……………(地域福祉部福祉総務課)

■町田市地域福祉部が、2014年1月1日から現在までに、一般社団法人Colabo(その職員又は役員を言う)と交わした電子メールを全て(本文と添付ファイルいずれも含む)

※具体的な文書名などについてご教示事項があればご連絡ください。ご連絡はなるべくメールで行えれば幸いです。CDへ複写したものの交付を希望します。

2022年12月20日 不存在決定

理由：地域福祉部では当該団体との電子メールでのやり取りは、存在しないため。

2022-150 2022年12月8日……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日、3月15日、12月8日の森野市役所の地下駐車場の出入りのバーの開閉の記録

2022年12月21日 不存在決定

理由：地下駐車場の入出庫のバーの開閉については、記録をしていないため。また、バーの開閉時間や回数を見る機能は、ゲート装置に付いていないため。

2022-151 2022年12月8日……………(総務部職員課)

■(1) 2022年3月20日の森野の市庁舎の出退勤記録(労働法で定められた記録)

(2) 2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

(3) 2022年3月20日の勤務に対し支払われた休日手当の合計賃金と、人数と、休日手当が発生しない職員人数

2022年12月22日 決定延期

理由：対象文書の特定に時間を要するため

2023年1月31日 部分公開決定

・(1) 2022年3月20日における各部ごとの職員の出退勤状況(市民病院除く)

- ① 政策経営部 2名
- ② 総務部 1名
- ③ 財務部 11名
- ④ 防災安全部 1名
- ⑤ 市民部 7名

- ⑥ 文化スポーツ振興部 6名
- ⑦ 地域福祉部 9名
- ⑧ 保健所 16名
- ⑨ 子ども生活部 25名
- ⑩ 環境資源部 1名
- ⑪ 道路部 3名
- ⑫ 下水道部 2名
- ⑬ 会計課 1名
- ⑭ 選挙管理委員会事務局 3名
- ⑮ 学校教育部 1名
- ⑯ 生涯学習部 29名

・(2) 2022年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・(1) ①～⑯のうち、職員番号
- ・(1) ⑨のうち、7人目、22人目及び24人目の休暇自由名称1、休暇申請番号1、休暇事由コード1
- ・(1) ⑯のうち、4人目と17人目の休暇事由名称1、休暇申請番号1、休暇事由コード1
- ・(2) のうち、職員番号、振替日

2022-152 2022年12月8日……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日、1月16日、3月13日、3月27日の森野の市庁舎の入退庁者記録簿

2022年12月21日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 部分公開決定

- ・市庁舎 入退庁者記録簿

2022年3月20日

2022年1月16日

2022年3月13日

2022年3月27日

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・氏名

2022-153 2022年12月15日……………(市民部市民協働推進課)

■〇〇〇〇自治会の地縁による団体認可時から2020年度までの財産目録

2022年12月27日 決定延期

理由：対象文書の特定に時間を要するため

2023年3月2日 部分公開決定

- ・〇〇〇〇自治会の地縁による団体認可時から2020年度までの財産目録

① 財産目録(現金、預貯金及び不動産)平成22年3月5日現在

② 財産目録(現金、預貯金及び不動産)(平成20年度 〇〇〇〇自治会収支決算書)

③ 平成19年度 財産目録

④ 2016(H28年)度・財産目録(現金・預貯金・不動産)

⑤ 2017(平成29年)度・財産目録(現金・預貯金・不動産)

⑥ 2018(平成30年)度・財産目録(現金・預貯金・不動産)

⑦ 2019(令和元年)度・財産目録(現金・預貯金・不動産)

⑧ 2020(令和2年)度・財産目録(現金・預貯金・不動産)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため

め。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

資料	公開しない部分	公開しない理由
①	預入先	(2)
②	預入先	(2)
	口座番号	(2)
	会長の氏名	(1)
	会長の印影	(1)
	会員の印影	(1)
③	取引銀行等	(2)
	口座番号	(2)
④	預入先・貸出先	(2)
⑤	土地についての備考欄	(1)
⑥	会長の氏名	(1)
⑦	会長の印影	(1)
⑧	会員の氏名	(1)
	会員の印影	(1)

2022-154 2022年12月8日……………(都市づくり部建築開発審査課)

- 1、町田市で、2021年10月に建物建設工事が着工された集合住宅にかかる建築確認申請書
  - 2、町田市で、2020年2月に建物建設工事が完成した集合住宅にかかる完了検査の検査済証
- ご連絡はなるべくメールで行えれば幸いです。CDへ複写したものの郵送を希望します。

2022年12月21日 不存在決定

理由：建築確認及び完了検査は市又は指定確認検査機関が行うものであるが、請求内容に合致する確認及び検査を市は行っていないため。

2022-155 2022年12月15日……………(政策経営部企画政策課)

■町田市いじめ問題対策委員会の重大事態調査経過報告書(2021年10月13日)

2022年12月21日 部分公開決定

・「重大事態調査経過報告書」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。

No.	公開しない部分		公文書を公開しない理由
	ページ	行	
1	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
2	2	3	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
3	2	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
4	2	5～6	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
5	4	25～26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
6	4	28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
7	4	29	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
8	4	33	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
9	4	43	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
10	5	2	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
11	5	16	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

12	5	17	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
13	5	18~20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
14	5	24	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
15	5	25	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
16	5	26	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
17	5	28	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
18	5	31	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
19	5	32	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
20	5	35	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
21	5	35	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
22	5	36	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
23	5	39	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
24	5	41	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
25	5	43	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
26	5	43	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
27	5	44	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
28	5	49	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
29	5	50	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
30	6	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
31	6	4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
32	6	4	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
33	6	7	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
34	6	10	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
35	6	11~12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
36	6	12	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
37	6	18	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
38	6	20	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
39	6	23	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
40	6	27	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
41	6	32	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
42	6	48	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
43	6	48	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
44	6	49	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
45	7	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
46	7	1	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
47	7	5	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

2022-156 2022年12月15日…………… (財務部市民税課)

■企画提案書の開示請求

案件名：町田市軽自動車税事務及び法人市民税事務の補助業務委託

契約期間：2023年2月1日から2026年3月31日

開示希望社名：(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンター

2022年12月22日 部分公開決定

・町田市軽自動車税事務及び法人市民税事務の補助業務委託

企画書 参加者番号 002 (株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・担当者氏名、経歴、業務経験年数、主たる経歴欄

2022-157 2022年12月19日……………(市民部市民協働推進課)

■(1)平成23年度〇〇〇〇自治会臨時総会(平成24年2月5日付)の議事録および議案書と議案に関わる資料すべて(市が受理した総会に関わる書類すべてのこと)

(2)平成25年度〇〇〇〇自治会臨時総会(平成25年4月14日付)の議事録と議案書と議案に関わる資料すべて(市が受理した総会に関わる書類すべてのこと)

2022年12月27日 決定延期

理由:対象文書の特定に時間を要するため。

2023年2月13日 不存在決定

理由:町内会・自治会の総会(臨時総会を含む)に関わる書類は、町田市文書管理規程に基づき保存年限が5年と定められています。平成23年度及び平成25年度に開催された町内会・自治会の総会に関わる書類は既に廃棄されています。

このため、平成23年度〇〇〇〇自治会臨時総会及び平成25年度〇〇〇〇自治会臨時総会に関わる書類については、存在いたしません。また、これらの書類を受理したか否かについても確認することができません。

2022-158 2022年12月19日……………(市民部市民協働推進課)

■平成25年度〇〇〇〇自治会総会(平成25年4月14日付)の議事録と議案書と議案に関わる資料すべて(市が受理した総会に関わる書類すべてのこと)

2022年12月27日 決定延期

理由:対象文書の特定に時間を要するため。

2023年2月13日 部分公開決定

・平成25年度〇〇〇〇自治会総会(平成25年4月14日付)の議事録と議案書と議案に関わる資料すべて(市が受理した総会に関わる書類すべてのこと)

・平成25年度〇〇〇〇自治会総会議事録

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・会員の氏名、印影

2023年2月13日 不存在決定

理由:町内会・自治会の総会に関わる書類は、町田市文書管理規程に基づき保存年限が5年と定められています。平成25年度に開催された町内会・自治会の総会に関わる書類は既に廃棄されています。このため、平成25年度〇〇〇〇自治会総会の議案書と議案に関わる書類は存在いたしません。

2022-159 2022年12月8日……………(政策経営部企画政策課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月22日 決定延期

理由:対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 部分公開決定

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-160 2022年12月8日……………(財務部市有財産活用課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 決定延期

理由:対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 部分公開決定

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。
- ・職員番号、振替日

2022-161 2022年12月8日……………(財務部営繕課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 部分公開決定

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。
- ・職員番号、振替日

2022-162 2022年12月8日……………(財務部市民税課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 部分公開決定

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。
- ・職員番号、振替日

2022-163 2022年12月8日……………(防災安全部市民生活安全課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月22日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 部分公開決定

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。
- ・職員番号、振替日

2022-164 2022年12月8日……………(市民部市民課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 公開決定

- ・勤務表(市民部市民課マイナンバー係 正規職員 2022年3月13日～2022年3月31日)
- ・勤務表(市民部市民課マイナンバー係 会計年度任用職員 2022年3月)
- ・勤務表(市民部市民課戸籍係 会計年度任用職員 2022年3月)

2023年1月11日 部分公開決定

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。
- ・職員番号

2022-165 2022年12月8日……………(地域福祉部生活援護課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月22日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-166 2022年12月8日……………(保健所保健総務課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-167 2022年12月8日……………(保健所保健予防課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-168 2022年12月8日……………(環境資源部環境政策課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」(3R推進課分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-169 2022年12月8日……………(道路部道路政策課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-170 2022年12月8日……………(道路部道路整備課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号

2022-171 2022年12月8日……………(道路部道路管理課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-172 2022年12月8日……………(下水道部下水道管理課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-173 2022年12月8日……………(学校教育部施設課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-174 2022年12月8日……………(会計課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-175 2022年12月8日……………(選挙管理委員会事務局)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月13日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-176 2022年12月8日……………(子ども生活部保育・幼稚園課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号

2022-177 2022年12月8日……………(環境資源部ごみ収集課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月22日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」(3R推進課分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-178 2022年12月8日……………(保健所生活衛生課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-179 2022年12月8日……………(生涯学習部図書館)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「管理職用時間外勤務報告書」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-180 2022年12月8日……………(都市づくり部地区街づくり課)

■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月21日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月10日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「時間外勤務命令簿」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-181 2022年12月8日……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

### ■(2)2022年3月20日の森野の市庁舎の出勤命令

2022年12月22日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月11日 **部分公開決定**

- ・令和4年3月20日分「管理職用時間外勤務報告書」(オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、振替日

2022-182 2022年12月27日……………(学校教育部教育センター)

### ■くすのき教室の一部委託契約書類 プロポーザルの書類一式

2023年1月10日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年1月23日 **部分公開決定**

- ・1、委託契約書類「学習支援等業務委託契約」に関する書類
  - (1) 業務委託契約書(長期継続契約)(確定日：令和3年4月1日)
  - (2) 適応指導教室学習支援等業務委託(長期継続契約)仕様書
  - (3) 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
  - (4) 適応指導教室学習支援等業務委託(長期継続契約)支払内訳書
  - (5) 合意書(2021年4月1日)
  - (6) 適応指導教室学習支援等業務委託(長期継続契約)支払内訳書
  - (7) 再委託承認書(2021年5月14日)
  - (8) 業務委託変更契約書(第1回変更)(確定日：令和4年4月1日)
  - (9) 適応指導教室学習支援等業務委託(長期継続契約)変更仕様書
  - (10) 合意書(2022年4月1日)
  - (11) 支払明細書
- 2、プロポーザル書類一式(参加者番号5、10、15)
  - (12) プロポーザル参加申請書
  - (13) 学習支援等業務委託契約実績申請書
  - (14) 契約書(写し)
  - (15) 業務実施体制及び責任者(本部担当者)実績書
  - (16) 企画書
  - (17) 見積書
  - (18) 提案書
  - (19) 経営不振の状態にないことの契約書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであると認められるため。

- ・2のプロポーザル書類一式(3社同様)のうち、契約代理人の氏名および印影、担当者氏名、電子メールアドレス、経験年数、経歴

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・ 1の「学習支援等業務委託契約」に関する書類のうち、法人の印影、2のプロポーザル書類一式のうち、法人の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○職員が個人としても使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流出することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・ 2のプロポーザル書類一式（3社同様）のうち、職員の印影

2022-183 2023年1月4日……………（政策経営部広聴課）

■2022年1月1日から12月31日までの間に広聴課が受理した認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の集会所に関する書類すべて

2023年1月10日 不存在決定

理由：請求内容に該当する公文書を受理していないため。

2022-184 2023年1月4日……………（政策経営部広聴課）

■2022年1月1日から12月31日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から広聴課が受理した書類すべて

2023年1月10日 不存在決定

理由：認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から請求内容に該当する公文書を受理していないため。

2022-185 2023年1月4日……………（市民部市民協働推進課）

■（1）認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」が土地を財産として保有したことを市長が初めて承知した文書又は書類などすべて

（2）認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」が土地を資産として保有したことを市長が初めて承知した文書又は書類などすべて

（3）認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の土地について保有予定資産目録

（4）認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の土地についての保有資産目録

2023年1月16日 決定延期

理由：対象文書の特定に時間を要するため

2023年3月2日 不存在決定

理由：（1）（2）認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」が認可申請時に提出した保有資産目録には土地の保有についての記載がありません。また、市は認可地縁団体に対して、認可後の新たな財産や資産の保有に関する書類の提出を求めています。このため、認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」が土地を保有したことを市長が初めて承知したことがわかる公文書は存在しません。

なお、2017年5月29日付けで認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から提出された告示事項変更届（代表者変更の届出）の添付書類の中に、「2016年度（H28年）・財産目録」があります。この書類には土地保有についての記載があります。しかし、告示事項変更届は町田市文書管理規程第33条により5年保存となっており、これ以前の告示事項届出は、同規程第39条により既に廃棄済みとなっているため、土地の保有について2016年度以前の状況を確認することはできません。

（3）保有予定資産目録は、町内会・自治会が認可地縁団体の認可申請をする際の添付書類です。〇〇〇〇自治会が平成22年3月18日付けで認可申請した際の添付書類には、保有資産目録が提出されていますが、保有予定資産目録は提出されていません。そのため、請求内容の公文書は存在いたしません。

（4）保有資産目録は、町内会・自治会が認可地縁団体の認可申請をする際の添付書類です。〇〇〇〇自治会が平成22年3月18日付けで認可申請した際の添付書類には、保有資産目

録が提出されていますが、この文書の中に土地についての記載はありません。また、認可後に認可地縁団体の資産の変動があったとしても、市は改めて認可地縁団体に対して、保有資産目録の提出を求めておりません。よって請求内容の公文書は存在いたしません。

2022-186 2023年1月4日……………（市民部市民協働推進課）

■2022年10月31日から12月31日までに認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市民協働推進課が受理した書類すべて

2023年1月16日 **決定延期**

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2023年3月2日 **不存在決定**

理由：請求内容に該当する公文書の受理は、行っていないため。

2022-187 2023年1月4日……………（いきいき生活部高齢者福祉課）

■認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の集会所を利用した市の事業（町トレなど）に関わる書類すべて

2023年1月17日 **部分公開決定**

- ・①2017年度介護予防普及啓発講座企画書（2017年10月27日開催 〇〇〇〇自治会集会所）
- ②2017年度介護予防普及啓発講座（出張介護予防教室）報告書・2017年度普及啓発事業アンケート集計表※表記は2016年度（2017年10月27日開催 〇〇〇〇自治会集会所）
- ③2018年介護予防普及啓発講座企画書（2018年11月7日開催 〇〇〇〇集会所）
- ④2018年度介護予防普及啓発講座報告書・2018年度普及啓発事業アンケート集計表（2018年11月7日開催〇〇〇〇集会所）
- ⑤2021年度町トレプレゼンテーション企画書（2021年12月17日開催 〇〇〇〇集会所）
- ⑥2021年度町トレプレゼンテーション報告書（2021年12月17日開催 〇〇〇〇集会所）・2021年度町トレスタート応援講座企画書（2022年1月21日～）
- ⑦【開催日程変更後】2021年度町トレスタート応援講座企画書（2022年3月25日～〇〇〇〇集会所）
- ⑧2021年度町トレスタート応援講座報告書（2022年3月25日～〇〇〇〇集会所）（※表記は2022年度）
- ⑨2021年度町トレ継続支援報告書（2022年12月2日開催 〇〇〇〇集会所）

理由：（1）町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

（2）町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○市の事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

文書	公開しない部分	公開しない理由
①	・必須講座①及び②の講師氏名 ・団体代表者の氏名・住所・電話番号 ・高齢者支援センターの担当者の氏名	(1)
②	・高齢者支援センターの担当者の氏名 ・必須講座①及び②の講師氏名 ・アンケート集計表のうち「11、その他、意見や感想など」の3行目	(1)
③及び④	・高齢者支援センターの担当者の氏名 ・必須講座（介護予防の話及び高齢者支援センターの紹介）の講師氏名 ・選択講座の講師氏名	(1)
⑤	・高齢者支援センターの担当者氏名	(1)

⑥～⑨	・高齢者支援センターの担当者氏名	(1)
	・所管欄の2行目	(2)

2022-188 2023年1月5日……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の森野の市庁舎の駐車場の車両の出入りが分かる記録

2023年1月10日 不存在決定

理由：地下駐車場に入出庫する車両については、警備員が確認しているが、その記録は取っていないため。

2022-189 2023年1月6日……………(財務部職員課)

■市政情報課〇〇氏の身分

2023年1月12日 取り下げ

2022-190 2023年1月6日……………(議会事務局)

■下水道に関する東京都との協定

2023年1月13日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないため。

2022-191 2023年1月6日……………(下水道部下水道経営総務課)

■下水道部と東京都との協定 下水道使用料徴収事務委託に関する東京都との協定書

2023年1月20日 公開決定

- ・町田市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約(平成20年2月29日付)(写し)
- ・「町田市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約」の実施細則(平成20年2月29日付)(写し)

2022-192 2023年1月6日……………(下水道部下水道整備課)

■下水道部と東京都との協定

2023年1月6日 取り下げ

2022-193 2023年1月6日……………(下水道部下水道管理課)

■下水道部と東京都との協定

2023年1月6日 取り下げ

2022-194 2023年1月6日……………(下水道部水再生センター)

■下水道部と東京都との協定

2023年1月6日 取り下げ

2022-195 2023年1月10日……………(財務部市有財産活用課)

■森野の市庁舎の公用車のうち、日にち毎にどの車両が使用されたかがわかる記録(車両ごとの記録ではなく、日にちごとの記録のこと)(2022年3月のすべての日にち分)

2023年1月24日 不存在決定

理由：車両の使用状況がわかる記録は運転日誌以外に存在しないため

2022-196 2023年1月10日……………(市民部市民協働推進課)

■「13町市協第485号2013年5月31日の規約変更認可」の対象書類のうち、住居表示の〇〇が記載された書類

2023年1月20日 決定延期

理由：公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年3月2日 不存在決定

理由：市は「13 町市協第 485 号 2013 年 5 月 31 日の規約変更認可」の対象書類のうち、請求件名の住所が記載された書類を認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から受け取っていないため。

2022-197 2023 年 1 月 16 日……………(地域福祉部生活援護課)

■一般社団法人 Colabo の役員が、生活保護の実施について、保護申請者に同行したときに申し入れた内容や保護申請の可否、その内容の是非等について伝えた意見を知ることのできる文書（電話内容についてのメモ、電子メール、あるいは他の行政機関経由での連絡を含むがそれらに限られない）

2023 年 1 月 27 日 非公開決定

- ・相談記録 3 件
- ・ケース記録票 1 件

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

2022-198 2023 年 1 月 19 日……………(選挙管理委員会事務局)

■令和 4 年 2 月 20 日執行 東京都町田市長選挙 候補者の黒川敦彦の、立候補届出書類の一式で、特に必要なのは、供宅金の供託日を示すもので、供託正本の写しや、それに付帯する一切のもの。上記選挙の候補者説明会日時の分かる書面と候補者説明会に参加したものが記載する受付名簿で、上記候補者及び陣営が出席したことが確認できるもの。不開示である場合については、その旨不開示決定理由書に記載のこと。

2023 年 2 月 2 日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023 年 3 月 10 日 公開決定

- ・広報まちだ 2021 年 12 月 1 日号 6 面
- ・つばさの党規約
- ・選挙運動用のビラの写し

2023 年 3 月 10 日 部分公開決定

対象文書	公開しない部分	公開しない理由
町田市市長選挙候補者届出書 (本人届出)	個人の印影、職員の印影	②
	本籍地、住所、生年月日(月・日)、性別	①
宣誓書	住所	①
	個人の印影	②
所属党派証明書	個人の印影	②
	住所	①
戸籍謄本	すべて	①
候補者氏名等字画	個人の印影	②
通称認定申請書	住所	①
	個人の印影	②
受領書(1)	個人の印影	②
受領書(2)	個人の印影	②
選挙公報掲載申請書	個人の印影	②
	連絡先住所、連絡先電話	①
点字版及び音声版「選挙のお知らせ」掲載申請書	候補者住所、電話番号	①
	個人の印影	②
選挙事務所設置届	候補者住所、電話番号	①
	個人の印影	②
選挙運動用ビラ届出書	候補者住所、電話番号	①
	個人の印影	②

選挙運動用ビラ証紙交付申請書	個人の印影	②
	電話番号、証紙責任者氏名、証紙責任者の印影	①
出納責任者選任届	選任者住所、電話番号、出納責任者の職業・生年月日	①
	個人の印影	②
選挙運動事務員等届出書	個人の印影	②
	年齢、性別	①
政治団体確認申請書	個人の印影	②
政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	個人の印影	②
政治団体設立届	個人の印影	②
	代表者の住所・電話、生年月日（月・日）	①
	会計責任者の住所・生年月日	
	会計責任者の職務代行者の氏名、ふりがな、住所・電話、生年月日	
届出事項等の異動届（428号）	個人の印影、訂正印	②
	代表者の住所（新・旧）・電話	①
	会計責任者の氏名（新・旧）、ふりがな、住所（新・旧）・電話、生年月日	
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	個人の印影	②
	住所	①
つばさの党 規約	訂正印	②
届出事項等の異動届（429号）	個人の印影、訂正印	②
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	個人の印影	②
	住所	①
つばさの党 役員名簿	個人の印影	②
	会計責任者の職務代行者氏名	①
収支報告書（つばさの党）	金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人	①
	個人の印影、代表者個人の印影	②
	金融機関名・支店番号・口座番号	③

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

②町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

③町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○金融機関名および口座情報部分は、法人等の事業活動において取引関係者に対し必要な場合のみ示されるものであり、公開すると不正引出し等第三者に悪用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

2023年3月10日 **不存在決定**

・令和4年2月20日執行東京都町田市長選挙候補者の黒川敦彦の

①供託金の供託日を示すもので供託正本の写しや、それに付帯する一切のもの。

②候補者説明会に参加したものが記載する受付名簿で、上記候補者及び陣営が出席したことが確認できるもの。

理由：①立候補届出時に受付した供託書をもとに供託の払い戻しを行ったため、原本・写しともにありません。

②候補者説明会に参加していないため、書類はありません。

2022-199 2023年1月19日……………(選挙管理委員会事務局)

■2022年2月20日執行町田市長選挙 黒川敦彦選挙活動収支報告書、領収書及び、立候補届出時の供託書

2023年2月2日 公開決定

・黒川敦彦氏の選挙運動費用収支報告書(受理日令和4年2月24日)

2023年2月2日 部分公開決定

・領収書(人件費、印刷費、広告費)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るため。

・領収書の印影

2023年2月2日 不存在決定

・2022年2月20日執行町田市長選挙 黒川敦彦 立候補届出時の供託書

理由:立候補届出時に受付した供託書をもとに供託の払い戻しを行ったため、原本・写しともにありません。

2022-200 2023年1月19日……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月20日の森野の市庁舎の地下駐車場の車の出入りの記録(ビデオモニターでナンバーをチェックした防災の記録)

2023年2月1日 不存在決定

理由:地下駐車場に入出庫する車両については、警備員が確認しているが、その記録はとっていないため。

2022-201 2023年1月20日……………(市民部市民協働推進課)

■2022年3月の市民協働推進課の(2)時間外勤務命令簿すべて

2023年2月2日 決定延期

理由:公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年3月10日 部分公開決定

・令和4年3月分「時間外勤務命令簿」

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、振替日

2022-202 2023年1月23日……………(都市づくり部建築開発審査課)

■令和4年9月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第二号の工程表などは不要です。

2023年2月6日 部分公開決定

・令和2年9月1日以降、公文書公開請求書受理日(令和5年1月23日)までに提出された、建設工事に係る素材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)。

<対象住所>

東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別されうるため。

・発注者名または自主施工者の氏名、郵便番号、電話番号、住所

・転居予定先の郵便番号、電話番号、住所

2023年2月6日 不存在決定

- ・令和4年9月1日以降、公文書公開請求書受理日（令和5年1月23日）までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第一号）のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。

理由：別紙の住所（43件）については届出がないため。

2022-203 2023年1月23日……………（財務部市有財産活用課）

■森野の市庁舎の車両予約システムの2022年分の記録（1）1月16日分すべて  
（2）2月20日分すべて（3）3月15日分すべて（4）3月20日分すべて  
（5）62号車の2022年3月分の運転日誌（原本）

2023年1月26日 公開決定

- ・森野の市庁舎の車両予約システムの記録
  - （1）2022年1月16日分
  - （2）2022年2月20日分
  - （3）2022年3月15日分
  - （4）2022年3月20日分
- ・62号車の運転日誌（2022年3月）

2022-204 2023年1月23日……………（総務部職員課）

■・1990年から2000年までの市の職員名簿（調べやすければ、市庁舎勤務職員の職員名簿でも構いません。）「お」から始まる職員  
・2022年3月20日に市庁舎に入退庁した秘書課職員の、2022年3月の（1）出勤簿

2023年2月6日 部分公開決定

- ・①1990年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ②1991年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ③1992年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ④1993年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑤1994年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑥1995年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑦1996年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑧1997年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑨1998年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑩1999年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ⑪2000年5月1日付 職員名簿50音順（「お」から始まる職員のみ）
- ・⑫令和3年度年間出勤簿（秘書課〇〇）（3月分のみ）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・①～④ 職員番号、共済組合番号
- ・⑤～⑪ 職員番号、共済組合番号、性別
- ・⑫ 職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年の有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2022-205 2023年1月20日……………（総務部職員課）

■2022年3月の市民協働推進課の（1）出勤簿すべて

2023年2月3日 部分公開決定

- ・令和3年度年間出勤簿（市民協働推進課）（3月分のみ）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年

の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠席日数

2022-206 2023年1月23日……………(財務部資産税課)

■森野1丁目〇〇における固定資産税路線価等の標準宅地(〇〇)にかかる鑑定評価書  
(最新の基準年度におけるもの)

2023年1月30日 部分公開決定

・鑑定評価書(令和3基準年度 森野1丁目〇〇 〇〇)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○不動産鑑定士業務において、実印として使用している印鑑の印影であり、公開し情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、当該不動産鑑定士の業務上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

・不動産鑑定士の印影

2022-207 2023年1月23日……………(政策経営部秘書課)

■2022年3月20日に市庁舎に入退庁した秘書課職員の2022年3月の(2)時間外勤務命令簿  
(3)管理職用時間外勤務報告書

2023年2月2日 部分公開決定

・令和4年3月分「時間外勤務命令簿」(〇〇分)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号

2023年2月2日 不存在決定

・2022年3月20日に市庁舎に入退庁した秘書課職員の2022年3月の(3)管理職用時間外勤務報告書

理由:該当職員は管理職ではないため、管理職用時間外勤務報告書は存在しません。

2022-208 2023年1月23日……………(保健所保健予防課)

■2022年3月15日にまちだ丘の上病院で感染業務をした職員すべて(保健予防課で調査してください)

2023年1月30日 部分公開決定

・経時記録 まちだ丘の上病院

<相談記録>2022年3月15日10:00~12:30のうち、

1.参加者欄

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・状況欄のうち、4行目

2022-209 2023年1月23日……………(総務部職員課)

■・2022年3月15日の62号車の運転日誌の使用課名欄・経路欄・使用目的欄にそれぞれ記入した職員の同年3月の出勤簿(人事課で調査してください)

2023年2月6日 部分公開決定

・令和3年度年間出勤簿(保健予防課〇〇、〇〇)(3月分のみ)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2022-210 2023年1月27日……………(市民部市民協働推進課)

■・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて(2016年度分、2017年度分、2018年度分、2019年度分、2020年度分、2021年度分、2023年1月1日から1月31日までの分)

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に市が発行した書類すべて(2022年10月30日から1月31日までの分)(市民協働推進課で調査してください)

2023年2月9日 決定延期

理由：対象文書の量が多く、内容の精査に時間がかかるため。

2023年3月28日 部分公開決定

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて(2016年度分)

- ① 平成28年4月17日付 規約変更認可申請書
- ② 〇〇〇〇自治会規約
- ③ 平成28年度〇〇〇〇自治会総会議事録
- ④ 2016年度町田市町内会・自治会補助金交付請求書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の住所、会長の氏名、会長の印影
- ・③のうち、会員の氏名、会員の印影、会長の氏名
- ・④のうち、会長の住所、会長の氏名、会長の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○職員が個人としても使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・④のうち、職員の印影

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて(2017年度分)

- ① 2016年度町内会・自治会等活動の報告兼2017年度活動届
- ② 平成29年4月2日付 定期総会開催のお知らせ
- ③ 総会資料(第1号議案～第5号議案)(①添付資料)
- ④ 2017年5月29日付 告示事項変更届出書
- ⑤ 総会資料(第1号議案～第5号議案)(④添付資料)
- ⑥ 平成29年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録
- ⑦ 平成29年4月16日付 会長就任承諾書
- ⑧ 2017年9月7日受付 町田市補助金等交付申請書
- ⑨ 平成29年9月7日付 支払金口座振替依頼書
- ⑩ 2017年10月4日付 町田市補助金等交付請求書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号、会員の氏名・フリガナ・住所、会員の電話番号、2016年度代表者
- ・②のうち、会長の氏名
- ・③⑤のうち、会長の氏名、会長の印影、会員の氏名、会員の印影、第2号議案
- ・④⑧のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑥のうち、会員の氏名、会員の印影
- ・⑦のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑨のうち、会長名
- ・⑩のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影

：(町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著

しく損なわれると認められるため。

- ・③⑤のうち、預入先・貸出先
- ・⑨のうち、振込先情報

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○職員が個人としても使用している印鑑の印影であり、公開し情報が流出することによって、印鑑偽造により不正使用される恐れがあり、個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

の土地についての備考欄

- ・⑩のうち、職員の印影

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて（2018年度分）

- ① 2018年度町内会・自治会等活動届
- ② 2017年度町内会・自治会等活動補助金に係る会計報告
- ③ 2018年度町内会・自治会等活動補助金に係る事業計画書
- ④ 平成30年4月1日付 定期総会開催のお知らせ（総会資料含む）（①の添付資料）
- ⑤ 平成30年5月30日付 告示事項変更届出書
- ⑥ 平成30年4月1日付 定期総会開催のお知らせ（総会資料含む）（⑤の添付資料）
- ⑦ 平成30年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録定期総会議事録
- ⑧ 平成30年4月15日付 会長就任承諾書
- ⑨ 平成30年5月30日付 町田市補助金等交付申請書
- ⑩ 平成30年6月18日付 支払金口座振替依頼書
- ⑪ 平成30年6月25日付 町田市補助金等概算払交付請求書
- ⑫ 2019年2月28日付 町田市補助事業等実績報告書
- ⑬ 2018年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ⑭ 2019年3月29日付 町田市補助金等清算書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号・E-mail、2017年度代表者
- ・④⑥のうち、会長の氏名、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄
- ・⑤のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑦のうち、会員の氏名、会員の印影
- ・⑧⑩⑫⑭のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑨のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑩のうち、会長の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・④⑥のうち、預入先・貸出先
- ・⑩のうち、振込先情報

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて（2019年度分）

- ① 2019年度町内会・自治会等活動届
- ② 2019年度町内会・自治会等活動補助金に係る事業計画書
- ③ 定期総会資料（第1号議案～第5号議案）（①の添付資料）
- ④ 2019年5月14日付 告示事項変更届出書
- ⑤ 定期総会資料（第1号議案～第5号議案）（④の添付資料）
- ⑥ 平成31年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録
- ⑦ 平成31年度4月14日付 会長就任承諾書
- ⑧ 2019年5月31日付 町田市補助金等交付申請書

- ⑨ 支払金口座振替依頼書
- ⑩ 2019年6月21日付 町田市補助金等概算払交付請求書
- ⑪ 2020年2月28日付 町田市補助事業等実績報告書
- ⑫ 2019年度 町内会・自治会等補助金に係る会計報告
- ⑬ 2020年3月31日付 町田市補助金等精算書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号・E-mail、前年度代表者
- ・③⑤のうち、会長の氏名、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄
- ・④のうち、会長の氏名、会員の住所
- ・⑥のうち、会員の氏名、会員の印影
- ・⑦⑩⑪⑬のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑧のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑨のうち、会長の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

公開しない部分

- ・③⑤のうち、預入先・貸出先
- ・⑨のうち、振込先情報

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて（2020年度分）

- ① 2020年度町内会・自治会等活動届
- ② 2020年度町内会・自治会等活動補助金に係る事業計画書
- ③ 定期総会資料（第1号議案～第5号議案）（①の添付資料）
- ④ 2020年4月9日付 告示事項変更届出書
- ⑤ 令和2年3月吉日付 〇〇〇〇・令和2年度定期総会開催（書面決議）について（定期総会資料含む）
- ⑥ 令和2年度 〇〇〇〇自治会定期総会議事録（書面決議結果）
- ⑦ 令和2年4月5日付 会長就任承諾書
- ⑧ 2020年4月8日付 町田市補助金等交付申請書
- ⑨ 支払金口座振替依頼書
- ⑩ 2020年7月30日付 町田市補助金等概算払交付請求書
- ⑪ 2021年2月8日付 町田市補助事業等実績報告書
- ⑫ 2020年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ⑬ 2021年3月31日付 町田市補助金等精算書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号・E-mail、前年度代表者
- ・③⑤のうち、会長の氏名、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第1号議案P6④その他の2行目前半、第2号議案の土地についての備考欄
- ・④のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑥のうち、会員の氏名、会員の印影、会長の氏名
- ・⑦⑩⑪⑬のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑧のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑨のうち、会長の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・③⑤のうち、預入先・貸出先
- ・⑨のうち、振込先情報

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて（2021年度分）

- ① 2021年度町内会・自治会等活動届
- ② 2021年度町内会・自治会活動補助金に係る事業計画書
- ③ 定期総会資料（第1号議案～第5号議案、令和3年3月25日付 通知含む）（①の添付資料）
- ④ 2021年4月13日付 告示事項変更届出書
- ⑤ 定期総会資料（第1号議案～第5号議案、令和3年3月25日付 通知含む）（④の添付資料）
- ⑥ 令和3年度 〇〇〇〇自治会定期総会議事録（書面決議結果）
- ⑦ 2021年5月19日付 町田市補助金等交付申請書
- ⑧ 2021年6月14日付 支払金口座振替依頼書
- ⑨ 2021年6月30日付 町田市補助金等概算払交付請求書
- ⑩ 2022年2月18日付 町田市補助事業等実績報告書
- ⑪ 2021年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ⑫ 2022年3月4日付 町田市補助金等精算書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・①のうち、会長の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号・E-mail
- ・③⑤のうち、会長の氏名、会員の氏名、会長の印影、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄
- ・④のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑥のうち、会員の氏名、会員の印影
- ・⑨⑩⑫のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影
- ・⑦のうち、会長の氏名、会長の住所
- ・⑧のうち、会長の氏名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・③⑤のうち、預入先・貸出先
- ・⑧のうち、振込先情報

・認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」に市が発行した書類すべて（2022年10月30日から1月31日までの分）

- ① 町内会への回覧・通知・掲示物
  - ・2022年11月1日付
  - ・2022年11月15日付
  - ・2022年12月1日付
  - ・2022年12月15日付
  - ・2023年1月16日付
- ② 2023年1月16日付 22町市協第572号「2022年度町内会・自治会活動補助金実績報告の手続きについて（ご案内）」
- ③ 町田市補助事業等実績報告書（第8号様式）
- ④ 2022年度町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ⑤ 2022年度町内会・自治会活動補助金に係る会計報告（記入例）
- ⑥ 町田市補助金等精算書（第12号様式）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

・③⑥会長の氏名、会長の住所、

2023年3月28日 **不存在決定**

・(1) 認可団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて(2016年度分)のうち、

- ① 2015年度町内会・自治会等活動の報告兼2016年度活動届
- ② 総会資料
- ③ 告示事項変更届出書
- ④ 総会資料
- ⑤ 平成28年度〇〇〇〇自治会定期総会議事録
- ⑥ 会長就任承諾書
- ⑦ 町田市補助金等交付申請書
- ⑧ 支払金口座振替依頼書

(2) 認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から市が受理した書類すべて(2023年1月1日から1月31日までの分)

理由：(1) 公文書公開請求の対象となる公文書は、町田市文書管理規定第33号により5年保存となっております。そのため、保存年限が終了し、同規定第39条に基づき廃棄済みとなっているので存在いたしません。

(2) 市は認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」から2023年1月1日から1月31日までに書類を受理していないため。

2022 - 211 2023年2月2日……………(財務部市有財産活用課)

■2022年3月の運転日誌(ワンボックス220分)

2023年2月7日 **公開決定**

・220号車の運転日誌(2022年3月)

2022 - 212 2023年2月2日……………(総務部職員課)

■・2022年3月20日に市庁舎に10:52から18:52に入退庁した市政情報課職員の2022年3月の(1)出勤簿、

・2022年3月20日に市庁舎に10:58から17:26に入退庁した指導課職員の2022年3月の(4)出勤簿

2023年2月13日 **部分公開決定**

・令和3年度年間出勤簿(市政情報課〇〇、指導課〇〇)(3月分のみ)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号、休暇事由、年次有給休暇各月計、年次有給休暇累計、減額対象休暇累計、本年の年次有給休暇総日数、内繰越分、本年の年次有給休暇使用日数、本年の年次有給休暇未使用日数、前年の減額対象休暇による総欠勤日数

2022 - 213 2023年2月2日……………(総務部市政情報課)

■2022年3月20日に市庁舎に10:52から18:52に入退庁した市政情報課職員の2022年3月の(2)時間外勤務命令簿(3)管理職用時間外勤務報告書

2023年2月14日 **部分公開決定**

・令和4年3月分「管理職用時間外報告書」(〇〇分)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号

2023年2月14日 **不存在決定**

・2022年3月20日に市庁舎に10:52から18:52に入退庁した市政情報課職員の2022年3月の(2)時間外勤務命令簿

理由：当該職員は管理職のため、時間外勤務命令簿は存在しないため。

2022-214 2023年2月2日……………（学校教育部指導課）

■2022年3月20日に市庁舎に10:58から17:26に入退庁した指導課職員の2022年3月の（5）時間外勤務命令簿、（6）管理職用時間外勤務報告書

2023年2月13日 部分公開決定

・令和4年3月分「時間外勤務命令簿」（〇〇分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員のパライバシーを侵害するおそれがあるため。

・職員番号

2023年2月13日 不存在決定

・2022年3月20日に10:58から17:26に市庁舎に入退庁した指導課職員の2022年3月の（6）管理職用時間外勤務報告書

理由：当該職員は管理職ではないため、管理職用時間外勤務報告書は存在いたしません。

2022-215 2023年2月6日……………（地域福祉部障がい福祉課）

■請求者の障害に関する公文書 地域障がい者支援センター含む

2023年2月20日 非公開決定

・障がい福祉課 ケース記録

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

2022-216 2023年2月6日……………（議会事務局）

■障がい（害）に関するもの 地域障がい者支援センター含む

2023年2月9日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないため。

2022-217 2023年2月6日……………（地域福祉部障がい福祉課）

■医療法人社団〇〇〇〇 〇〇〇〇に関する情報

2023年2月20日 非公開決定

・障がい福祉課 ケース記録

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

2022-218 欠番

2022-219 欠番

2022-220 2023年2月6日……………（地域福祉部指導監査課）

■福祉サービスの報酬計算 食事提供体制加算 食事提供加算など加算減算サービス対象外報酬計算を含む 市直営施設の実施指導結果

2023年3月13日 公開決定

・市直営施設の実施指導結果

町田市大賀藕絲館の实地指導結果について（通知）

实地指導結果通知書（町田市大賀藕絲館）（2019年2月14日実施）

町田市美術工芸館の实地指導の結果について（通知）（2020年2月4日実施）

2022-221 2023年2月6日……………（保健所保健予防課）

■福祉サービスの報酬計算、食事提供体制加算、食事提供加算など加算減算、サービス対象外報酬計算を含む加算のための指導実績

2023年2月20日 決定延期

理由：対象文書の特定に時間を要するため。

2023年3月16日 **不存在決定**

理由：指導の実績がないため。

2022-222 2023年2月6日……………（子ども生活部子ども発達支援課）

■福祉サービス報酬計算、食事提供体制加算、食事提供体制加算など加算減算を含むサービス対象外報酬計算、食費の算定根拠

2023年3月15日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書は保有しておらず、過去における作成又は取得の有無を確認しうる記録も存在しないため。

2022-223 2023年2月6日……………（議会事務局）

■福祉サービス報酬計算、食事提供体制加算、食事提供体制加算など加算減算、サービス対象外報酬を含む

2023年2月9日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないため。

2022-224 2023年2月6日……………（地域福祉部福祉総務課）

■福祉事務所の現業員（社会福祉主事） 査察指導員（社会福祉主事） 庶務 長

2023年2月20日 **公開決定**

・町田市福祉事務所処務規程

2023年2月20日 **部分公開決定**

・町田市福祉事務所生活保護関係職員名簿

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当  
○職員のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

・年齢、社会福祉士資格及び備考の一部

2022-225 2023年2月6日……………（議会事務局）

■福祉事務所の現業員（社会福祉主事） 査察指導員（社会福祉主事） 庶務 長

2023年2月9日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないため。

2022-226 2023年2月7日……………（財務部資産税課）

■令和6年固定資産（土地）評価替えに係る令和4年度の標準住宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等

（1）不動産鑑定業者の募集方法及び契約方法を決定した決裁書（入札または随意契約、応募要領、見積依頼等の内容を含む）

（2）予定価格に関する決裁書

（3）契約相手方を決定した決裁書（入札または見積の開札結果表一式、契約相手の見積書等を含む）

（4）契約終結に関する決裁書

（5）終結した契約書、仕様書、実施要領等（名称が異なるもの（請書等）を含む。）

（6）報酬支払いに関する決裁書（中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む。）

（7）標準住宅地等の一覧表（対象地点数が仕様書または請求書等に明記されている場合には不要です。）なお、鑑定評価書等の様式は不要です。また、複数の鑑定業者との契約の場合等の約款、実施要領等の同一内容の重複部分は不要です。

2023年2月10日 **公開決定**

・令和6年度固定資産（土地）評価替えに係る令和4年度の標準住宅地の鑑定評価等業務について

・2022年度第3回財務部契約事務適正化委員会の審議結果について（通知）

- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その1）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書
- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その2）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書
- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その3）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書
- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その4）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書
- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その5）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書
- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その6）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書
- ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その7）契約伺書・契約方法決定書・契約原議書

2023年2月10日 **部分公開決定**

- ・令和6年度固定資産（土地）評価替えに係る令和4年度の標準住宅地の鑑定評価等業務について
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その1）単価契約書・見積書
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その2）単価契約書・見積書
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その3）単価契約書・見積書
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その4）単価契約書・見積書
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その5）単価契約書・見積書
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その6）単価契約書・見積書
  - ・標準住宅地鑑定業務委託単価契約（その7）単価契約書・見積書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号及び第5号に該当

- 法人が代表者印として使用している印鑑及び事業を営む個人が使用している印鑑の印影で、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等によって不正使用される恐れがあり、法人及び事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生ずると認められるため。
  - ・不動産鑑定事務所代表者及び事業を営む個人の印影

2023年2月10日 **不存在決定**

- ・令和6年度固定資産（土地）評価替えに係る令和4年度の標準住宅地の鑑定評価等業務に関する次の書面等

（6）報酬支払に関する決裁書（中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む。）

理由：現在、業務委託契約の履行期間中であり、業務が完了していないため。

2022-227 2023年2月8日……………（都市づくり部公園緑地課）

■【町田中央公園（サン町田旭体育館、町田市民球場、町田中央公園テニスコート）】の3施設に関する下記資料

- ①2018年度指定管理者公募に係る現指定管理者の提案書（事業計画書）一式
- ②令和元年度・令和2年度・令和3年度の各年度事業計画書および各年度事業報告書（年度報告）一式

2023年2月20日 **部分公開決定**

- ・【1】町田市都市公園事業計画書
- 【2】2019年度事業計画書
- 【3】2020年度事業計画書
- 【4】2021年度事業計画書
- 【5】2019年度事業報告書
- 【6】2020年度事業報告書
- 【7】2021年度事業報告書

理由：（1）町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

：（2）町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流出することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあることから、法人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

	公文書の件名	公開しない部分	公文書の一部を
--	--------	---------	---------

			公開しない理由
1	【1】	・(様式4-1)のメールアドレスおよび氏名 ・(様式4-1) P18~P22、P32、P84~P86、 P90、P93の写真	(1)
2	【2】 【3】 【4】	・印影	(2)
3	【5】	・印影	(2)
		・P1-2付箋の氏名 ・P1-4~P1-6の写真	(1)
4	【6】	・印影	(2)
		・P1-2付箋の氏名 ・P1-4~P1-5の写真	(1)
5	【7】	・印影	(2)
		・P3-1、P3-2の写真	(1)

2022-228 2023年2月8日……………(財務部市有財産活用課)

■森野市庁舎の地下駐車場に出入りした公用車以外の車両の出入りの記録(2023年3月分すべて)

2023年2月14日 **不存在決定**

理由: 地下駐車場に入出庫する車両については、警備員が確認しているが、その記録は取っていないため。

2022-229 2023年2月8日……………(スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市民プールのR4年からR9年の指定管理者の(株式会社協栄・東京体育機器株式会社)事業計画及び提案の資料を情報公開請求しますのでよろしくお願ひします。

2023年2月20日 **決定延期**

理由: 対象文書の精査に時間を要するため。

2023年3月1日 **部分公開決定**

- ・(1) 町田市立室内プール事業計画書(申請年月日2021年5月14日)
- ・(2) 町田市立室内プール事業計画書(2022年度~2026年度)
- ・(3) 2022年度町田市立室内プール「事業計画書」

理由: は町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

- ・(1)(2)のうち、氏名、職業(経歴)、写真、能力・資格、実務経験・年数等、
- ・(3)のうち、氏名、電話番号(個人)、メールアドレス、金属年数

: 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の非公表の電話番号であり、公開することにより当該電話番号の使い分けの目的を失わせ、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・(3)のうち電話番号(法人)

: 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・(3)のうち法人の印影

: 情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○行政の事務連絡専用で使用している非公表の電話番号であり、公開することにより当該電話番号の使い分けの目的を失わせ、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・(3)のうち、電話番号(市施設)

2022-230 2023年2月9日……………(財務部市有財産活用課)

■森野市庁舎の地下駐車場の出入りの際の職員が使用した(職員カード、ICカードまたは定期駐車カード)の使用記録すべて(2022年3月分)

2023年2月17日 公開決定

- ・町田市庁舎地下駐車場定期駐車券貸出簿(貸出日:2021年11月12日から2022年6月23日まで)

2022-231 2023年2月9日……………(総務部職員課)

■1980年の市の職員名簿

2023年2月22日 決定延期

理由:対象文書の特定に時間を要するため。

2023年4月7日 部分公開決定

- ・町田市職員名簿(昭和55年11月1日現在)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・生年月日、本市就職年月日、現住所、電話番号

2022-232 2023年2月9日……………(財務部市有財産活用課)

■森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード(ICカード)を使って開ける扉の開閉記録すべて(2023年3月20日分)(システムのログ記録でも構いません)

2023年2月20日 非公開決定

- ・ICカードリーダーシステムログ(2022年3月20日)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

2023年3月2日 審査請求

2022-233 2023年3月1日……………(財務部市有財産活用課)

■森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード(ICカード)を使って開ける扉の開閉記録すべて(2023年3月20日分)(システムのログ記録で構いませんが、システムのログ記録すべてではなく、請求内容は「出入りの記録」の部分です)

2023年3月15日 非公開決定

- ・ICカードリーダーシステムログ(2022年3月20日)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「出入りの記録」に限定した公開を求めている。「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を指すと考えられるが、これらを公開することにより、警備体制や職員の出入りの頻度が判明してしまう等、保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年3月29日 審査請求

2022-234 2023年3月1日……………(市民部市民協働推進課)

■2023年1月27日から2023年2月28日までの、(1)市が〇〇〇〇自治会から受理した書類すべて、(2)市が〇〇〇〇自治会に発行した書類すべて(市民協働推進課で調査してください)

2023年3月15日 決定延期

理由：公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年4月26日 **部分公開決定**

- ①2023年1月27日付 町田市補助事業等実績報告書
- ②2022年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告
- ③町内会への回覧・通知・掲示物（チラシ・ポスターを除く）
  - ・2023年2月1日付
  - ・2023年2月15日付

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
- ・①のうち、会長の氏名、会長の住所、会長の印影

2022-235 2023年3月10日……………（市民部市民協働推進課）

■（2023年3月2日付22町市協第659号の公文書不存在決定※で示された）認可対象書類として住居表示（〇〇）が記載された書類は存在していない、規約変更認可申請「住居表示（〇〇）の変更」の市長の認可

2023年3月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年5月8日 **部分公開決定**

- ・13町市協第485号 規約変更認可書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
- ・会長の氏名

2022-236 2023年3月10日……………（市民部市民協働推進課）

■（2023年3月2日付22町市協第659号の公文書不存在決定※で示された）土地についての保有予定資産目録は存在しないにもかかわらず、財産目録記載の資産をもって資産を構成する自治会規約第30条を有する〇〇〇〇自治会の「住居表示（〇〇）」の土地が記載された財産目録

2023年3月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年5月8日 **部分公開決定**

- ・2016年（H28年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）
- ・2017年（平成29年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）
- ・2018年（平成30年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）
- ・2019年（令和元年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）
- ・2020年（令和2年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）
- ・2021年（令和3年）度・財産目録（現金・預貯金・不動産）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるため。
  - ・預入先・貸出先
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
  - ・会長の氏名、会長の印影、会員の氏名、会員の印影、第2号議案の土地についての備考欄

2022-237 2023年3月16日……………（市民部市民協働推進課）

■〇〇〇〇自治会の規約変更にかかわる公文書すべて

2023年3月22日 **決定延期**

理由：公文書公開請求件数が重なり、対象文書の特定に時間を要するため。

2023年5月15日 **部分公開決定**

- ・2013年5月29日付 起案書  
件名 規約変更認可について(〇〇〇〇自治会)
- ・2016年4月17日付 起案書  
件名 規約変更認可について(〇〇〇〇自治会)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
  - ・会長の氏名、会長の印影、会員の氏名、会員の印影

2022-238 2023年3月16日……………(保健所健康推進課)

**■町田市ウォーキングマップの作成の起案**

2023年3月22日 部分公開決定

- ・(仮称)「ちょっと実行、ずっと健康」町田市ウォーキングマップ作製業務委託の契約伺書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、これを公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の代表者印

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。
  - ・担当者印

2022-239 2023年3月16日……………(いきいき生活部高齢者福祉課)

**■町トレの作成経緯 町トレ実施の効果について**

2023年3月30日 公開決定

- ・町トレ作成経緯について
- ・町トレ効果

2022-240 2023年3月23日……………(財務部市有財産活用課)

**■森野市庁舎の地下駐車場と市庁舎内部の間の職員カード(ICカード)を使って開ける扉の警備職員以外の出入りの記録(2022年3月20日分)(警備体制記録でない部分の記録であって、市庁舎の外部側と内部側からの電気錠の開錠日時、職員の所属、氏名の情報の部分です)**

2023年4月6日 非公開決定

- ・ICカードリーダーシステムログ(2022年3月20日)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

- 執務室等に入室する際にドアの電気錠を開錠するために使用しているICカードシステムの記録を公開することにより、市庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

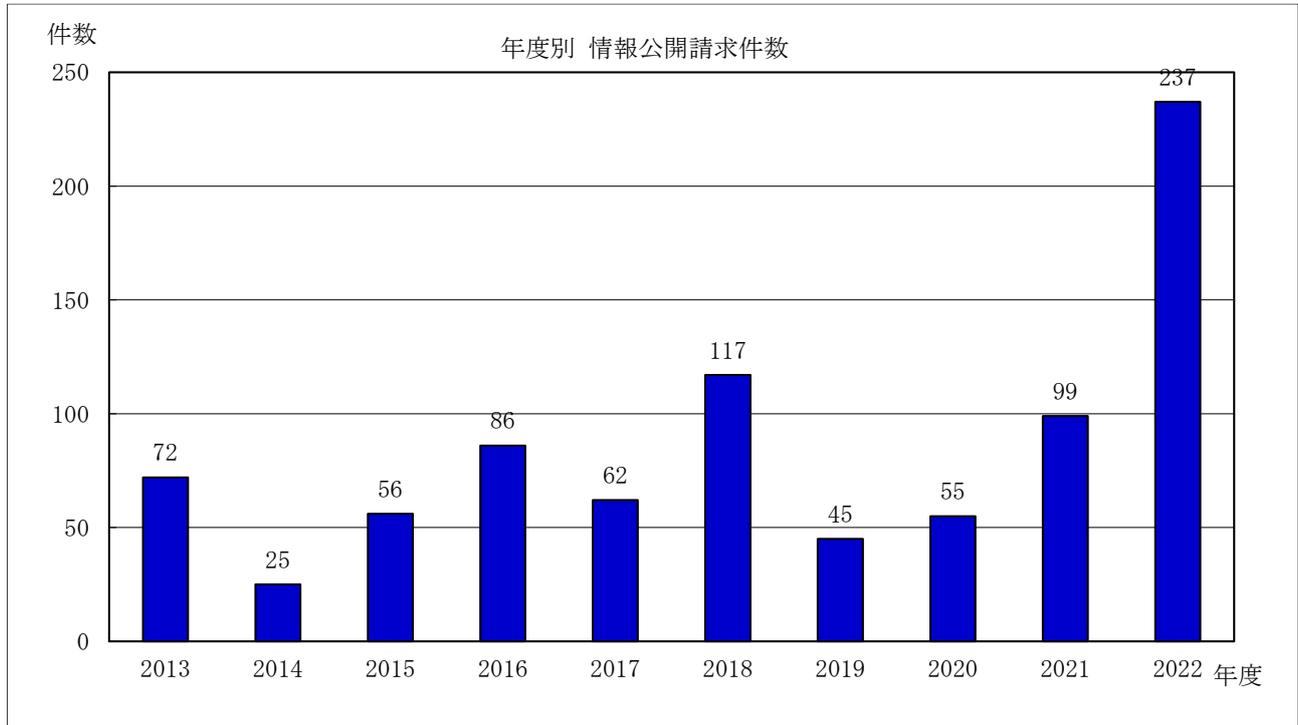
なお、請求人はシステムのログすべてではなく、「警備職員以外の出入りの記録」に限定した公開を求めている。「出入りの記録」とは当該記録の記載事項のうち、電気錠を開錠した日付、時刻、出入りをした職員の所属や氏名等の情報を示す。警備職員の記録を除いたとしても、これらの情報を公開することにより、職員の出入りの頻度が判明し、人気のない時間帯を推測することが可能になることから保安上の支障が生じる恐れがあるため、公開することができない。

2023年4月20日 審査請求

### 3 年度・実施機関別情報公開請求の件数

※括弧内は取下げ件数

実施機関	年度 種別	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
		市長	請求	70(5)	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)	40(4)	32(3)	82(2)
	不服申立て		1		5	4(1)	3		1	4	6	24(1)
教育委員会	請求	1	6(1)	4	6	5	6(2)	2	22(6)	14	12(1)	78(10)
	不服申立て											0
選挙管理委員会	請求				1			1			4	6
	不服申立て											0
監査委員	請求			1	2						0	3
	不服申立て											0
農業委員会	請求										0	0
	不服申立て											0
固定資産評価 審査委員会	請求										0	0
	不服申立て											0
病院事業 管理者	請求	1(1)	1		2	3				1	0	8(1)
	不服申立て				1							1
議会	請求			7	12		1	2	1	2	5	30
	不服申立て			1	3				1			5
計	請求	72(6)	25(3)	56(2)	86	62(4)	117(10)	45(4)	55(9)	99(2)	237(10)	854(50)
	不服申立て	0	1	1	9	4(1)	3	0	2	4	6	30(1)



## 第2章 個人情報開示等請求の状況

### 1 2022年度の経過

1年間の請求件数は60件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

#### (1) 2022年度実施機関別個人情報開示等請求件数

実施機関	主管部課		件数	小計
市長	財務部	市民税課	8	60 (内取下げ1)
		資産税課	1	
		納税課	3	
	市民部	市民課	27	
		鶴川市民センター	2	
	地域福祉部	生活援護課	5 (内取下げ1)	
		障がい福祉課	1	
	いきいき生活部	高齢者福祉課	3	
	保健所	保健予防課	1	
		生活衛生課	2	
子ども生活部	子ども家庭支援センター	6		
下水道部	下水道経営総務課	1		
教育委員会		0	0	
選挙管理委員会		0	0	
監査委員		0	0	
農業委員会		0	0	
固定資産評価 審査委員会		0	0	
病院事業管理者 議 会		0	0	
合 計		60 (内取下げ1)	60 (内取下げ1)	

※「開示等」とは、開示、訂正、消去等及び利用等の中止をいいます。

#### (2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市外に住所を有する個人	合計
請求者数	32人	9人	41人
請求件数	48件	12件	60件

※1人当たりの請求件数約1.46件、1人最大請求件数6件

#### (3) 請求に対する決定区分別件数

決 定 区 分					合計
開示等	部分開示等	非開示等	不存在	存否応答拒否	
35件	28件	1件	16件	0件	80件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

#### (4) 非開示（部分開示を含む）情報の事項別内訳

非 開 示 事 項								合計
1号 法令秘 情報	2号 評価等 情報	3号 第三者 情報	4号 法人 情報	5号 意思決定 過程情報	6号 行政執行 情報	7号 本人不利益 情報	8号 公益 情報	
0件	2件	25件	6件	0件	9件	1件	0件	43件

---

#### 非開示情報

個人情報保護制度では、実施機関の保有している自己に関する個人情報は原則としてすべて本人開示します。ただし、例外として、開示しないことができる個人情報の範囲を定めています。

個人情報保護条例第21条第1項

- |             |   |                       |
|-------------|---|-----------------------|
| 1号 法令秘情報    | → | 法令上の秘密にあたる情報          |
| 2号 評価等情報    | → | 個人の評価等に関する情報          |
| 3号 第三者情報    | → | 第三者に関する個人情報           |
| 4号 法人情報     | → | 企業等の法人に関する情報          |
| 5号 意思決定過程情報 | → | 行政上の意思が最終決定されていない情報   |
| 6号 行政執行情報   | → | 行政の事務・事業の運営に関する情報     |
| 7号 本人不利益情報  | → | 代理人が請求する場合で、本人に不利益な情報 |
| 8号 公益情報     | → | 審議会が公益上開示しないと認めた情報    |
-

## 2 個人情報開示等請求・決定の内容

### 表 記 内 容 の 説 明

整理番号 請求年月日 請求種別 ..... (主管部課名)

#### ■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象個人情報記録の件名 .....

理由：(部分開示等、非開示等、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由) .....

※備考 .....

2022-1 2022年4月22日 開示請求 ..... (市民部市民課)

#### ■私の住民票、印鑑証明書を発行した履歴の分かる文書（コンビニ請求を含む）

2021年12月1日から現在まで

2022年5月6日 不存在決定

理由：2021年12月1日から2022年4月22日までの期間に当該住民票・印鑑証明書を窓口及び郵送で交付した事実はありません。また、2022年2月4日及び2022年2月8日にコンビニで住民票を発行した履歴がありますが、コンビニではマイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行い証明書を発行します。交付にあたり申請書の提出は求めないため、住民票・印鑑証明書を発行した履歴の分かる文書は存在しません。

2022-2 2022年5月2日 開示請求 ..... (財務部資産税課)

#### ■町田市〇〇町〇〇〇〇番地について、課税台帳及び名寄帳の閲覧記録、交付記録 2013年9月から現在まで（私以外の者）

2022年5月13日 不存在決定

理由：該当資産に対して課税台帳及び名寄帳の閲覧又は交付された履歴はないため。

2022-3 2022年5月23日 開示請求 ..... (子ども生活部子ども家庭支援センター)

#### ■2022年2月以降の〇〇〇〇に関する相談記録

2022年6月3日 部分開示決定

・経過記録表（2022年2月2日から2022年5月23日まで）

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

ページ	開示しない部分	開示しない理由
P 1	令和4年2月2日（水）11：09 調査・相談内容 1行目から 16行目	(2)
P 1	令和4年2月2日（水）12：22 調査・相談内容 4行目	(2)
P 1	令和4年2月2日（水）13：04 調査・相談内容 2行目から 12行目	(1)
P 1	令和4年2月2日（水）15：30 調査・相談内容 1行目から 13行目	(2)
P 2	令和4年2月3日（木）10：00 調査・相談内容 1行目から 16行目	(2)
P 2, 3	令和4年2月3日（水）11：50 調査・相談内容 1行目から 9行目	(1)
P 3	令和4年2月3日（木）11：50 調査・相談内容 10行目から 11行目	(2)
P 3	令和4年2月3日（水）12：50 調査・相談内容 1行目から 5行目	(2)
P 3	令和4年2月3日（水）15：00 調査・相談内容 1行目から 7行目	(1)
P 3	令和4年2月3日（木）15：00 調査・相談内容 8行目から 9行目	(2)

P 3	令和4年2月3日(木) 15:30 調査・相談内容 1行目から10行目	(2)
P 3	令和4年2月3日(木) 16:45 調査・相談内容 1行目から5行目	(2)

2022-4 2022年5月23日 開示請求 …………… (保健所保健予防課)

■〇〇〇〇の健康状況が分かる資料

2022年6月6日 開示決定

- ・町田市3～4か月児健診 問診票

2022年6月6日 部分開示決定

- ・訪問指導票

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ・アセスメント欄の1行目から4行目
- ・他機関欄のうち、2行目

2022-5 2022年5月26日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護課)

■請求人に対する令和4年3月17日付け生活保護申請却下決定に係る審査に関する書類の全て、及び、請求人に対する令和4年4月13日付け生活保護申請却下決定に係る審査に関する書類の全て

2022年6月9日 取下げ

2022-6 2022年5月30日 開示請求 …………… (財務部納税課)

■私の平成28年以降私の特別徴収税額と支払いがわかる書類

私の平成28年以降の普通徴収、納付額及び相殺等の経緯がわかる書類

延滞金について支払いがわかる書類

株式会社〇〇〇〇の特別徴収納税額

私の特別徴収額の納付のわかる書類

2022年6月13日 開示決定

- ・平成28年度から令和3年度の収納状況画面
- ・平成28年度から令和3年度の収納消込個人特徴照会

2022年6月13日 不存在決定

- ・株式会社〇〇〇〇の特別徴収納税額

理由：請求に該当する公文書がないため

2022-7 2022年5月30日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■私の平成28年以降の町田市市民税・都民税税額決定納税通知書

市民税課と株式会社〇〇〇〇及びその他の会社と協議連絡打合せ記録と文書

私の普通徴収と特別徴収についての会社との協議記録文書

私と市民税課との協議記録

過誤納金があるので、この原因と経緯の記録

私の特別徴収額の決定と変更の記録及び経過記録

2022年6月13日 開示決定

1. 町田市 市民税・都民税税額決定兼納税通知書 (平成29年度から令和3年度)
2. 給与所得等に係る市町村民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用) (平成29年度から令和3年度)

2022年6月13日 不存在決定

- ・市民税課と株式会社〇〇〇〇及びその他の会社と協議連絡打合せ記録と文書
- ・私の普通徴収と特別徴収についての会社との協議記録文書
- ・私と市民税課との協議記録

・過誤納金があるのでこの原因と経緯の記録  
理由：請求に該当する公文書を作成していないため。

2022-8 2022年5月31日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ベビー 私が相談した記録

2022年6月13日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く精査、検討に時間を要するため。

2022年6月28日 部分開示決定

- ・①経過記録表 〇〇〇〇
- ・②経過記録表 〇〇〇〇ベビー
- ・③経過記録表 〇〇〇〇
- ・④経過記録表 〇〇〇〇
- ・⑤経過記録表 〇〇〇〇ベビー2

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

① 〇〇〇〇

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和2年7月27日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
2	経過記録表 令和2年7月28日10:02	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
3	経過記録表 令和2年7月28日14:00 (一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
4	経過記録表 令和2年7月28日14:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
5	経過記録表 令和2年7月28日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
6	経過記録表 令和2年7月28日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
7	経過記録表 令和2年7月28日15:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
8	経過記録表 令和2年7月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
9	経過記録表 令和2年7月28日18:30	調査・相談内容欄2行目以降全て	(3)
10	経過記録表 令和2年7月29日09:09	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
11	経過記録表 令和2年7月29日09:20 (一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
12	経過記録表 令和2年7月29日09:20 (二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

13	経過記録表 令和2年7月29日09:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
14	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄1行目	(1)
15	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄3行目23文字目以降全て	(3)
16	経過記録表 令和2年7月29日15:30	調査・相談内容欄22行目38文字目から23行目	(1)
17	経過記録表 令和2年7月29日16:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
18	経過記録表 令和2年7月30日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
19	経過記録表 令和2年7月30日09:44(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
20	経過記録表 令和2年7月30日09:44(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
21	経過記録表 令和2年7月30日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
22	経過記録表 令和2年7月31日15:25(一つ目)	調査・相談内容欄27行目36文字目以降全て	(1)
23	経過記録表 令和2年7月31日15:25(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
24	経過記録表 令和2年8月3日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
25	経過記録表 令和2年8月6日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
26	経過記録表 令和2年8月6日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
27	経過記録表 令和2年8月6日13:00	調査・相談内容欄11行目以降全て	(3)
28	経過記録表 令和2年8月7日10:00	調査・相談内容欄12行目36文字目から13行目まで	(3)
29	経過記録表 令和2年8月7日10:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
30	経過記録表 令和2年8月7日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
31	経過記録表 令和2年8月7日10:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
32	経過記録表 令和2年8月7日10:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
33	経過記録表 令和2年8月7日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
34	経過記録表 令和2年8月7日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
35	経過記録表 令和2年8月7日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
36	経過記録表 令和2年8月7日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
37	経過記録表	調査・相談内容欄の全て	(3)

	令和2年8月10日09:00		
38	経過記録表 令和2年8月11日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
39	経過記録表 令和2年8月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
40	経過記録表 令和2年8月11日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
41	経過記録表 令和2年8月11日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
42	経過記録表 令和2年8月11日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
43	経過記録表 令和2年8月11日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
44	経過記録表 令和2年8月11日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
45	経過記録表 令和2年8月11日12:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
46	経過記録表 令和2年8月11日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
47	経過記録表 令和2年8月11日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
48	経過記録表 令和2年8月12日11:10	調査・相談内容欄27行目以降全て	(3)
49	経過記録表 令和2年8月12日13:30	調査・相談内容欄1行目から3行目	(3)
50		調査・相談内容欄5行目から12行目	(1)
51		調査・相談内容欄13行目以降全て	(2)
52	経過記録表 令和2年8月12日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
53	経過記録表 令和2年8月13日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
54	経過記録表 令和2年8月13日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
55	経過記録表 令和2年8月13日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
56	経過記録表 令和2年8月13日15:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
57	経過記録表 令和2年8月14日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
58	経過記録表 令和2年8月14日16:00	調査・相談内容欄14行目以降全て	(1)
59	経過記録表 令和2年8月18日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
60	経過記録表 令和2年8月18日16:45	調査・相談内容欄17行目以降全て	(3)
61	経過記録表 令和2年8月21日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
62	経過記録表 令和2年8月21日10:00	調査・相談内容欄11行目	(3)
63		調査・相談内容欄13行目以降全て	(3)

64	経過記録表 令和2年8月21日11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
65	経過記録表 令和2年8月21日11:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
66	経過記録表 令和2年8月24日08:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
67	経過記録表 令和2年8月24日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
68	経過記録表 令和2年8月24日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
69	経過記録表 令和2年8月24日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
70	経過記録表 令和2年8月24日09:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
71	経過記録表 令和2年8月24日13:30	調査・相談内容欄2行目から3行目	(3)
72		調査・相談内容欄5行目	(2)
73		調査・相談内容欄6行目から7行目	(3)
74		調査・相談内容欄9行目から11行目	(2)
75		調査・相談内容欄19行目以降全て	(3)
76	経過記録表 令和2年8月25日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
77	経過記録表 令和2年8月25日13:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
78	経過記録表 令和2年8月25日15:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
79	経過記録表 令和2年8月26日09:26	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
80	経過記録表 令和2年8月26日13:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
81	経過記録表 令和2年8月27日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
82	経過記録表 令和2年8月27日14:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
83	経過記録表 令和2年8月27日16:00	調査・相談内容欄12行目から13行目	(1)
84	経過記録表 令和2年8月28日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
85	経過記録表 令和2年9月2日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
86	経過記録表 令和2年9月7日16:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
87	経過記録表 令和2年9月8日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
88	経過記録表 令和2年9月10日09:00(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
89	経過記録表 令和2年9月10日09:00(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
90	経過記録表 令和2年9月18日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

91	経過記録表 令和2年9月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
92	経過記録表 令和2年9月29日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
93	経過記録表	調査・相談内容欄6行目から16行目	(3)
94	令和2年10月1日11:00	調査・相談内容欄44行目以降全て	(3)
95	経過記録表 令和2年10月2日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
96	経過記録表 令和2年10月2日13:42	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
97	経過記録表 令和2年10月6日11:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
98	経過記録表 令和2年10月6日11:48	調査・相談内容欄2行目	(2)
99	経過記録表	調査・相談内容欄3行目から7行目	(3)
100	令和2年10月7日09:40	調査・相談内容欄9行目	(3)
101	経過記録表 令和2年10月7日11:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
102	経過記録表 令和2年10月9日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
103	経過記録表 令和2年10月12日09:52	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
104	経過記録表 令和2年10月13日13:07	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
105	経過記録表 令和2年10月14日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
106	経過記録表 令和2年10月14日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
107	経過記録表 令和2年10月15日14:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
108	経過記録表 令和2年10月16日14:12	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
109	経過記録表 令和2年10月16日17:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
110	経過記録表 令和2年10月23日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
111	経過記録表	調査・相談内容欄1行目から12行目	(3)
112	令和2年10月26日11:40	調査・相談内容欄21行目	(3)
113	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(3)
114	令和2年10月26日14:00	調査・相談内容欄7行目以降全て	(3)
115	経過記録表	調査・相談内容欄1行目左側と2行目から4行目	(2)
116	令和2年10月27日16:47	区分欄および調査・相談内容欄1行目右側と5行目以降全て	(3)
117	経過記録表 令和2年10月28日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
118	経過記録表 令和2年10月29日12:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
119		調査・相談内容欄1行目と3行目	(2)

120	経過記録表 令和2年10月30日11:25	調査・相談内容欄4行目以降全て	(3)
121	経過記録表 令和2年11月2日15:47(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
122	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(2)
123	令和2年11月2日15:47(二つ目)	調査・相談内容欄3行目以降全て	(2)
124	経過記録表 令和2年11月5日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
125	経過記録表 令和2年11月9日14:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
126	経過記録表 令和2年11月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
127	経過記録表 令和2年11月12日11:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
128	経過記録表 令和2年11月12日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
129	経過記録表 令和2年11月12日16:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
130	経過記録表 令和2年11月12日17:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
131	経過記録表 令和2年11月12日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
132	経過記録表 令和2年11月12日17:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
133	経過記録表 令和2年11月13日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
134	経過記録表 令和2年11月13日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
135	経過記録表 令和2年11月13日09:55	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
136	経過記録表 令和2年11月13日09:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
137	経過記録表 令和2年11月16日12:56	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
138	経過記録表 令和2年11月16日16:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
139	経過記録表 令和2年11月25日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
140	経過記録表 令和2年12月10日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
141	経過記録表 令和2年12月15日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
142	経過記録表 令和2年12月15日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
143	経過記録表 令和2年12月15日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
144	経過記録表 令和2年12月16日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

145	経過記録表 令和2年12月16日09:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
146	経過記録表 令和3年1月8日16:35	調査・相談内容欄1行目	(2)
147	経過記録表 令和3年1月8日16:35	調査・相談内容欄2行目から4行目	(2)
148	経過記録表 令和3年1月8日19:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
149	経過記録表 令和3年1月12日08:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
150	経過記録表 令和3年1月14日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
151	経過記録表 令和3年1月15日11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
152	経過記録表 令和3年3月16日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
153	経過記録表 令和3年3月25日09:42	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
154	経過記録表 令和3年4月6日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
155	経過記録表 令和3年4月8日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
156	経過記録表 令和3年4月8日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
157	経過記録表 令和3年7月7日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
158	経過記録表 令和3年7月9日10:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
159	経過記録表 令和3年10月1日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
160	経過記録表 令和3年10月5日16:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
161	経過記録表 令和3年10月5日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
162	経過記録表 令和3年10月19日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
163	経過記録表 令和3年10月19日14:29	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
164	経過記録表 令和3年11月17日15:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
165	経過記録表 令和4年1月4日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
166	経過記録表 令和4年1月7日10:33	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
167	経過記録表 令和4年1月14日11:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
168	経過記録表 令和4年1月17日09:30(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
169	経過記録表	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

	令和4年1月17日09:30(二つ目)		
170	経過記録表 令和4年1月18日10:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
171	経過記録表 令和4年1月18日10:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
172	経過記録表 令和4年1月18日12:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
173	経過記録表 令和4年1月25日11:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
174	経過記録表 令和4年1月25日14:23(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
175	経過記録表 令和4年1月25日14:23(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
176	経過記録表 令和4年1月26日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
177	経過記録表 令和4年1月28日13:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
178	経過記録表 令和4年1月31日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
179	経過記録表 令和4年2月1日08:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
180	経過記録表 令和4年2月1日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
181	経過記録表 令和4年2月3日11:57	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
182	経過記録表 令和4年2月3日14:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
183	経過記録表 令和4年2月3日15:23	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
184	経過記録表 令和4年2月3日16:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
185	経過記録表 令和4年2月4日09:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
186	経過記録表 令和4年2月7日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
187	経過記録表 令和4年2月7日13:17	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
188	経過記録表 令和4年2月9日13:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
189	経過記録表 令和4年2月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
190	経過記録表 令和4年2月15日11:01	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
191	経過記録表 令和4年3月1日14:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
192	経過記録表 令和4年3月1日14:46	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
193	経過記録表 令和4年3月3日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

194	経過記録表 令和4年3月3日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
195	経過記録表 令和4年3月4日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
196	経過記録表 令和4年3月4日16:59	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
197	経過記録表 令和4年3月7日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
198	経過記録表 令和4年3月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

②〇〇〇〇〇

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和2年7月21日16:20	調査・相談内容欄の全て	(3)
2	経過記録表 令和2年7月27日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
3	経過記録表 令和2年7月28日10:02	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
4	経過記録表 令和2年7月28日14:00 (二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
5	経過記録表 令和2年7月28日14:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
6	経過記録表 令和2年7月28日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
7	経過記録表 令和2年7月28日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
8	経過記録表 令和2年7月28日15:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
9	経過記録表 令和2年7月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
10	経過記録表 令和2年7月28日18:30	調査・相談内容欄2行目以降全て	(3)
11	経過記録表 令和2年7月29日09:09	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
12	経過記録表 令和2年7月29日09:20 (一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
13	経過記録表 令和2年7月29日09:20 (二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
14	経過記録表 令和2年7月29日09:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
15	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄1行目	(1)
16	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄3行目23文字目以降全て	(3)
17	経過記録表 令和2年7月29日15:30	調査・相談内容欄22行目38文字目から23行目	(1)

18	経過記録表 令和2年7月29日16:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
19	経過記録表 令和2年7月30日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
20	経過記録表 令和2年7月30日09:44(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
21	経過記録表 令和2年7月30日09:44(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
22	経過記録表 令和2年7月30日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
23	経過記録表 令和2年7月31日15:25(一つ目)	調査・相談内容欄27行目36文字目以降全て	(1)
24	経過記録表 令和2年7月31日15:25(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
25	経過記録表 令和2年8月3日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
26	経過記録表 令和2年8月6日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
27	経過記録表 令和2年8月6日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
28	経過記録表 令和2年8月6日13:00	調査・相談内容欄11行目以降全て	(3)
29	経過記録表 令和2年8月7日10:00	調査・相談内容欄12行目36文字目から13行目まで	(3)
30	経過記録表 令和2年8月7日10:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
31	経過記録表 令和2年8月7日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
32	経過記録表 令和2年8月7日10:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
33	経過記録表 令和2年8月7日10:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
34	経過記録表 令和2年8月7日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
35	経過記録表 令和2年8月7日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
36	経過記録表 令和2年8月7日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
37	経過記録表 令和2年8月7日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
38	経過記録表 令和2年8月11日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
39	経過記録表 令和2年8月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
40	経過記録表 令和2年8月11日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
41	経過記録表 令和2年8月11日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

42	経過記録表 令和2年8月11日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
43	経過記録表 令和2年8月11日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
44	経過記録表 令和2年8月11日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
45	経過記録表 令和2年8月11日12:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
46	経過記録表 令和2年8月11日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
47	経過記録表 令和2年8月11日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
48	経過記録表 令和2年8月12日11:10	調査・相談内容欄27行目以降全て	(3)
49	経過記録表 令和2年8月12日13:30	調査・相談内容欄1行目から3行目	(3)
50		調査・相談内容欄5行目から12行目	(1)
51		調査・相談内容欄13行目以降全て	(2)
52	経過記録表 令和2年8月12日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
53	経過記録表 令和2年8月13日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
54	経過記録表 令和2年8月13日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
55	経過記録表 令和2年8月13日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
56	経過記録表 令和2年8月13日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
57	経過記録表 令和2年8月13日15:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
58	経過記録表 令和2年8月14日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
59	経過記録表 令和2年8月14日16:00	調査・相談内容欄14行目以降全て	(1)
60	経過記録表 令和2年8月18日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
61	経過記録表 令和2年8月18日16:45	調査・相談内容欄17行目以降全て	(3)

③〇〇〇〇

番号	開示しない部分	理由
1	経過記録表 令和2年7月21日16:20	調査・相談内容欄の全て (3)
2	経過記録表 令和2年7月27日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て (3)
3	経過記録表 令和2年7月28日10:02	区分欄および調査・相談内容欄の全て (3)
4	経過記録表 令和2年7月28日14:00 (二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て (3)

5	経過記録表 令和2年7月28日14:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
6	経過記録表 令和2年7月28日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
7	経過記録表 令和2年7月28日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
8	経過記録表 令和2年7月28日15:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
9	経過記録表 令和2年7月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
10	経過記録表 令和2年7月28日18:30	調査・相談内容欄2行目以降全て	(3)
11	経過記録表 令和2年7月29日09:09	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
12	経過記録表 令和2年7月29日09:20(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
13	経過記録表 令和2年7月29日09:20(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
14	経過記録表 令和2年7月29日09:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
15	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(1)
16	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄3行目23文字目以降全て	(3)
17	経過記録表 令和2年7月29日15:30	調査・相談内容欄22行目38文字目から23行目	(1)
18	経過記録表 令和2年7月29日16:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
19	経過記録表 令和2年7月30日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
20	経過記録表 令和2年7月30日09:44(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
21	経過記録表 令和2年7月30日09:44(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
22	経過記録表 令和2年7月30日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
23	経過記録表 令和2年7月31日15:25(一つ目)	調査・相談内容欄27行目36文字目以降全て	(1)
24	経過記録表 令和2年7月31日15:25(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
25	経過記録表 令和2年8月3日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
26	経過記録表 令和2年8月6日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
27	経過記録表 令和2年8月6日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
28	経過記録表 令和2年8月6日13:00	調査・相談内容欄11行目以降全て	(3)
29	経過記録表 令和2年8月7日10:00	調査・相談内容欄12行目36文字目から13行目まで	(3)

30	経過記録表 令和2年8月7日10:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
31	経過記録表 令和2年8月7日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
32	経過記録表 令和2年8月7日10:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
33	経過記録表 令和2年8月7日10:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
34	経過記録表 令和2年8月7日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
35	経過記録表 令和2年8月7日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
36	経過記録表 令和2年8月7日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
37	経過記録表 令和2年8月7日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
38	経過記録表 令和2年8月11日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
39	経過記録表 令和2年8月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
40	経過記録表 令和2年8月11日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
41	経過記録表 令和2年8月11日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
42	経過記録表 令和2年8月11日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
43	経過記録表 令和2年8月11日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
44	経過記録表 令和2年8月11日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
45	経過記録表 令和2年8月11日12:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
46	経過記録表 令和2年8月11日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
47	経過記録表 令和2年8月11日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
48	経過記録表 令和2年8月12日11:10	調査・相談内容欄27行目以降全て	(3)
49	経過記録表 令和2年8月12日13:30	調査・相談内容欄1行目から3行目	(3)
50		調査・相談内容欄5行目から12行目	(1)
51		調査・相談内容欄13行目以降全て	(2)
52	経過記録表 令和2年8月12日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
53	経過記録表 令和2年8月13日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
54	経過記録表 令和2年8月13日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
55	経過記録表 令和2年8月13日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

56	経過記録表 令和2年8月13日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
57	経過記録表 令和2年8月13日15:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
58	経過記録表 令和2年8月14日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
59	経過記録表 令和2年8月14日16:00	調査・相談内容欄14行目以降全て	(1)
60	経過記録表 令和2年8月18日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
61	経過記録表 令和2年8月18日16:45	調査・相談内容欄17行目以降全て	(3)
62	経過記録表 令和2年8月21日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
63	経過記録表	調査・相談内容欄11行目	(3)
64	令和2年8月21日10:00	調査・相談内容欄13行目以降全て	(3)
65	経過記録表 令和2年8月21日11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
66	経過記録表 令和2年8月21日11:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
67	経過記録表 令和2年8月24日08:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
68	経過記録表 令和2年8月24日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
69	経過記録表 令和2年8月24日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
70	経過記録表 令和2年8月24日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
71	経過記録表 令和2年8月24日09:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
72	経過記録表 令和2年8月24日13:30	調査・相談内容欄2行目から3行目	(3)
73		調査・相談内容欄5行目	(2)
74		調査・相談内容欄6行目から7行目	(3)
75		調査・相談内容欄9行目から11行目	(2)
76		調査・相談内容欄19行目以降全て	(3)
77	経過記録表 令和2年8月25日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
78	経過記録表 令和2年8月25日13:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
79	経過記録表 令和2年8月25日15:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
80	経過記録表 令和2年8月26日09:26	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
81	経過記録表 令和2年8月26日13:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
82	経過記録表 令和2年8月27日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
83	経過記録表 令和2年8月27日14:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

84	経過記録表 令和2年8月27日16:00	調査・相談内容欄12行目から13行目	(1)
85	経過記録表 令和2年8月28日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
86	経過記録表 令和2年9月2日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
87	経過記録表 令和2年9月7日16:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
88	経過記録表 令和2年9月8日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
89	経過記録表 令和2年9月10日09:00(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
90	経過記録表 令和2年9月10日09:00(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
91	経過記録表 令和2年9月18日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
92	経過記録表 令和2年9月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
93	経過記録表 令和2年9月29日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
94	経過記録表	調査・相談内容欄6行目から16行目	(3)
95	令和2年10月1日11:00	調査・相談内容欄44行目以降全て	(3)
96	経過記録表 令和2年10月2日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
97	経過記録表 令和2年10月2日13:42	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
98	経過記録表 令和2年10月6日11:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
99	経過記録表 令和2年10月6日11:48	調査・相談内容欄2行目	(2)
100	経過記録表	調査・相談内容欄3行目から7行目	(3)
101	令和2年10月7日09:40	調査・相談内容欄9行目	(3)
102	経過記録表 令和2年10月7日11:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
103	経過記録表 令和2年10月9日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
104	経過記録表 令和2年10月12日09:52	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
105	経過記録表 令和2年10月13日13:07	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
106	経過記録表 令和2年10月14日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
107	経過記録表 令和2年10月14日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
108	経過記録表 令和2年10月15日14:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
109	経過記録表 令和2年10月16日14:12	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
110	経過記録表	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

	令和2年10月16日17:45		
111	経過記録表 令和2年10月23日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
112	経過記録表	調査・相談内容欄1行目から12行目	(3)
113	令和2年10月26日11:40	調査・相談内容欄21行目	(3)
114	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(3)
115	令和2年10月26日14:00	調査・相談内容欄7行目以降全て	(3)
116	経過記録表	調査・相談内容欄1行目左側と2行目から4行目	(2)
117	令和2年10月27日16:47	区分欄および調査・相談内容欄1行目右側と5行目以降全て	(3)
118	経過記録表 令和2年10月28日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
119	経過記録表 令和2年10月29日12:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
120	経過記録表	調査・相談内容欄1行目と3行目	(2)
121	令和2年10月30日11:25	調査・相談内容欄4行目以降全て	(3)
122	経過記録表 令和2年11月2日15:47(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
123	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(2)
124	令和2年11月2日15:47(二つ目)	調査・相談内容欄3行目以降全て	(2)
125	経過記録表 令和2年11月5日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
126	経過記録表 令和2年11月9日14:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
127	経過記録表 令和2年11月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
128	経過記録表 令和2年11月12日11:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
129	経過記録表 令和2年11月12日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
130	経過記録表 令和2年11月12日16:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
131	経過記録表 令和2年11月12日17:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
132	経過記録表 令和2年11月12日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
133	経過記録表 令和2年11月12日17:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
134	経過記録表 令和2年11月13日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
135	経過記録表 令和2年11月13日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
136	経過記録表 令和2年11月13日09:55	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
137	経過記録表 令和2年11月13日09:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
138	経過記録表 令和2年11月16日12:56	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)

139	経過記録表 令和2年11月16日16:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
140	経過記録表 令和2年11月25日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
141	経過記録表 令和2年12月10日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
142	経過記録表 令和2年12月15日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
143	経過記録表 令和2年12月15日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
144	経過記録表 令和2年12月15日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
145	経過記録表 令和2年12月16日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
146	経過記録表 令和2年12月16日09:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
147	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(2)
148	令和3年1月8日16:35	調査・相談内容欄2行目から4行目	(2)
149	経過記録表 令和3年1月8日19:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
150	経過記録表 令和3年1月12日08:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
151	経過記録表 令和3年1月14日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
152	経過記録表 令和3年1月15日11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
153	経過記録表 令和3年3月16日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
154	経過記録表 令和3年3月25日09:42	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
155	経過記録表 令和3年4月6日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
156	経過記録表 令和3年4月8日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
157	経過記録表 令和3年4月8日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
158	経過記録表 令和3年7月7日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
159	経過記録表 令和3年7月9日10:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
160	経過記録表 令和3年10月1日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
161	経過記録表 令和3年10月5日16:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
162	経過記録表 令和3年10月5日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
163	経過記録表 令和3年10月19日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

164	経過記録表 令和3年10月19日14:29	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
165	経過記録表 令和3年11月17日15:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
166	経過記録表 令和4年1月4日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
167	経過記録表 令和4年1月7日10:33	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
168	経過記録表 令和4年1月14日11:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
169	経過記録表 令和4年1月17日09:30 (一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
170	経過記録表 令和4年1月17日09:30 (二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
171	経過記録表 令和4年1月18日10:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
172	経過記録表 令和4年1月18日10:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
173	経過記録表 令和4年1月18日12:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
174	経過記録表 令和4年1月25日11:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
175	経過記録表 令和4年1月25日14:23 (一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
176	経過記録表 令和4年1月25日14:23 (二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
177	経過記録表 令和4年1月26日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
178	経過記録表 令和4年1月28日13:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
179	経過記録表 令和4年1月31日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
180	経過記録表 令和4年2月1日08:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
181	経過記録表 令和4年2月1日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
182	経過記録表 令和4年2月3日11:57	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
183	経過記録表 令和4年2月3日14:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
184	経過記録表 令和4年2月3日15:23	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
185	経過記録表 令和4年2月3日16:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
186	経過記録表 令和4年2月4日09:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
187	経過記録表 令和4年2月7日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

188	経過記録表 令和4年2月7日13:17	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
189	経過記録表 令和4年2月9日13:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
190	経過記録表 令和4年2月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
191	経過記録表 令和4年2月15日11:01	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
192	経過記録表 令和4年3月1日14:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
193	経過記録表 令和4年3月1日14:46	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
194	経過記録表 令和4年3月3日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
195	経過記録表 令和4年3月3日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
196	経過記録表 令和4年3月4日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
197	経過記録表 令和4年3月4日16:59	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
198	経過記録表 令和4年3月7日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
199	経過記録表 令和4年3月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

④〇〇〇〇〇

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和2年7月21日16:20	調査・相談内容欄の全て	(3)
2	経過記録表 令和2年7月27日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
3	経過記録表 令和2年7月28日10:02	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
4	経過記録表 令和2年7月28日14:00(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
5	経過記録表 令和2年7月28日14:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
6	経過記録表 令和2年7月28日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
7	経過記録表 令和2年7月28日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
8	経過記録表 令和2年7月28日15:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
9	経過記録表 令和2年7月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
10	経過記録表 令和2年7月28日18:30	調査・相談内容欄2行目以降全て	(3)

11	経過記録表 令和2年7月29日09:09	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
12	経過記録表 令和2年7月29日09:20(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
13	経過記録表 令和2年7月29日09:20(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
14	経過記録表 令和2年7月29日09:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
15	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄1行目	(1)
16		調査・相談内容欄3行目23文字目以降全て	(3)
17	経過記録表 令和2年7月29日15:30	調査・相談内容欄22行目38文字目から23行目	(1)
18	経過記録表 令和2年7月29日16:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
19	経過記録表 令和2年7月30日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
20	経過記録表 令和2年7月30日09:44(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
21	経過記録表 令和2年7月30日09:44(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
22	経過記録表 令和2年7月30日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
23	経過記録表 令和2年7月31日15:25(一つ目)	調査・相談内容欄27行目36文字目以降全て	(1)
24	経過記録表 令和2年7月31日15:25(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
25	経過記録表 令和2年8月3日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
26	経過記録表 令和2年8月6日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
27	経過記録表 令和2年8月6日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
28	経過記録表 令和2年8月6日13:00	調査・相談内容欄11行目以降全て	(3)
29	経過記録表 令和2年8月7日10:00	調査・相談内容欄12行目36文字目から13行目まで	(3)
30	経過記録表 令和2年8月7日10:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
31	経過記録表 令和2年8月7日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
32	経過記録表 令和2年8月7日10:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
33	経過記録表 令和2年8月7日10:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
34	経過記録表 令和2年8月7日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
35	経過記録表 令和2年8月7日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

36	経過記録表 令和2年8月7日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
37	経過記録表 令和2年8月7日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
38	経過記録表 令和2年8月11日08:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
39	経過記録表 令和2年8月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
40	経過記録表 令和2年8月11日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
41	経過記録表 令和2年8月11日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
42	経過記録表 令和2年8月11日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
43	経過記録表 令和2年8月11日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
44	経過記録表 令和2年8月11日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
45	経過記録表 令和2年8月11日12:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
46	経過記録表 令和2年8月11日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
47	経過記録表 令和2年8月11日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
48	経過記録表 令和2年8月12日11:10	調査・相談内容欄27行目以降全て	(3)
49	経過記録表 令和2年8月12日13:30	調査・相談内容欄1行目から3行目	(3)
50		調査・相談内容欄5行目から12行目	(1)
51		調査・相談内容欄13行目以降全て	(2)
52	経過記録表 令和2年8月12日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
53	経過記録表 令和2年8月13日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
54	経過記録表 令和2年8月13日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
55	経過記録表 令和2年8月13日11:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
56	経過記録表 令和2年8月13日12:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
57	経過記録表 令和2年8月13日15:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
58	経過記録表 令和2年8月14日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
59	経過記録表 令和2年8月14日16:00	調査・相談内容欄14行目以降全て	(1)
60	経過記録表 令和2年8月18日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
61	経過記録表 令和2年8月18日16:45	調査・相談内容欄17行目以降全て	(3)

62	経過記録表 令和2年8月21日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
63	経過記録表	調査・相談内容欄11行目	(3)
64	令和2年8月21日10:00	調査・相談内容欄13行目以降全て	(3)
65	経過記録表 令和2年8月21日11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
66	経過記録表 令和2年8月21日11:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
67	経過記録表 令和2年8月24日08:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
68	経過記録表 令和2年8月24日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
69	経過記録表 令和2年8月24日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
70	経過記録表 令和2年8月24日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
71	経過記録表 令和2年8月24日09:40	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
72	経過記録表 令和2年8月24日13:30	調査・相談内容欄2行目から3行目	(3)
73		調査・相談内容欄5行目	(2)
74		調査・相談内容欄6行目から7行目	(3)
75		調査・相談内容欄9行目から11行目	(2)
76		調査・相談内容欄19行目以降全て	(3)
77	経過記録表 令和2年8月25日12:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
78	経過記録表 令和2年8月25日13:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
79	経過記録表 令和2年8月25日15:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
80	経過記録表 令和2年8月26日09:26	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
81	経過記録表 令和2年8月26日13:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
82	経過記録表 令和2年8月27日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
83	経過記録表 令和2年8月27日14:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
84	経過記録表 令和2年8月27日16:00	調査・相談内容欄12行目から13行目	(1)
85	経過記録表 令和2年8月28日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
86	経過記録表 令和2年9月2日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
87	経過記録表 令和2年9月7日16:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
88	経過記録表 令和2年9月8日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
89	経過記録表 令和2年9月10日09:00(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

90	経過記録表 令和2年9月10日09:00(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
91	経過記録表 令和2年9月18日09:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
92	経過記録表 令和2年9月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
93	経過記録表 令和2年9月29日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
94	経過記録表	調査・相談内容欄6行目から16行目	(3)
95	令和2年10月1日11:00	調査・相談内容欄44行目以降全て	(3)
96	経過記録表 令和2年10月2日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
97	経過記録表 令和2年10月2日13:42	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
98	経過記録表 令和2年10月6日11:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
99	経過記録表 令和2年10月6日11:48	調査・相談内容欄2行目	(2)
100	経過記録表	調査・相談内容欄3行目から7行目	(3)
101	令和2年10月7日09:40	調査・相談内容欄9行目	(3)
102	経過記録表 令和2年10月7日11:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
103	経過記録表 令和2年10月9日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
104	経過記録表 令和2年10月12日09:52	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
105	経過記録表 令和2年10月13日13:07	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
106	経過記録表 令和2年10月14日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
107	経過記録表 令和2年10月14日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
108	経過記録表 令和2年10月15日14:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
109	経過記録表 令和2年10月16日14:12	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
110	経過記録表 令和2年10月16日17:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
111	経過記録表 令和2年10月23日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
112	経過記録表	調査・相談内容欄1行目から12行目	(3)
113	令和2年10月26日11:40	調査・相談内容欄21行目	(3)
114	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(3)
115	令和2年10月26日14:00	調査・相談内容欄7行目以降全て	(3)
116	経過記録表	調査・相談内容欄1行目左側と2行目から4行目	(2)
117	令和2年10月27日16:47	区分欄および調査・相談内容欄1行目右側と5行目以降全て	(3)

118	経過記録表 令和2年10月28日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
119	経過記録表 令和2年10月29日12:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
120	経過記録表	調査・相談内容欄1行目と3行目	(2)
121	令和2年10月30日11:25	調査・相談内容欄4行目以降全て	(3)
122	経過記録表 令和2年11月2日15:47(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
123	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(2)
124	令和2年11月2日15:47(二つ目)	調査・相談内容欄3行目以降全て	(2)
125	経過記録表 令和2年11月5日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
126	経過記録表 令和2年11月9日14:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
127	経過記録表 令和2年11月11日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
128	経過記録表 令和2年11月12日11:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
129	経過記録表 令和2年11月12日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
130	経過記録表 令和2年11月12日16:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
131	経過記録表 令和2年11月12日17:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
132	経過記録表 令和2年11月12日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
133	経過記録表 令和2年11月12日17:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
134	経過記録表 令和2年11月13日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
135	経過記録表 令和2年11月13日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
136	経過記録表 令和2年11月13日09:55	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
137	経過記録表 令和2年11月13日09:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
138	経過記録表 令和2年11月16日12:56	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
139	経過記録表 令和2年11月16日16:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
140	経過記録表 令和2年11月25日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
141	経過記録表 令和2年12月10日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
142	経過記録表 令和2年12月15日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
143	経過記録表 令和2年12月15日10:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

144	経過記録表 令和2年12月15日13:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
145	経過記録表 令和2年12月16日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
146	経過記録表 令和2年12月16日09:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
147	経過記録表	調査・相談内容欄1行目	(2)
148	令和3年1月8日16:35	調査・相談内容欄2行目から4行目	(2)
149	経過記録表 令和3年1月8日19:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
150	経過記録表 令和3年1月12日08:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
151	経過記録表 令和3年1月14日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
152	経過記録表 令和3年1月15日11:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
153	経過記録表 令和3年3月16日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
154	経過記録表 令和3年3月25日09:42	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
155	経過記録表 令和3年4月6日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
156	経過記録表 令和3年4月8日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
157	経過記録表 令和3年4月8日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
158	経過記録表 令和3年7月7日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
159	経過記録表 令和3年7月9日10:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
160	経過記録表 令和3年10月1日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
161	経過記録表 令和3年10月5日16:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
162	経過記録表 令和3年10月5日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
163	経過記録表 令和3年10月19日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
164	経過記録表 令和3年10月19日14:29	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
165	経過記録表 令和3年11月17日15:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
166	経過記録表 令和4年1月4日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
167	経過記録表 令和4年1月7日10:33	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
168	経過記録表 令和4年1月14日11:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

169	経過記録表 令和4年1月17日09:30(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
170	経過記録表 令和4年1月17日09:30(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
171	経過記録表 令和4年1月18日10:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
172	経過記録表 令和4年1月18日10:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
173	経過記録表 令和4年1月18日12:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
174	経過記録表 令和4年1月25日11:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
175	経過記録表 令和4年1月25日14:23(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
176	経過記録表 令和4年1月25日14:23(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
177	経過記録表 令和4年1月26日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
178	経過記録表 令和4年1月28日13:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
179	経過記録表 令和4年1月31日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
180	経過記録表 令和4年2月1日08:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
181	経過記録表 令和4年2月1日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
182	経過記録表 令和4年2月3日11:57	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
183	経過記録表 令和4年2月3日14:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
184	経過記録表 令和4年2月3日15:23	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
185	経過記録表 令和4年2月3日16:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
186	経過記録表 令和4年2月4日09:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
187	経過記録表 令和4年2月7日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
188	経過記録表 令和4年2月7日13:17	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
189	経過記録表 令和4年2月9日13:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
190	経過記録表 令和4年2月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
191	経過記録表 令和4年2月15日11:01	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
192	経過記録表 令和4年3月1日14:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

193	経過記録表 令和4年3月1日14:46	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
194	経過記録表 令和4年3月3日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
195	経過記録表 令和4年3月3日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
196	経過記録表 令和4年3月4日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
197	経過記録表 令和4年3月4日16:59	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
198	経過記録表 令和4年3月7日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
199	経過記録表 令和4年3月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

⑤〇〇〇〇

番号	開示しない部分		理由
1	経過記録表 令和2年7月28日14:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
2	経過記録表 令和2年7月28日14:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
3	経過記録表 令和2年7月28日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
4	経過記録表 令和2年7月28日15:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
5	経過記録表 令和2年7月28日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
6	経過記録表 令和2年7月29日11:29	調査・相談内容欄1行目	(1)
7		調査・相談内容欄3行目23文字目以降全て	(3)
8	経過記録表 令和4年1月17日09:30(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
9	経過記録表 令和4年1月17日09:30(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
10	経過記録表 令和4年1月18日10:28(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
11	経過記録表 令和4年1月18日10:28(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
12	経過記録表 令和4年1月18日12:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
13	経過記録表 令和4年1月25日11:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
14	経過記録表 令和4年1月25日14:23(一つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
15	経過記録表 令和4年1月25日14:23(二つ目)	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
16	経過記録表 令和4年1月26日14:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

17	経過記録表 令和4年1月28日13:35	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
18	経過記録表 令和4年1月31日10:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
19	経過記録表 令和4年2月1日08:48	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
20	経過記録表 令和4年2月1日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
21	経過記録表 令和4年2月3日11:57	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
22	経過記録表 令和4年2月3日14:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
23	経過記録表 令和4年2月3日15:23	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
24	経過記録表 令和4年2月3日16:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
25	経過記録表 令和4年2月4日09:38	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
26	経過記録表 令和4年2月7日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
27	経過記録表 令和4年2月7日13:17	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
28	経過記録表 令和4年2月9日13:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
29	経過記録表 令和4年2月10日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
30	経過記録表 令和4年2月15日11:01	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
31	経過記録表 令和4年3月1日14:14	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
32	経過記録表 令和4年3月1日14:46	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
33	経過記録表 令和4年3月3日17:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
34	経過記録表 令和4年3月3日17:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
35	経過記録表 令和4年3月4日13:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
36	経過記録表 令和4年3月4日16:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
37	経過記録表 令和4年3月4日16:59	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
38	経過記録表 令和4年3月7日08:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
39	経過記録表 令和4年3月8日12:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
40	経過記録表 令和4年3月11日12:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

41	経過記録表 令和4年3月11日18:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
42	経過記録表 令和4年3月11日19:54	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
43	経過記録表 令和4年3月14日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
44	経過記録表 令和4年3月14日15:25	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
45	経過記録表 令和4年3月14日15:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
46	経過記録表 令和4年3月23日08:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
47	経過記録表 令和4年3月25日17:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
48	経過記録表 令和4年3月31日15:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
49	経過記録表 令和4年4月6日09:10	調査・相談内容欄5行目	(3)
50	経過記録表 令和4年4月13日16:27	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
51	経過記録表 令和4年4月18日11:04	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
52	経過記録表 令和4年4月25日15:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
53	経過記録表 令和4年4月27日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
54	経過記録表 令和4年4月27日09:30	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
55	経過記録表 令和4年4月27日13:28	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
56	経過記録表 令和4年5月2日13:49	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
57	経過記録表 令和4年5月2日17:10	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
58	経過記録表 令和4年5月9日14:33	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
59	経過記録表 令和4年5月11日16:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
60	経過記録表 令和4年5月12日15:44	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
61	経過記録表 令和4年5月12日16:27	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
62	経過記録表 令和4年5月12日16:32	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
63	経過記録表 令和4年5月12日17:07	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
64	経過記録表 令和4年5月12日17:15	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

65	経過記録表 令和4年5月16日09:20	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
66	経過記録表 令和4年5月16日16:02	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
67	経過記録表 令和4年5月17日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
68	経過記録表 令和4年5月17日16:03	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
69	経過記録表 令和4年5月23日16:17	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
70	経過記録表 令和4年5月23日16:19	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
71	経過記録表 令和4年5月24日09:05	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
72	経過記録表 令和4年5月24日10:08	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
73	経過記録表 令和4年5月24日11:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
74	経過記録表 令和4年5月26日14:58	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
75	経過記録表 令和4年5月26日16:27	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
76	経過記録表 令和4年5月26日16:45	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(2)
77	経過記録表 令和4年5月30日15:12	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
78	経過記録表 令和4年5月30日15:37	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
79	経過記録表 令和4年5月31日08:50	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
80	経過記録表 令和4年5月31日09:00	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)
81	経過記録表 令和4年5月31日13:36	区分欄および調査・相談内容欄の全て	(3)

2022-9 2022年6月1日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護課)

■①私の生活保護申請と廃止決定にかかわる全て

②私の記録全て

2022年6月14日 **決定延期**

理由：請求対象の文書量が多く、内容の精査に時間を要するため

2022年7月28日 **開示決定**

- ・生活相談シート、相談記録、面接記録票、交付・受理書類一覧、申し送り事項、保護申請書類一式、緊急援護費申請書類一式、生活保護法第29条に基づく調査伺、〇〇〇〇の戸籍全部事項証明、〇〇〇〇の附票、〇〇〇〇の改製原戸籍①、〇〇〇〇の改製原戸籍②、〇〇〇〇の改製原戸籍③、〇〇〇〇の附票、〇〇〇〇の改製原附票、〇〇〇〇の父の戸籍全部事項証明、〇〇〇〇の父の附票、〇〇〇〇の父母の改製原附票、〇〇〇〇の母の改製原戸籍、要保護者にかかる情報の提供について(依頼)、世帯台帳、保護決定起案、生活保護要否判定計算書、保護決定調書、保護廃止決定通知書、領収書

2022年7月28日 **部分開示決定**

・相談内容1、相談内容2、援助方針、ケース記録票

理由：別紙のとおり

別紙

No.	非開示の部分		請求の一部について応じない理由
	件名	内容	
1	相談内容1 のうち非開示部分	病状の欄 障害の欄	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示すること により客観的にみて本人の不利益になる恐れがある ため。
2	相談内容2 のうち非開示部分	その他の欄 1行目 2行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示すること により客観的にみて本人の不利益になる恐れがある ため。
3	援助方針のうち 非開示部分	現状問題点の欄 5行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示すること により、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又 は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認めら れるため。
4	ケース記録票 (2022. 5. 12) のうち非開示部分	1行目 12行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することによ り当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがある ため。
5	ケース記録票 (2023. 5. 13) のうち非開示部分	1行目 4行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することによ り当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがある ため。
6	ケース記録票 (2023. 5. 23) のうち非開示部分	1行目 7行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することによ り当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがある ため。
7	ケース記録票 (2023. 5. 23) のうち非開示部分	9行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 事業の運営に関する情報であって、開示すること により、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又 は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認めら れるため。

2022年7月28日 **非開示決定**

・〇〇〇〇の親族の戸籍全部事項証明、〇〇〇〇の親族の改製原戸籍、〇〇〇〇の親族の附  
票、〇〇〇〇親族の改製原附票

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害  
する恐れがあるため。

2022-10 2022年6月7日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の戸籍証明書等交付請求書 2019年1月1日～2022年6月7日

2022年6月21日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、

① 2021年3月11日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

- ② 2021年5月26日 南市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ③ 2022年2月8日 南町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ④ 2022年2月8日 南町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書

2021年6月21日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地  
 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、

- ① 2021年12月13日付け 市民課受付分の戸籍謄本等職務上請求書
- ② 2021年12月28日付け 市民課受付分の戸籍謄本等職務上請求書
- ③ 2022年1月31日 南市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ④ 2022年2月9日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ⑤ 2022年2月10日付け 市民課受付分の戸籍謄本等職務上請求書
- ⑥ 2022年2月16日付け 市民課受付分の戸籍謄本等職務上請求書

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	請求に係る者の氏名・生年月日、事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的、代表者の住所、事務局担当者氏名	(1)
	請求者の印影	(2)
②	請求に係る者の氏名・生年月日、事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的、代表者の住所、事務局担当者氏名	(1)
	請求者の印影	(2)
③	「窓口に来た方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、戸籍証明書等の「使う方(請求者)」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち、本人確認書類記入欄	(1)
④	「窓口に来た方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、戸籍証明書等の「使う方(請求者)」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち、本人確認書類記入欄	(1)
⑤	請求に係る者の氏名・生年月日、業務の種類・依頼者の氏名又は名称・依頼者について該当する事由・具体的理由、代表者の住所、事務局担当者氏名	(1)
	請求者の印影	(2)
⑥	事務の種類・依頼者の氏名又は名称・依頼者について該当する事由・具体的理由、代表者の住所、事務局担当者氏名	(1)
	請求者の印影	(2)

2022-11 2022年6月15日 開示請求 ..... (市民部市民課)

**■私の住民票写し等交付申請書**

2022年6月28日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地  
 氏名 〇〇〇〇の住民票の写しを請求した

- ①令和3年8月30日付 市民課受付分の住民票の写し等の交付請求書
- ②令和3年6月28日付 市民課受付分の市税滞納者の実態調査について(照会)

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・下記の部分を除く部分開示

(1) ①の文書のうち、請求の対象とする者の氏名、生年月日、請求を必要とする事務の内容、根拠法令の条項、請求事由、請求事由を明らかにすることが困難な理由

(2) ②の文書のうち、所在状況等（現況）のご本人以外の部分

2022-12 2022 年 7 月 13 日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■令和 2 年度給与支払報告書

2022 年 7 月 15 日 開示決定

令和 2 年度給与支払報告書（個人別明細書）

- ・株式会社〇〇〇〇
- ・株式会社〇〇〇〇

2022 年 7 月 15 日 部分開示決定

令和 2 年給与支払報告書（個人別明細書）

- ・株式会社〇〇〇〇（2 枚）

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・通知先アドレス

2022-13 2022 年 7 月 13 日 開示請求……………（市民部市民課）

■住民票の写しの請求用紙・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書の履歴（各々請求用紙の提出申請発行の履歴）

2022 年 7 月 27 日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地
- 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇様の住民票の写し・戸籍証明書を申請した、

- ①2021 年 1 月 21 日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
- ②2021 年 11 月 25 日付け 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ③2022 年 3 月 11 日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
- ④2022 年 4 月 1 日付け 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し等交付請求書
- ⑤2022 年 6 月 18 日付け 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し等交付請求書
- ⑥2022 年 7 月 10 日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2022 年 7 月 27 日 部分開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地
- 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名〇〇〇〇様の住民票の写し・戸籍証明書を申請した、

- ①2018 年 10 月 17 日付け 市民課受付分の戸籍に関する証明の郵送請求書
- ②2021 年 2 月 24 日付け 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書
- ③2021 年 7 月 9 日付け 市民課受付分の住民票の戸籍謄本等職務上請求書
- ④2021 年 7 月 9 日付け 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書
- ⑤2022 年 2 月 15 日付け 市民課受付分の住民票交付のお願い
- ⑥2022 年 7 月 13 日付け 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する

おそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 4 号に該当

○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	請求者の住所・氏名・電話番号、請求理由・使用目的、本人確認書類、伝言メモの聞き取り内容	(1)
②	請求者の印影	(2)
③	請求者の携帯番号	(1)
	請求者の印影	(2)
④	利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、請求者の携帯番号	(1)
	請求者の印影	(2)
⑤	契約内容確認書チームリーダー氏名、保険契約書の保険契約者氏名、申請者の本人確認書類、社員証の社員 No・発行年月日・顔写真	(1)
	請求者の印影、委託者の印影	(2)
⑥	窓口に来た方の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、戸籍証明書等の必要な方の氏名(生年月日)、使う方(請求者)の住所・氏名・請求者の資格・使いみち、本人確認欄	(1)

2022-14 2022 年 7 月 14 日 開示請求 …………… (保健所生活衛生課)

■相談記録の全て

2022 年 7 月 19 日 開示決定

・苦情・相談処理票

2022-15 2022 年 7 月 29 日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■平成 27 年度の給与支払報告書

2022 年 8 月 4 日 開示決定

・〇〇〇〇様の平成 27 年度給与支払報告書(個人別明細書)

2022-16 2022 年 7 月 29 日 開示請求 …………… (地域福祉部生活援護課)

■就労活動報告書

2022 年 8 月 3 日 不存在決定

理由: 就労活動報告書(求職活動状況・収入申告書)については、既に廃棄済のため。

2022-17 2022 年 9 月 8 日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■住民税 H31. H32 年度の給与支払報告書および課税資料のすべて

2022 年 9 月 15 日 開示決定

(1) 平成 31 年度給与支払報告書(個人別明細書)

・資料 ID: 〇〇〇〇

・資料 ID: 〇〇〇〇

・資料 ID: 〇〇〇〇

(2) 平成 30 年度給与支払報告書(個人別明細書)

・資料 ID: 〇〇〇〇

・資料 ID: 〇〇〇〇

2022-18 2022 年 8 月 18 日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書の発行履歴(コンビニ請求を含む) 2020. 1 ~ 2022. 8. 18

2022年8月30日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、
- ①2021年5月7日 市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書
- ②2022年2月3日 なるせ駅前市民センター受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2022-19 2022年8月22日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■私にかかる印鑑登録をした際の申請書一式**

2022年8月25日 **不存在決定**

理由：町田市文書管理規定第33条により、印鑑登録申請書の保存年限は3年です。同規定の第39条に基づき、当該申請書は、廃棄したため、存在いたしません。

2022-20 2022年8月22日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■私の印鑑証明を発行した履歴の分かる文書（コンビニを含む）私が町田市民であったときのもの**

2022年8月25日 **不存在決定**

理由：〇〇〇〇様が町田市民であった期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までです。

町田市文書管理規定第33条により、印鑑登録証明書交付申請書の保存年限は3年です。同規定の第39条に基づき、当該申請書は廃棄したため、存在いたしません。

2022-21 2022年8月25日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

**■R4（R3年分）給与支払報告書（総括表含む）**

2022年9月1日 **部分開示決定**

- ・令和4年7月15日に市民税課で受付した
- （1）令和4年度給与支払報告書（個人別明細書）
- （2）令和4年度（令和3年分）給与支払報告書（総括表）

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・（1）のうち支払者の個人番号、電話番号
- ・（2）のうち給与支払者の個人番号、携帯番号

2022-22 2022年9月2日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

**■町田市役所子ども家庭センターでの相談記録、前回の申請日翌日から本日迄。**

2022年9月16日 **部分開示決定**

- ・経過記録表 〇〇〇〇（子）

期間：2021年11月19日から2022年8月24日

理由：（1）町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号		開示しない部分	理由
1	経過記録表 令和3年11月19日 16:00	区分欄	(1)
2		調査・相談内容欄1行目（経路・種別）	(1)
3		調査・相談内容欄2行目以降全て	(1)
4	経過記録表 令和3年11月19日 17:00	区分欄	(1)
5		調査・相談内容欄1行目（経路・種別・処理）	(1)
6		調査・相談内容欄2行目以降全て	(1)

7	経過記録表	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
8	令和 3 年 12 月 3 日 10:07	調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
9	経過記録表 令和 4 年 2 月 3 日 12:50	調査・相談内容欄 5 行目から 8 行目	(1)
10	経過記録表 令和 4 年 2 月 9 日 14:48	調査・相談内容欄 4 行目から 12 行目	(1)
11	経過記録表 令和 4 年 2 月 9 日 15:27	調査・相談内容欄 5 行目以降全て	(1)
12	経過記録表 令和 4 年 2 月 10 日 14:00	調査・相談内容欄 4 行目	(1)
13	経過記録表	区分欄	(1)
14	令和 4 年 2 月 10 日 16:48 (下 段)	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
15		調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
16	経過記録表	区分欄	(1)
17	令和 4 年 3 月 1 日 8:45	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
18		調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
19	経過記録表	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
20	令和 4 年 5 月 30 日 13:20	調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
21	経過記録表	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
22	令和 4 年 5 月 31 日 12:50	調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
23	経過記録表	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
24	令和 4 年 6 月 1 日 14:45	調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
25	経過記録表	区分欄	(1)
26	令和 4 年 6 月 7 日 9:11	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
27		調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
28	経過記録表 令和 4 年 6 月 16 日 14:30	区分欄および調査・相談内容欄全て	(1)
29	経過記録表	区分欄	(1)
30	令和 4 年 6 月 28 日 13:30	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別)	(1)
31		調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
32	経過記録表	区分欄	(1)
33	令和 4 年 7 月 15 日 14:30	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別)	(1)
34		調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
35	経過記録表 令和 4 年 7 月 19 日 12:05	調査・相談内容欄 8 行目から 12 行 30 文字目ま で	(1)
36		調査・相談内容欄 13 行目 33 文字目から 15 行 目まで	(1)
37	経過記録表	調査・相談内容欄 1 行目 (経路・種別・処理)	(1)
38	令和 4 年 8 月 2 日 16:44	調査・相談内容欄 2 行目以降全て	(1)
39	経過記録表	調査・相談内容欄 16 行目から 19 行目	(1)
40	令和 4 年 8 月 16 日 9:30	調査・相談内容欄 28 行目 31 文字目以降全て	(1)

2022-23 2022 年 9 月 5 日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■私の戸籍・住民票・印鑑証明を発行した履歴のわかる文書 (コンビニ請求含む)

戸籍 : 2019 年 1 月 1 日~2022 年 9 月 5 日

住民票 : 2021 年 4 月 1 日~2022 年 9 月 5 日

印鑑証明 : 2020 年 1 月 1 日~2022 年 9 月 5 日

2022年9月16日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍の全部事項証明等を請求した  
令和4年7月10日付 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

2022年9月16日 **部分公開決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の戸籍の全部事項証明等を請求した

①令和4年7月7日付 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

②令和4年7月8日付 なるせ市民センター受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・①、②の文書のうち、「窓口に来た方（申請者）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所・必要な方の氏名（生年月日）・「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち、「②戸籍証明書等」欄の必要な方の氏名（生年月日）・「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち

2022-24 2022年9月9日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書 残っているもの

2022年9月22日 **不存在決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票の写し・戸籍証明書等を請求した、住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書 残っているもの

理由：住民票の写しの請求書の保存年限である2021年4月1日から2022年9月9日までに住民票の写しを交付した事実はありません。また、戸籍証明書に関して、町田市はあなたの本籍地に該当しません。よって、住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

2022-25 2022年9月9日 開示請求 ……………（保健所生活衛生課）

■2022年7月15日から今日現在の相談記録全て

2022年9月21日 **開示決定**

苦情・相談処理票

- ・令和4年7月22日 受付
- ・令和4年7月25日 受付
- ・令和4年8月8日 受付
- ・令和4年9月9日 受付

2022-26 2022年9月9日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■住民票の写し交付請求書（請求用紙現物の履歴）並びに住民票の写し発行の履歴  
戸籍証明書等交付請求書（請求用紙現物の履歴）並びに戸籍証明書等発行の履歴  
印鑑登録証明書交付申請書（請求用紙現物の履歴）並びに印鑑登録証明書交付申請書発行の履歴

2022年9月21日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇様の住民票の写し・戸籍証明書を申請した、

①2021年1月21日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

②2021年11月25日付け 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

- ③2022年3月11日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
- ④2022年4月1日付け 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し等交付請求書
- ⑤2022年6月18日付け 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し等交付請求書
- ⑥2022年7月10日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2022年9月21日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地  
 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇様の住民票の写し・戸籍証明書を申請した、

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ①2018年10月17日付け 市民課受付分の戸籍に関する証明の郵送請求書
- ②2021年2月24日付け 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書
- ③2021年7月9日付け 市民課受付分の戸籍謄本等職務上請求書
- ④2021年7月9日付け 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書
- ⑤2022年2月15日付け 市民課受付分の住民票交付のお願い
- ⑥2022年7月13日付け 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	請求者の住所・氏名・電話番号、請求理由・使用目的、本人確認書類、伝言メモの聞き取り内容	(1)
②	請求者の印影	(2)
③	請求者の携帯番号	(1)
	請求者の印影	(2)
④	利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、請求者の携帯番号	(1)
	請求者の印影	(2)
⑤	契約内容確認書チームリーダー氏名、保険契約書の保険契約者氏名、申請者の本人確認書類、社員証の社員No.・発行年月日・顔写真	(1)
	請求者の印影、委託者の印影	(2)
⑥	窓口に来た方の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、戸籍証明書等の必要な方の氏名(生年月日)、使う方(請求者)の住所・氏名・請求者の資格・使いみち、本人確認欄	(1)

2022-27 2022年9月16日 開示請求 ..... (市民部市民課)

**■私の住民票・戸籍を発行した履歴のわかる文書 2019.5/1～現在のもの**

2022年9月28日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した

令和4年1月12日市民課受付分 捜査関係事項照会書

2022年9月28日 **不存在決定**

理由：上記件名、戸籍証明書に関して、町田市はあなたの本籍地に該当しないため戸籍証明書交付請求書は存在いたしません。

2022-28 2022年10月12日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票・戸籍を発行した履歴のわかる文書(残っているもの全て、自分が申請したものは除く)

2022年10月24日 **不存在決定**

理由: 住民票の写しの請求書の保存年限である2021年4月1日から2022年10月12日までに住民票の写しを交付した事実はありません。また、戸籍証明書に関して、町田市はあなたの本籍地に該当しません。よって、住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

2022-29 2022年10月25日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票を発行した履歴 2022年1月1日から10月25日

2022年11月8日 **決定延期**

理由: 対象文書が多く精査に時間がかかるため。

2022年11月16日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票を請求した、

①2022年1月14日付け 市民課受付分の身上調査照会書

②2022年2月2日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

③2022年6月14日付け 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書

④2022年7月15日付け 市民課受付分の身上調査照会書

2022年11月16日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票を請求した、

①2022年1月24日発行 市民課受付分の住民票の写し交付申請書  
(申請No: 〇〇〇〇)

② 2022年2月4日付け 市民課受付分の住民票の写し等請求書

③2022年3月7日発行 市民課受付分の申請書(NBL〇〇〇〇)

④2022年3月7日付け 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

⑤2022年5月17日付け 市民課受付分の住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)

⑥2022年5月23日付け 市民課受付分の戸籍・住民票等交付申請書

⑦2022年5月24日付け 市民課受付分の住民票交付申請書

⑧2022年5月25日付け 市民課受付分の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

⑨2022年6月7日付け 市民課受付分の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

⑩2022年6月13日付け 市民課受付分の住民票(除票・改製原)交付申請書

⑪2022年6月17日付け 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

⑫2022年6月24日発行 市民課受付分の住民票の写し交付申請書(申請No: 〇〇〇〇)

⑬2022年7月1日付け 市民課受付分の住民票(除票)の写し交付申請書

⑭2022年7月13日付け 市民課受付分の住民票の写し等請求書

⑮2022年7月25日発行 市民課受付分の交付申請書(NBL〇〇〇〇)

⑯2022年7月29日付け 市民課受付分の交付申請書

⑰2022年8月17日付け 市民課受付分の住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)

⑱2022年9月5日付け 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

⑲2022年9月9日付け 市民課受付分の住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)

⑳2022年9月27日付け 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書

理由: (1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人又は事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

(3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○法人に関する情報で、開示することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	「住民票の写し交付申請書」の連絡先欄の担当者氏名、「お願い」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「住民票の写し交付申請書」の請求者の印影、「業務委託契約書」の甲および乙の印影、「事務委任に関する契約書」の甲および乙の印影	(2)
②	「住民票の写し等請求書」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
③	「申請書」の担当者氏名、「当該債務者に係る弊社債権管理システムの画面写し」の担当者氏名、「債権譲渡通知書」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「債権譲渡契約書」の及び甲および乙の印影	(2)
③	「住民票の写し等交付請求書」の担当者氏名、「第1回口頭弁論調書(判決)」の原告代理人氏名、同訴訟代理人氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「第1回口頭弁論調書(判決)」の裁判官認印、裁判所書記官の印影	(2)
⑤	「住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書」の申請者の住所・氏名・印影・電話番号、必要な方とのご関係、使いみち・提出先、本人確認書類、「住民票の第三者請求の理由について」の2行目から3行目、請求理由等、疎明資料	(1)
⑥	「戸籍・住民票等交付申請書」の担当者氏名、窓口に請求した戸籍等を受け取りに伺う者の氏名、担当者本人確認書類	(1)
⑦	「住民票交付申請書」の担当者氏名、「伝言メモ」の担当者氏名、「居住用建物賃借契約書」の貸主、入居者氏名、年齢および続柄、貸主・甲のフリガナ・氏名、緊急連絡先・丁、担当者本人確認書類	(1)
⑦	「居住用建物賃借契約書」の甲、媒介業者および取引士の印影、「保証業務包括契約書」の甲及び乙の印影、「個人情報の取扱いについて」の割印の印影	(2)
⑦	「居住用建物賃借契約書」の賃料等の支払方法の振込先・預金種目・口座番号・フリガナ・名義人、「保証業務包括契約書」の甲指定口座の金融機関名・口座種類・口座番号、乙指定口座の金融機関名・口座種類・口座番号・支店名	(3)
⑧	「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の請求者の印影	(2)
⑨	「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の請求者の印影	(2)
⑩	「住民票(除票・改製原)交付申請書」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
⑩	「業務委託証明書」の代表執行役の印影	(2)
⑪	「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書」の申請者の住所・電話番号・氏名・生年月日・請求者とのご関係、請求者の住所・氏名・請求者の資格、使いみち、本人確認書類記入欄、「委任状」の受任者の住所・氏名・電話番号・生年月日、委任者の連絡先、「金銭借用証書」の申請者の署名	(1)

	「委任状」の委任者の印影	(2)
⑫	「住民票の写し交付申請書」の担当者氏名、「お願い」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「住民票の写し交付申請書」の請求者の印影、「事務委任に関する契約書」の甲および乙の印影	(2)
⑬	「住民票（除票）の写し交付申請書」の徴収職員氏名、担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「住民票（除票）の写し交付申請書」の請求者の印影	(1)
⑭	「住民票の写し等請求書」の担当者氏名、代表取締役の本人確認書類	(1)
⑮	「申請書」の担当者氏名、「当該債務者に係る弊社債権管理システムの画面写し」の担当者氏名、「債権譲渡通知書」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「債権譲渡契約書」の甲および乙の印影	(2)
⑯	「交付申請書」の担当者氏名、担当者本人確認書類	(1)
	「債権譲渡契約書」の甲および乙の印影	(2)
⑰	「住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書」の申請者の住所・氏名・印影・電話番号、必要な方とのご関係、使いみち、必要な方の氏名の一部、「伝言メモ」の一部、本人確認書類、「住民票の再度、第三者請求の理由について」の2行目から3行目、請求理由等、疎明資料、封筒の宛名	(1)
⑱	「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書」申請者の住所・電話番号・氏名・生年月日・請求者とのご関係、請求者の住所・電話番号・氏名・印影・請求者の資格、使いみち、本人確認書類記入欄、疎明資料	(1)
⑲	「住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書」の申請者の住所・氏名・印影・電話番号、使いみち・提出先、「伝言メモ」の一部、本人確認書類、「戸籍の附票の第三者請求の理由について」の2行目から3行目、請求理由等	(1)
⑳	「住民票の写し等職務上請求書」の請求者の印影	(2)

2022年11月16日 **不存在決定**

理由：2022年3月15日にコンビニで住民票を発行した履歴がありますが、コンビニではマイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行い証明書を発行します。交付にあたり申請書の提出は求めないため、住民票を発行した履歴の分かる文書は存在いたしません。

2022-30 2022年11月10日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■私の戸籍を発行した履歴のわかる文書 2022年9月4日から現在まで**

2022年11月22日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の戸籍を発行した履歴のわかる文書、2022年9月4日から現在まで

2022年11月10日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

2022-31 2022年12月13日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■住民票、戸籍証明書、印鑑証明書 本日まで 住民票11月22日のみ除く**

2022年12月26日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を請求した、

2019年5月8日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書等交付申請書

2019年5月20日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付申請書・印鑑登録証明書交付申請書  
2020年12月11日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付申請書・印鑑登録証明書交付申請書

2022-32 2022年12月13日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票、戸籍証明書、印鑑証明書(コンビニ含む) 本日まで

2022年12月26日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を請求した、

2020年6月8日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2020年10月30日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・「窓口に来た方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係

・「②戸籍証明書等」欄の必要な方の氏名・生年月日

・「使う方(請求者)」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち

・「③印鑑登録証明書」欄の登録番号・住所・氏名・生年月日・通数・本人確認欄

2022-33 2022年11月25日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■私の相談記録全て(子ども家庭支援センター)

2022年12月6日 開示決定

・経過記録表 〇〇〇〇(妻)

2022-34 2022年12月2日 開示請求 …………… (市民部鶴川市民センター)

■市民税・都民税 課税・非課税証明書交付申請書(2021年4月1日～今日まで)

2022年12月13日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の課税・非課税証明書を請求した

2021年5月27日及び2022年6月11日 鶴川駅前連絡所受付の課税・非課税、納税証明書交付申請書

2022年12月13日 部分開示決定

2021年7月4日 鶴川駅前連絡所受付の課税・非課税、納税証明書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・申請者(窓口に来られたあなたの)欄の氏名、電話番号、証明(どなたの証明ですか)欄のあなたとの関係欄、課税・非課税証明書(使いみち)欄、本人確認欄

2022-35 2022年12月5日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■最初からの私の相談記録

2022年12月16日 部分開示決定

・経過記録表 〇〇〇〇(妻)

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分	
1	経過記録表 令和4年11月10日12:20	調査・相談内容1行目(経路)
2	経過記録表 令和4年11月10日12:21	調査・相談内容1行目(経路)、5行目から13行目
3	経過記録表 令和4年11月16日13:13	調査・相談内容1行目(経路)
4	経過記録表 令和4年11月17日09:00	調査・相談内容1行目(経路)
5	経過記録表 令和4年11月17日09:49	調査・相談内容1行目(経路)、3行目から7行目

2022-36 2022年12月9日 開示請求 ..... (市民部市民課)

**■印鑑登録証明書交付申請書発行履歴**

2022年12月20日 **不存在決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の印鑑登録証明書交付申請書発行履歴

令和2年4月1日から令和4年12月9日までの内、

令和4年4月20日コンビニ発行分の印鑑登録証明書交付申請書

令和4年10月1日コンビニ発行分の印鑑登録証明書交付申請書

理由: コンビニでの証明書発行は、マイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行い証明発行を行うもので、交付申請書は作成しないため。

2022-37 2022年12月9日 開示請求 ..... (財務部市民税課)

**■株式会社〇〇〇〇給与支払報告書**

**株式会社〇〇〇〇給与支払報告書**

**訂正給報(訂正給与支払報告書)**

2022年12月16日 **開示決定**

1. 株式会社〇〇〇〇の給与支払報告書(平成29年度から令和4年度)

2. 株式会社〇〇〇〇の給与支払報告書(平成30年度)

2022-38 2022年12月9日 開示請求 ..... (財務部納税課)

**■平成27年~令和4年まで私の市民税を支払った者の書類**

2022年12月19日 **開示決定**

・収納状況画面(令和3年、令和4年)

・個人特徴照会画面(平成29年~令和4年)

2022-39 2022年12月19日 開示請求 ..... (市民部市民課)

**■私の戸籍を発行した履歴のわかる文書 2022年9月4日~2022年11月10日を除く**

2022年12月27日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の戸籍を請求した、

2022年3月24日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書(2通)

2022年8月17日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

2022年11月30日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

2022-40 2022年12月22日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■令和2年から令和4年まで〇〇〇〇と市民税課〇〇〇〇氏、納税課〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、  
〇〇〇〇氏と協議した記録、課内及び課相互で協議した記録、具体には令和3年4月14日  
(水)、令和4年5月26日等。他。

2022年12月28日 不存在決定

理由：請求に該当する公文書を作成していないため。

2022-41 2022年12月22日 開示請求 …………… … (財務部納税課)

■令和2年から令和4年まで〇〇〇〇と市民税課〇〇〇〇氏、納税課〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、  
〇〇〇〇氏と協議した記録、課内及び課相互で協議した記録、具体には令和3年4月14日  
(水)、令和4年5月26日等。他。

2022年12月27日 決定延期

理由：対象文書の精査に時間を要するため。

2023年2月15日 開示決定

・経過詳細一覧 (〇〇〇〇)

期間 令和3年10月8日から令和4年12月22日

2022-42 2022年12月23日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■課税・非課税証明書交付申請書 令和4年度市民税・都民税申告書 (令和3年分)

2023年1月5日 部分開示決定

①課税・非課税、納税証明書交付申請書 (12月14日受)

②令和4年度市民税・都民税申告書 (令和3年分)

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・①のうち本人確認欄

・②のうち免許証番号

2022-43 2022年12月23日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録廃止申請書・印鑑登録申請書・住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2022年10月28日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇

①2022年12月1日 市民課受付分

住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、印鑑登録廃止申請書、印鑑登録申請書

②2022年12月23日 市民課受付分

印鑑登録廃止申請書

2022年12月28日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇

①2021年7月7日 なるせ駅前市民センター受付分

住民票の写し交付請求書

②2021年8月3日 なるせ駅前市民センター受付分

住民票の写し交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

③2022年10月24日 市民課受付分

住民票の写し交付申請書 (2件)

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 4 号に該当

○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	申請者の住所・氏名・電話番号・生年月日・請求者とのご関係、①住民票の写し等の必要な方の住所、必要な方の氏名(生年月日)、使う方/(請求者)の住所、氏名、請求者の資格、使いみち、本人確認欄	(1)
②	申請者の住所・氏名・電話番号・生年月日・請求者とのご関係、①住民票の写し等の必要な方の住所、必要な方の氏名(生年月日)、使う方/(請求者)の住所、氏名、請求者の資格、使いみち、③印鑑登録証明書の登録番号、住所、氏名、生年月日、通数、本人確認欄	(1)
	受付した職員の印影	(2)
③	本人確認欄	(1)

2022-44 2022年 12月 26日 開示請求 ..... (市民部市民課)

**■私の戸籍及び住民票を発行した履歴のわかる文書 2022年9月～12月26日まで**

2022年12月27日 **決定延期**

理由：年末年始の市役所の閉庁期間と重なり、決定までに時間を要するため

2023年1月10日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票・戸籍証明書を請求した、

2022年9月15日 木曾山崎連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・「窓口に来た方(申請者)」欄の住所、氏名、生年月日、電話、請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所、氏名、生年月日、「使う方(請求者)」欄の住所、電話、氏名、請求者の資格、使いみち、「②戸籍証明書等」欄の必要な方の氏名、生年月日、「使う方(請求者)」欄の住所、電話、氏名、請求者の資格、使いみち、本人確認欄

2022-45 2022年12月28日 開示請求 ..... (市民部鶴川市民センター)

**■私が鶴川駅前連絡所で2021年7月に申請した〇〇〇〇分の「市民税・都民税課税・非課税証明書交付申請書」**

2023年1月4日 **開示決定**

・課税・非課税、納税証明書交付申請書(2021年7月4日受付分)

2022-46 2023年1月17日 開示請求 ..... (市民部市民課)

**■私の住民票、戸籍(附票含む)を発行した履歴のわかる文書**

2023年1月31日 **部分開示決定**

・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の戸籍を請求した、2022年12月26日 市民課受付分の住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・「申請者」欄の住所・氏名・印影・電話番号、戸籍証明書等の「必要な方」欄の戸籍・証明に記載が必要な方の氏名・生年月日、「必要な証明書」の記載内容に指定がある場合欄、「請求資格」欄、「使いみち・提出先」欄、本人確認欄

2023年1月31日 **不存在決定**

理由：2019年8月13日に戸籍個人事項証明書2通、2020年3月6日に戸籍全部事項証明書1通、2021年11月12日に戸籍全部事項証明書1通、住民票1通、2022年3月7日に住民票2通、2022年11月14日に住民票1通、2023年1月17日に住民票1通をコンビニで発行した履歴がありますが、コンビニではマイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行い証明書を発行します。交付にあたり申請書の提出は求めないため、住民票、戸籍を発行した履歴の分かる文書は存在しません。

2022-47 2023年1月17日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■〇〇〇〇の住民票、戸籍（附票含む）を発行した履歴のわかる文書**

2023年1月31日 **部分開示決定**

- ・本籍 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の戸籍を請求した、2022年12月26日 市民課受付分の住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書（郵送請求用）

理由：町田市情報公開条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・「申請者」欄の住所・氏名・印影・電話番号、戸籍証明書等の「必要な証明書」の記載内容に指定がある場合欄、「請求資格」欄、「使いみち・提出先」欄、本人確認欄

2023年1月31日 **不存在決定**

理由：2020年3月6日に戸籍全部事項証明書1通、2021年11月12日に戸籍全部事項証明書1通をコンビニで発行した履歴がありますが、コンビニではマイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行い証明書を発行します。交付にあたり申請書の提出は求めないため、戸籍を発行した履歴の分かる文書は存在しません。

2022-48 2023年1月31日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■私の印鑑証明を発行した履歴のわかる文書**

2023年2月14日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、

2020年4月14日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2022-49 2023年2月1日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■〇〇〇〇の課税・非課税証明書の発行履歴**

2023年2月10日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の課税・非課税証明書を請求した、

2022年12月21日 町田駅前連絡所受付分の課税・非課税、納税証明書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・申請者（窓口に来られたあなたの）欄の氏名、ふりがな、電話番号、証明（どなたの証明ですか）欄の①の氏名、ふりがな、生年月日、あなたとの関係等、②のあなたとの関係、課税・非課税証明書欄の使いみち、本人確認欄

2022-50 2023年2月6日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■障がい(害)に関するもの 地域障がい者支援センターにあるものを含む

2023年2月20日 開示決定

- ・障がい福祉課 ケース記録

2022-51 2023年2月21日 開示請求 …………… (いきいき生活部高齢者福祉課)

■〇〇〇〇の支援記録に記載されている私の記録

2023年3月6日 決定延期

- ・〇〇〇〇の支援記録に記載されている私の支援記録

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年4月21日 部分開示決定

- ・〇〇〇〇の支援記録に記載されている私の記録

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより該当事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

開示しない部分	開示しない理由
2021年8月27日1行目	(1)
2021年8月27日9行目から10行目	(2)
2021年11月30日1行目	(1)
2021年11月30日3行目	(2)
2021年11月30日4行目から5行目	(2)
2021年11月30日13行目から14行目	(2)
2021年12月8日1行目	(1)
2021年12月8日3行目から8行目	(2)
2021年12月8日13行目から14行目	(2)
2021年12月8日16行目	(2)
2021年12月8日18行目から19行目	(2)
2021年12月8日20行目	(2)
2021年12月16日1行目	(1)
2021年12月16日6行目から8行目	(2)
2021年12月16日12行目から13行目	(2)
2021年12月16日16行目から19行目	(2)
2021年12月17日2行目	(2)
2021年12月21日1行目	(1)
2021年12月21日9行目	(2)
2021年12月24日1行目から10行目	(2)
2021年12月24日11行目	(1)
2021年12月24日12行目	(2)
2022年1月11日2行目から8行目	(2)
2022年1月20日1行目	(1)
2022年1月20日3行目から5行目	(2)
2022年1月20日11行目から12行目	(2)
2022年1月20日13行目から18行目	(2)
2022年2月17日2行目から5行目	(2)

2022年9月30日1行目	(1)
2022年9月30日5行目	(1)
2022年10月11日1行目	(1)
2022年10月11日10行目から12行目	(2)
2022年10月12日1行目	(1)
2022年10月12日3行目から7行目	(2)
2022年10月12日8行目	(1)
2022年10月21日1行目	(1)
2022年10月25日13行目	(1)
2022年10月26日2行目	(1)
2022年10月26日4行目から11行目	(2)
2022年11月4日1行目	(1)
2022年11月8日1行目	(1)
2022年11月8日2行目	(2)
2022年11月8日5行目	(2)
2022年12月7日1行目から2行目	(1)
2022年12月8日1行目	(1)
2022年12月8日3行目から5行目	(2)
2022年12月8日7行目から13行目	(2)
2022年12月8日16行目から27行目	(2)
2022年12月12日1行目	(1)
2022年12月12日20行目から21行目	(2)
2022年12月12日22行目	(1)
2022年12月13日1行目	(1)
2022年12月13日2行目から12行目	(2)
2022年12月14日1行目	(1)
2022年12月14日2行目から11行目	(2)
2022年12月14日21行目	(2)
2022年12月14日37行目から41行目	(2)
2022年12月21日1行目	(1)
2022年12月21日2行目	(2)
2022年12月21日8行目から12行目	(2)
2023年1月18日1行目	(1)
2023年1月18日1行目11行目から12行目	(2)
2023年1月20日1行目から3行目	(2)
2023年1月23日1行目	(1)
2023年1月23日2行目から35行目	(2)
2023年1月23日38行目から40行目	(2)
2023年1月23日42行目から44行目	(2)
2023年1月23日46行目から66行目	(2)
2023年1月25日1行目	(1)
2023年1月25日3行目から5行目	(2)
2023年1月30日1行目から6行目	(2)
2023年1月30日11行目から12行目	(2)
2023年1月30日40行目	(1)
2023年1月30日42行目から43行目	(2)
2023年1月31日2行目から3行目	(1)
2023年1月31日8行目から13行目	(2)

2023年1月31日 14行目から 22行目	(2)
2023年1月31日 24行目から 32行目	(2)
2023年1月31日 34行目から 38行目	(2)
2023年1月31日 40行目から 45行目	(2)
2023年1月31日 47行目から 59行目	(2)
2023年1月31日 60行目	(1)
2023年1月31日 67行目から 70行目	(2)
2023年2月1日 2行目から 14行目	(2)
2023年2月1日 15行目	(1)
2023年2月1日 16行目から 19行目	(2)
2023年2月1日 21行目から 39行目	(2)
2023年2月1日 41行目から 47行目	(2)
2023年2月2日 1行目	(1)
2023年2月2日 2行目から 14行目	(2)
2023年2月2日 16行目から 23行目	(2)
2023年2月2日 25行目から 29行目	(2)
2023年2月3日 2行目から 5行目	(2)
2023年2月6日 3行目から 16行目	(2)
2023年2月6日 17行目	(1)
2023年2月6日 20行目から 23行目	(2)
2023年2月7日 2行目	(2)
2023年2月7日 4行目から 9行目	(2)
2023年2月7日 16行目から 19行目	(2)
2023年2月7日 20行目	(1)
2023年2月7日 28行目	(1)
2023年2月7日 29行目	(2)
2023年2月7日 30行目から 35行目	(2)
2023年2月7日 36行目	(1)
2023年2月7日 37行目から 46行目	(2)
2023年2月7日 48行目から 49行目	(2)
2023年2月8日 6行目から 11行目	(2)
2023年2月8日 12行目	(2)
2023年2月8日 14行目から 18行目	(2)
2023年2月8日 19行目	(1)
2023年2月8日 21行目から 24行目	(2)
2023年2月8日 25行目	(2)
2023年2月8日 27行目から 28行目	(2)
2023年2月8日 29行目	(2)
2023年2月8日 31行目から 36行目	(2)
2023年2月8日 80行目	(1)
2023年2月8日 81行目から 84行目	(2)
2023年2月8日 85行目	(1)
2023年2月8日 87行目から 88行目	(2)
2023年2月8日 95行目から 96行目	(2)
2023年2月9日 18行目から 21行目	(2)
2023年2月9日 22行目から 34行目	(2)
2023年2月9日 35行目	(1)
2023年2月9日 36行目から 38行目	(2)

2023年2月9日 39行目	(1)
2023年2月9日 41行目から44行目	(2)
2023年2月9日 46行目から49行目	(2)
2023年2月10日 4行目から6行目	(2)
2023年2月10日 12行目	(1)
2023年2月10日 14行目から17行目	(2)
2023年2月10日 19行目から20行目	(2)
2023年2月10日 21行目	(1)
2023年2月10日 22行目から24行目	(2)
2023年2月10日 27行目から40行目	(2)
2023年2月13日 2行目から3行目	(2)
2023年2月13日 4行目	(1)
2023年2月13日 5行目から13行目	(2)
2023年2月13日 17行目から18行目	(2)
2023年2月13日 21行目から22行目	(2)
2023年2月13日 24行目	(2)
2023年2月14日 15行目	(1)
2023年2月14日 16行目から19行目	(2)
2023年2月14日 20行目から25行目	(2)
2023年2月14日 26行目	(1)
2023年2月14日 27行目から36行目	(2)

2022-52 2023年2月21日 開示請求 …………… (いきいき生活部高齢者福祉課)

■〇〇〇〇の支援記録

2023年3月6日 **決定延期**

理由：対象文書の精査に時間を要するため

2023年4月21日 **部分開示決定**

・〇〇〇〇の支援記録

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利権を侵害するおそれがあるため。

(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

(3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第7号に該当

○成年被後見人の法定代理人が本人に代わって保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるもの。

開示しない部分	開示しない理由
2021年8月26日 4行目	(1)
2021年8月27日 1行目	(1)
2021年8月27日 4行目	(1)
2021年8月27日 11行目から12行目	(2)
2021年8月27日 18行目	(2)
2021年11月30日 1行目	(1)
2021年11月30日 3行目	(1)
2021年11月30日 14行目から15行目	(2)
2021年11月30日 19行目から22行目	(2)

2021年12月8日1行目	(1)
2021年12月8日4行目から9行目	(2)
2021年12月8日17行目から18行目	(2)
2021年12月8日20行目	(2)
2021年12月8日22行目から23行目	(2)
2021年12月8日24行目	(2)
2021年12月16日1行目	(1)
2021年12月16日2行目	(2)
2021年12月16日4行目	(2)
2021年12月16日8行目から10行目	(2)
2021年12月16日14行目から28行目	(1)
2021年12月16日29行目から30行目	(2)
2021年12月16日31行目から32行目	(1)
2021年12月16日33行目から42行目	(2)
2021年12月17日1行目	(1)
2021年12月17日3行目	(2)
2021年12月17日4行目から15行目	(2)
2021年12月21日1行目	(1)
2021年12月21日2行目	(2)
2021年12月21日3行目から4行目	(1)
2021年12月21日11行目	(2)
2021年12月21日18行目	(2)
2021年12月24日1行目から10行目	(2)
2021年12月24日11行目	(1)
2021年12月24日12行目	(2)
2021年12月24日19行目から20行目	(1)
2022年1月7日1行目	(1)
2022年1月7日2行目	(2)
2022年1月11日2行目から8行目	(2)
2022年1月11日10行目から12行目	(2)
2022年1月20日1行目	(1)
2022年1月20日4行目から6行目	(2)
2022年1月20日9行目から11行目	(1)
2022年1月20日14行目	(1)
2022年1月20日17行目から27行目	(2)
2022年2月17日2行目	(2)
2022年2月17日5行目から8行目	(2)
2022年9月30日1行目	(1)
2022年9月30日6行目から8行目	(2)
2022年9月30日9行目	(1)
2022年9月30日10行目から12行目	(2)
2022年10月11日1行目	(1)
2022年10月11日9行目から11行目	(2)
2022年10月11日14行目から16行目	(2)
2022年10月12日1行目	(1)
2022年10月12日2行目から10行目	(2)
2022年10月12日11行目	(1)
2022年10月21日1行目	(1)

2022年10月21日4行目から6行目	(1)
2022年10月25日1行目から12行目	(1)
2022年10月25日13行目	(1)
2022年10月26日2行目	(1)
2022年10月26日4行目から12行目	(2)
2022年11月4日1行目	(1)
2022年11月8日1行目	(1)
2022年11月8日2行目から10行目	(1)
2022年12月7日1行目から2行目	(1)
2022年12月7日7行目	(2)
2022年12月8日1行目	(1)
2022年12月8日3行目から5行目	(2)
2022年12月8日7行目から13行目	(2)
2022年12月8日16行目	(1)
2022年12月8日20行目から27行目	(2)
2022年12月8日37行目から38行目	(2)
2022年12月12日1行目	(1)
2022年12月12日9行目から19行目	(1)
2022年12月12日20行目から21行目	(2)
2022年12月12日22行目	(1)
2022年12月13日1行目	(1)
2022年12月13日2行目から12行目	(2)
2022年12月14日1行目	(1)
2022年12月14日2行目から11行目	(2)
2022年12月14日21行目	(2)
2022年12月14日37行目から41行目	(2)
2022年12月21日1行目	(1)
2022年12月21日2行目	(2)
2022年12月21日9行目から13行目	(2)
2023年1月18日1行目	(1)
2023年1月18日4行目	(2)
2023年1月18日12行目から13行目	(2)
2023年1月20日1行目から3行目	(2)
2023年1月23日1行目	(1)
2023年1月23日2行目から35行目	(2)
2023年1月23日38行目から40行目	(2)
2023年1月23日42行目から44行目	(2)
2023年1月23日46行目から49行目	(2)
2023年1月24日1行目から18行目	(2)
2023年1月25日1行目	(1)
2023年1月25日2行目から8行目	(2)
2023年1月30日1行目から4行目	(2)
2023年1月30日5行目から6行目	(2)
2023年1月30日7行目から39行目	(1)
2023年1月30日40行目	(1)
2023年1月30日42行目から43行目	(2)
2023年1月31日2行目から3行目	(1)
2023年1月31日8行目から25行目	(2)

2023年1月31日 26行目から 28行目	(2)
2023年1月31日 30行目から 31行目	(2)
2023年1月31日 32行目から 38行目	(2)
2023年1月31日 40行目から 44行目	(2)
2023年1月31日 48行目から 49行目	(3)
2023年1月31日 54行目から 59行目	(2)
2023年1月31日 61行目から 75行目	(2)
2023年1月31日 78行目	(2)
2023年1月31日 80行目から 82行目	(2)
2023年1月31日 83行目	(1)
2023年1月31日 84行目から 89行目	(1)
2023年1月31日 90行目から 95行目	(2)
2023年2月1日 2行目から 14行目	(2)
2023年2月1日 15行目	(1)
2023年2月1日 16行目から 19行目	(2)
2023年2月1日 21行目から 39行目	(2)
2023年2月1日 41行目から 47行目	(2)
2023年2月2日 1行目	(1)
2023年2月2日 2行目から 14行目	(2)
2023年2月2日 16行目から 23行目	(2)
2023年2月2日 25行目から 29行目	(2)
2023年2月3日 2行目から 5行目	(2)
2023年2月6日 2行目から 17行目	(2)
2023年2月6日 18行目	(1)
2023年2月6日 19行目から 24行目	(2)
2023年2月6日 25行目	(1)
2023年2月6日 26行目から 36行目	(2)
2023年2月6日 37行目から 38行目	(2)
2023年2月7日 2行目から 4行目	(2)
2023年2月7日 5行目から 13行目	(2)
2023年2月7日 21行目から 25行目	(2)
2023年2月7日 26行目	(1)
2023年2月7日 27行目から 33行目	(1)
2023年2月7日 34行目	(1)
2023年2月7日 35行目	(2)
2023年2月7日 36行目から 37行目	(2)
2023年2月7日 39行目から 44目	(2)
2023年2月7日 45行目	(1)
2023年2月7日 46行目から 48行目	(2)
2023年2月7日 50行目から 55行目	(2)
2023年2月7日 57行目から 58行目	(2)
2023年2月8日 1行目から 4行目	(1)
2023年2月8日 6行目から 11行目	(2)
2023年2月8日 12行目	(1)
2023年2月8日 13行目から 15行目	(2)
2023年2月8日 16行目から 25行目	(2)
2023年2月8日 26行目	(1)
2023年2月8日 27行目から 45行目	(2)

2023年2月8日 46行目から 88行目	(1)
2023年2月8日 89行目	(1)
2023年2月8日 90行目から 93行目	(2)
2023年2月8日 94行目	(1)
2023年2月8日 96行目から 97行目	(2)
2023年2月8日 104行目から 105行目	(2)
2023年2月9日 1行目から 16行目	(1)
2023年2月9日 18行目から 23行目	(2)
2023年2月9日 24行目から 41行目	(2)
2023年2月9日 42行目	(1)
2023年2月9日 43行目から 45行目	(2)
2023年2月9日 46行目から 49行目	(2)
2023年2月9日 50行目	(1)
2023年2月9日 51行目から 53行目	(2)
2023年2月9日 54行目から 57行目	(2)
2023年2月9日 58行目	(1)
2023年2月9日 59行目から 70行目	(2)
2023年2月9日 72行目から 75行目	(2)
2023年2月10日 1行目から 4行目	(2)
2023年2月10日 8行目から 10行目	(2)
2023年2月10日 16行目	(1)
2023年2月10日 17行目から 28行目	(2)
2023年2月10日 29行目	(1)
2023年2月10日 30行目から 32行目	(2)
2023年2月10日 35行目から 48行目	(2)
2023年2月13日 2行目から 3行目	(2)
2023年2月13日 4行目	(1)
2023年2月13日 6行目	(1)
2023年2月13日 7行目から 9行目	(2)
2023年2月13日 10行目	(2)
2023年2月13日 14行目から 22行目	(2)
2023年2月13日 23行目から 24行目	(1)
2023年2月13日 26行目から 27行目	(2)
2023年2月13日 28行目から 29行目	(1)
2023年2月13日 30行目から 31行目	(2)
2023年2月13日 33行目から 47行目	(1)
2023年2月14日 1行目から 14行目	(1)
2023年2月14日 15行目	(1)
2023年2月14日 16行目から 26行目	(2)
2023年2月14日 27行目	(1)
2023年2月14日 28行目から 38行目	(2)
2023年2月16日 1行目から 29行目	(1)
2023年2月17日 1行目から 7行目	(1)
2023年2月20日 1行目から 2行目	(1)
2023年2月20日 3行目から 16行目	(1)
2023年2月21日 1行目から 17行目	(1)

2022-53 2023年2月22日 開示請求…………… (地域福祉部生活援護課)  
**■請求者本人作成に係る①保護申請書、②給与証明書、③資産申告書、④収入・無収入申告書、⑤同意書、⑥生業計画書**

- 2023年3月7日 **開示決定**
- ・生活保護法による保護申請書
  - ・資産申告書
  - ・収入・無収入申告書 (稼働・非稼働)
  - ・同意書

2022-54 2023年2月22日 開示請求…………… (地域福祉部生活援護課)  
**■請求者本人による生活保護受給申請に係る面接記録票・保護決定調書・ケース記録票・受付簿・保護申請受理簿のうち請求者本人及びその付添人による言動等を記録した部分**

- 2023年3月7日 **開示決定**
- ・面接記録票
  - ・保護決定調書
  - ・相談記録

2023年3月7日 **部分開示決定**

- ・ケース記録票

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当  
 ○第三者に関する情報であって、開示することにより該当第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。  
 ・〇〇氏の電話番号

2022-55 2023年2月24日 開示請求…………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)  
**■〇〇〇〇の経過記録に書かれた私の記録**

**私の経過記録**  
 2023年3月10日 **開示決定**

- ・経過記録表 (〇〇〇〇分の内、請求人の相談記録)

2023年3月10日 **部分開示決定**

- ・経過記録表 (〇〇〇〇分)

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当  
 ○第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため  
 (2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当  
 ○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため

ページ	公開しない部分	公開しない理由
P 2	令和2年4月15日(水) 10:00 調査・相談内容の1行目~4行目	(1)
P 2	令和2年4月15日(水) 10:00 調査・相談内容の6行目	(1)
P 2	令和2年4月15日(水) 10:00 調査・相談内容の8行目~9行目	(1)
P 2	令和2年4月16日(木) 10:02 調査・相談内容の1行目	(1)
P 3	令和2年4月16日(木) 10:02 調査・相談内容の1行目~4行目	(1)

P 5	令和2年4月21日(火) 16:00 調査・相談内容の13行目	(1)
P 5	令和2年4月21日(火) 16:00 調査・相談内容の16行目～25行目	(1)
P 6	令和2年4月27日(月) 16:45 調査・相談内容の6行目～7行目	(1)
P 8	令和2年5月15日(金) 10:50 調査・相談内容の1行目～10行目	(1)
P 8	令和2年5月19日(火) 14:20 調査・相談内容の6行目～7行目	(2)
P 9	令和2年6月4日(木) 14:47 調査・相談内容の1行目～7行目	(1)

2022-56 2023年3月14日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■私の印鑑証明を発行した履歴のわかる文書**

**本日迄**

2023年3月14日 **開示決定**

・住所 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、

2022年9月26日、2022年7月21日、2022年11月24日、2022年11月25日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2023年3月14日 **部分開示決定**

・住所 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、①2020年5月29日 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書②2023年2月6日 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書/印鑑登録証明書交付申請書

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・①のうち、「③印鑑登録証明書」欄の登録番号・住所・氏名・生年月日・通数
- ・②のうち、本人確認欄

2022-57 2023年3月1日 開示請求 …………… (下水道部下水道経営総務課)

**■請求者の個人情報、起案決裁文書を含む 下水道経営総務課**

2023年3月13日 **開示決定**

- ・「公文書公開請求書」に係る起案
- ・「公文書公開決定通知書(下水道使用料徴収事務委託)」に係る起案
- ・「下水道使用料に関する要望について(報告)」に係る起案
- ・「下水道使用料に関する要望について(回答)」に係る起案

2022-58 2023年3月9日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■印鑑登録証明書 コンビニ含む 戸籍証明書、住民票 2022年12月14日～本日まで**

2023年3月22日 **不存在決定**

理由：2022年12月14日から2023年3月9日までの期間に印鑑登録証明書、戸籍証明書等、住民票の写しを交付した履歴は存在いたしません。(コンビニエンスストア含む) よって交付申請書は存在しません。

2022-59 2023年3月10日 開示請求 …………… (市民部市民課)

**■私の住民票を発行した履歴のわかる文書 今日まで**

2023年3月23日 **開示決定**

・住所 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇地

氏名 〇〇〇〇の住民票の写しを請求した

- ① 2021年8月10日付 住民票の写し [住民票記載事項証明書] の請求について (〇〇〇〇分)
- ② 2022年9月5日市民課受付分の住民票の写し等交付請求書2件
- ③ 2022年10月11日鶴川市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書

2023年3月23日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇の住民票の写しを請求した 2023年1月5日付 住民票の写し等職務上請求書  
(住民基本台帳法12条の3第2項等による申出)

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・①のうち、事務局担当者名
- ・②のうち、法人の印影

2022-60 2023年3月23日 開示請求 …………… (いきいき生活部高齢者福祉課)

■〇〇〇〇の支援記録に記載された私の記録

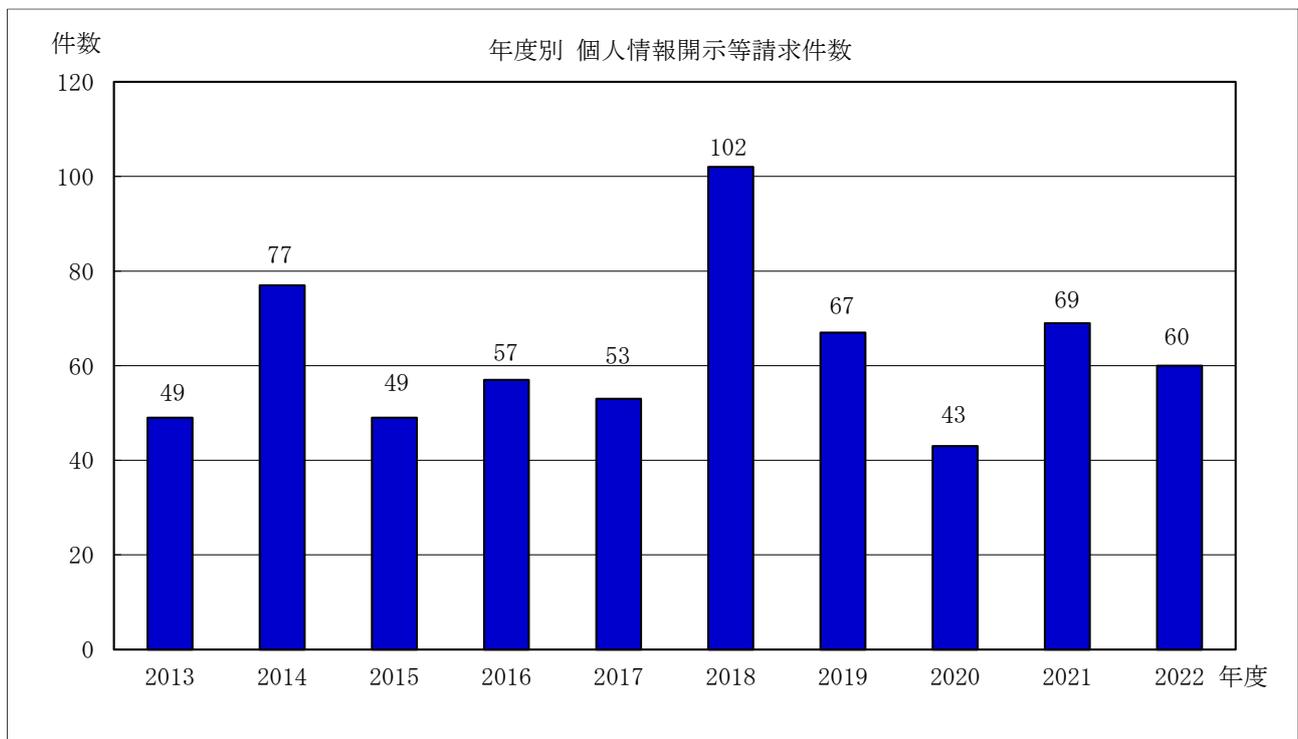
2023年4月3日 **開示決定**

- ・〇〇〇〇の支援記録 (〇〇〇〇の記録部分)

### 3 年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数

実施機関	年度 種別	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
		市長	請求	47	61(1)	43(1)	52	46(1)	100	64(3)	40	65
	不服申立て		1(1)	4	3	2	16	2				28(1)
教育委員会	請求	2	16(2)	6	5	7	2	3	3	4		48(2)
	不服申立て			1								1
選挙管理委員会	請求											0
	不服申立て											0
監査委員	請求											0
	不服申立て											0
農業委員会	請求											0
	不服申立て											0
固定資産評価 審査委員会	請求											0
	不服申立て											0
病院事業 管理者	請求											0
	不服申立て											0
議会	請求											0
	不服申立て											0
計	請求	49	77(3)	49(1)	57	53(1)	102	67(3)	43	69	60(1)	626(9)
	不服申立て	0	1(1)	5	3	2	16	2	0	0	0	29(1)

※括弧内は取下げ件数



### 第3章 行政不服審査会の状況

#### 1 町田市行政不服審査会

2016年4月1日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2022年度は、下記のメンバーで運営しました。

町田市行政不服審査会委員名簿

(2023年3月31日現在)

	氏名	職業	着任(※)
会長	野村 武司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月～
職務代理	田村 達久	早稲田大学法学学術院教授	2009年 4月～
委員	橘高 真佐美	弁護士	2011年10月～
委員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年 7月～
委員	堀江 信夫	株式会社 横浜国際平和会議場 常勤監査役	2019年10月～

※前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

#### 2 行政不服審査会の開催状況

2022年度は、12回開催しました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

回	開催日	内容
第1回	2022年4月8日	2019年度第1号事件 内部討議 2019年度第2号事件 内部討議 2020年度第1号事件 内部討議 2020年度第2号事件 内部討議
第2回	2022年5月6日	2020年度第1号事件 内部討議 2020年度第2号事件 内部討議 2021年度第1号事件 内部討議 2021年度第2号事件 内部討議 2021年度第3号事件 内部討議 2021年度第4号事件 内部討議
第3回	2022年6月3日	2019年度第2号事件 内部討議 2020年度第2号事件 内部討議 2021年度第1号事件 処分担当課に対する事情聴取 2021年度第2号事件 処分担当課に対する事情聴取 2021年度第3号事件 処分担当課に対する事情聴取 2021年度第4号事件 処分担当課に対する事情聴取
第4回	2022年7月15日	2021年度第1号事件 審査請求人による口頭意見陳述 2021年度第2号事件 審査請求人による口頭意見陳述 2021年度第3号事件 審査請求人による口頭意見陳述 2021年度第4号事件 審査請求人による口頭意見陳述 2021年度第5号事件 内部討議 2021年度第6号事件 内部討議 2021年度第7号事件 内部討議

第5回	2022年8月26日	2019年度第2号事件 2021年度第5号事件 2021年度第6号事件 2021年度第7号事件	内部討議 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取 処分担当課に対する事情聴取
第6回	2022年9月16日	2019年度第2号事件	内部討議
第7回	2022年10月14日	2021年度第5号事件 2021年度第6号事件 2021年度第7号事件	審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述 審査請求人による口頭意見陳述
第8回	2022年11月11日	2019年度第2号事件 2021年度第5号事件	内部討議 内部討議
第9回	2022年12月23日	2019年度第2号事件 2021年度第5号事件	審査請求人による口頭意見陳述 内部討議
第10回	2023年1月13日	2019年度第2号事件 2021年度第1号事件	内部討議 内部討議
第11回	2023年2月28日	2019年度第2号事件 2021年度第1号事件 2021年度第5号事件 2021年度第6号事件	内部討議 内部討議 内部討議 内部討議
第12回	2023年3月29日	2019年度第2号事件 2021年度第1号事件 2021年度第5号事件 2021年度第6号事件 2021年度第7号事件 2021年度第8号事件 2021年度第9号事件	内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議 内部討議

### 3 不服申立て（審査請求）の状況

2022年度は、次のとおり11件の審査請求がありました。

（法定期間経過後に提起された審査請求により、却下裁決をしたものを含む。）

種別	件数
公文書公開請求	6件
個人情報開示等請求	5件
合計	11件

### 4 答申の状況

2022年度は、3件について答申されました。

答申は161ページから177ページに掲載しています。

答申区分	件数
認容	0件
一部認容	1件
原処分維持	2件
合計	3件

### 5 審査会事件一覧

2019年度第1号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2019年1月4日
件名	2018年7月11日実施した不動産（土地建物）鑑定の鑑定資料

実施機関（処分担当課）	財務部納税課
決定年月日	2019年3月5日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	2019年4月12日
諮問年月日	2019年8月6日
答申年月日	2022年4月19日
答申内容	一部認容

2019年度第2号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2019年6月17日
件名	私のケース記録一式
実施機関（処分担当課）	地域福祉部生活援護課
決定年月日	2019年8月16日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	2019年10月7日
諮問年月日	2020年2月3日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2020年度第1号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2020年8月24日
件名	1、町田市の依頼を受け、2019年5月頃に（一財）町田市文化・国際交流財団町田国際交流センター（以下、国際交流センター）のボランティアが作成、提出した町田市議会案内資料の外国語翻訳が、町田市において実際に活用されていることがわかる文書、2、町田市から国際交流センターに上記1の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる意思決定がなされたか、その経緯がわかる文書
実施機関（処分担当課）	議会事務局
決定年月日	2020年9月2日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2020年11月11日
諮問年月日	2021年1月15日
答申年月日	2022年7月5日
答申内容	原処分維持

2020年度第2号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2020年8月24日
-------------	------------

件名	2019年度第1四半期頃に国際交流センターが実施したボランティア活動に関するアンケート中、国際交流センターのボランティアに対して特定の法案制定を指示する署名活動に参加するよう求められていること等の問題を提起した私の回答が、町田市に共有されたことがわかる文書
実施機関（処分担当課）	文化スポーツ振興部文化振興課
決定年月日	2020年8月28日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2020年11月25日
諮問年月日	2021年3月4日
答申年月日	2022年7月5日
答申内容	原処分維持

#### 2021年度第1号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	1. 町田市立図書館のコロナ禍（COVID-19）に伴う全館休館に関して（図書館以外）2020年3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切。同年8月11日及び12月7日に上記の請求をしたところ、公開されたのは、「生涯学習部所管施設の体止等について」という起案書1件だけであった。これは生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設の体止等について」に従って行った収受起案に過ぎず、意思決定文書ではない。「生涯学習部所管施設の体止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	2021年3月10日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

#### 2021年度第2号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	2. 町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して（図書館）①2020年4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切②同年4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会

	議録、起案書などの文書一切。2020年8月11日、12月7日に上記①及び②の請求をしたところ、①については、「町田市立図書館Twitter掲載記事の更新について(4月8日更新分)」、「町田市ホームページの修正について」という起案書が2件開示された。2件の起案書には、図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていないので、既に開示された文書以外に、「4月8日からのホームページ閉鎖決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。②については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及びTwitterの更新について(4月21日更新分)」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及びTwitterの更新について」の起案書が2件開示された。2件の起案書とも、なぜホームページを再開するのかということには触れられていないので、既に開示された文書以外に、「4月21日からのホームページ再開決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関(処分担当課)	生涯学習部図書館
決定年月日	2021年3月12日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

#### 2021年度第3号事件(公文書公開請求)

公開/開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①(生涯学習総務課)2018年10月22日付「18町教生総第293号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を2020年8月11日及び12月7日に請求をしたところ、生涯学習総務課からは、18町教生総第293号第4期町田市生涯学習審議会への諮問について、2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録についての2件が公開された。この2件については、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」、「策定された経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。図書館の運営のあり方等は、過去一貫して図書館協議会への諮問事項であり、生涯学習審議会への諮問が極めて異例なのである。そのことを意思決定した文書は存在するはずなので、既に開示された文書以外に、「町田市立図書館協議会で

	はなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	2021年3月10日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第4号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年3月1日
件名	3. 「今後の町四市立図書館のあり方について」の諮問に関して②（生涯学習総務課）2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4-①」として出された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を8月11日及び12月7日に請求をしたところ、「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」が開示された。これについても、単なる手続き上の文書(開催通知)に過ぎず、肝心の「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切開示されていない。「資料4-①(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということであれば、作成した生涯学習総務課には存在するはずである。既に開示された文書以外に、それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。なお、万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いします。
実施機関（処分担当課）	生涯学習部生涯学習総務課
決定年月日	2021年3月10日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2021年6月14日
諮問年月日	2021年8月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第5号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年8月12日
件名	〇〇〇〇についての相談記録（2015年5月～現在まで）

実施機関（処分担当課）	子ども生活部子ども家庭支援センター
決定年月日	2021年8月25日
決定内容	部分開示
審査請求年月日	2021年8月31日
諮問年月日	2021年11月8日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第6号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年8月12日
件名	〇〇〇〇について どの学校に通っているか また学校へ通えているのか 何かあったときに父親への連絡してもらえるようになるのか 子の住所
実施機関（処分担当課）	学校教育部学務課
決定年月日	2021年8月26日
決定内容	部分開示 存否応答拒否 不存在
審査請求年月日	2021年8月31日
諮問年月日	2021年11月30日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第7号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年8月31日
件名	〇〇〇〇について 町田市教育委員会及び学校が持っている相談記録（2015年5月～現在まで）本人、親、学校職員、第三者 との
実施機関（処分担当課）	学校教育部学務課
決定年月日	2021年9月14日
決定内容	部分開示 不存在
審査請求年月日	2021年10月14日
諮問年月日	2021年12月22日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第8号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年7月15日
-------------	------------

件名	1. 2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」
実施機関（処分担当課）	都市づくり部建築開発審査課
決定年月日	2021年7月29日
決定内容	部分公開
審査請求年月日	2021年10月1日
諮問年月日	2022年1月6日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第9号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2021年9月9日
件名	4. 山崎町〇〇〇〇-〇及び山崎町〇〇〇〇-〇、〇の「宅地の安全対策（通知）」と起案書の表紙
実施機関（処分担当課）	都市づくり部建築開発審査課
決定年月日	2021年9月22日
決定内容	存否応答拒否
審査請求年月日	2021年10月1日
諮問年月日	2022年1月6日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2021年度第10号事件（個人情報開示請求）

公開／開示等請求年月日	2021年10月20日
件名	〇〇〇〇のマイナンバー（もしくはそれがわかるもの）
実施機関（処分担当課）	市民部市民課
決定年月日	2021年10月29日
決定内容	存否応答拒否
審査請求年月日	2021年11月15日
諮問年月日	2022年3月16日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2022年度第1号事件（個人情報消去等請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	政策経営部企画政策課

決定年月日	2022年2月28日
決定内容	非消去等
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2022年度第2号事件（個人情報利用等の中止請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	政策経営部企画政策課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	利用等の非中止
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月18日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2022年度第3号事件（個人情報消去等請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	学校教育部指導課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	非消去等
審査請求年月日	2022年5月27日
諮問年月日	2022年8月25日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2022年度第4号事件（個人情報利用等の中止請求）

公開／開示等請求年月日	2022年2月8日
件名	〇〇〇〇が作成した遺書（以下、省略）
実施機関（処分担当課）	学校教育部指導課
決定年月日	2022年2月28日
決定内容	利用等の非中止
審査請求年月日	2022年5月27日

諮問年月日	2022年8月25日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2022年度第5号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2022年4月24日
件名	認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の規約変更認可申請書（過去分含めてすべて）（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P46－48、別添書類を含む）
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	2022年5月9日
決定内容	部分公開
審査請求年月日	2022年7月28日
諮問年月日	2023年1月19日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

2022年度第6号事件（公文書公開請求）

公開／開示等請求年月日	2022年5月21日
件名	認可地縁団体「〇〇〇〇自治会」の2013年5月29日受付分の規約変更認可申請書の添付書類のうち、規約変更の内容及び理由を記載した書類（町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック（第2版）P47－48の文書のこと。2016年4月17日受付分の規約変更認可申請書では、第6号様式と定められた文書のこと）
実施機関（処分担当課）	市民部市民協働推進課
決定年月日	2022年6月2日
決定内容	不存在
審査請求年月日	2022年7月28日
諮問年月日	2023年1月19日
答申年月日	審査中
答申内容	審査中

町田市行政不服審査会  
2019年度第1号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2022年4月19日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2019年8月6日付け19町総法第32号(2019年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2019年1月4日に処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2019年3月5日付け18町財納第537号で行った個人情報部分開示決定において非開示とした部分のうち、第5、3 結論において開示すべきであるとした部分は開示すべきであるが、その余を非開示とした処分庁の判断は妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2019年3月5日付け18町財納第537号で行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定により、2019年1月4日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「2018年7月11日に実施した不動産(土地・建物)鑑定の鑑定資料」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、本件条例第27条第3項の規定に基づき、請求の諾否の決定を延期したため、2019年1月18日付け18町財納第471号「個人情報開示等決定延期通知書」を審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、審査請求人に対して、2019年3月5日付け18町財納第537号「個人情報部分開示等決定通知書」により、本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2019年4月12日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 5 審査請求人は、2019年4月24日付け「補正書」により、審査請求に係る処分内容及び審査請求の趣旨を補正した。
- 6 処分庁は、2019年6月14日付け19町財納第102号「弁明書」により弁明した。
- 7 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2019年8月6日付け19町総法第32号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

8 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2021年11月12日 審議  
2021年12月10日 処分庁への事情聴取  
2022年 1月 7日 審議  
2022年 2月 4日 審議  
2022年 3月 8日 審議  
2022年 4月 8日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次の理由により、処分庁の個人情報部分開示決定処分を取り消すことを求めている。

- (1) 審査請求人が交付を受けた不動産鑑定評価書の写しに、鑑定評価額及び評価額に関する部分が開示されていないのは、本件条例第20条の規定に違反しており、違法である。
- (2) 本件処分により、審査請求人は、個人情報の開示を侵害されている。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

- (1) 不動産公売は入札により実施しており、公売価格は、何人に対しても平等かつ統一的に公開されるべき情報である。不動産鑑定評価額等は、公売価格そのものとは言えないものの、不動産公売の価格を決定するにあたり、不動産鑑定評価によって得られた評価額を参考としている。このため、公売実施前に不動産鑑定評価額等を開示することは、公売における入札の公平性を著しく損なうものと認められる。
- (2) 町田市では、東京都と合同で不動産公売を実施しており、東京都においては、鑑定書の開示は行わない旨の取扱い基準を設けている。町田市が公売実施前に不動産鑑定評価額等を開示することで、今後、東京都との合同公売に参加できなくなることが予見される。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 対象文書と原処分

本件請求文書は、請求者が持ち分を有する不動産に関する鑑定評価書である。

実施機関は、①不動産鑑定業者の会社名、住所、連絡先、電話番号、ファックス番号（以下「不動産鑑定業者情報という」）、②不動産鑑定業者の印影並びに不動産鑑定士の署名及び印影、③不動産鑑定評価額及びこれを算定するために用いた数値並びに定性評価を記載した部分（以下「不動産鑑定評価額及び関連情報」という）を開示しないとする部分開示決定を行った。

なお、本件請求文書は、公売の準備として作成されたものであるが、本件部分開示決定がされた時点では、公売は実施されていなかった。

##### 2 部分開示決定の妥当性

###### (1) 不動産鑑定業者情報

実施機関は、不動産鑑定業者情報を開示すると、鑑定内容を巡る問い合わせや抗議等を当該実施者に対し直接行うことが可能となり、委託先の確保に支障を来すことが予見されることから、市の滞納整理事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるとし、公売の前後を問わず、本件条例第21条第1項第6号に該当すると

述べる。

不動産鑑定業を営もうとする者は、国土交通省またはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業登録簿に登録を受け（不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という）第 22 条）、必ず専任の不動産鑑定士を一人以上置き（法第 35 条）、不動産鑑定士でない者に不動産の鑑定評価を行わせてはならないとされる（法第 36 条）。また、鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士がその資格を表示して署名押印しなければならないことも定められている（法第 39 条（ただし、法改正により令和 3 年 9 月 1 日以降、押印は不要となっている））。

不動産鑑定士は、故意に、不当な不動産の鑑定評価を行った場合には懲戒処分の対象となり（法第 40 条）、不動産鑑定士が不当な鑑定評価等を行ったことを疑うに足りる事実があるときは、何人も、国土交通大臣又は当該不動産鑑定士がその業務に従事する不動産鑑定業者が登録を受けた都道府県知事に対し、資料を添えてその事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる（法第 42 条）。

上記のとおり、不動産鑑定業者及び不動産鑑定士は、不動産の価額に関する正当な鑑定評価を行うことについて、職業的な責任を負っており、鑑定内容について利害関係者が問い合わせをすることは不当とはいえない。また、実施機関は、市が差し押さえた財産を滞納市税に充てるために広く不特定多数の買受希望者を募り、入札又は競り売りの方法で売却するという公売の性質から、差し押さえられた財産の所有者が強い不満を持っており、鑑定内容について鑑定の実施者に対し、直接、抗議等がなされる可能性があり、不動産鑑定士情報を開示すれば委託先の確保に支障を来すと主張する。しかし、債権者の申立てにより、執行裁判所が差し押さえた財産を入札等の方法により売却する民事執行法に基づく強制競売手続でも、執行裁判所が、評価人を選任し、不動産の評価をさせるが（民事執行法第 58 条）、手続の一環として、評価人の氏名が明記された評価書がインターネット上に公開されている。公売と強制競売では手続の主宰者が異なるものの、財産を差し押さえられた者が鑑定内容に強い不満を抱く可能性があるという点では共通している。強制競売では、評価人の氏名が公開されていることに照らせば、公売において不動産鑑定評価書に表示した不動産鑑定業者の氏名や連絡先が開示されることを理由に不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が不動産鑑定業務の受託を躊躇するようになるとは考えにくく、実施機関から聴取した内容を考慮しても、委託先の確保について具体的な懸念が生じるようになるとは認められない。

したがって、本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号には該当せず、不動産鑑定業者情報は開示すべきである。

## （2）不動産鑑定業者の印影並びに不動産鑑定士の署名及び印影

本件対象文書の 1 頁目には、不動産鑑定業者の印影並びに不動産鑑定士の署名及び印影があることが認められる。ただし、実施機関が特定したのは、不動産鑑定実施法人の印影のみであった。

まず、不動産鑑定業者である法人の印影について、実施機関は、本件条例第 2 1 条第 1 項第 4 号に該当し、非開示とする決定をした。法人が実印として使用している印鑑の印影であり、情報が流通することによって、印鑑偽造等による印影の不正使用のおそれがあり個人の財産の保護に著しい支障が生じる可能性を否定できないから、本件条例第 2 1 条第 1 項第 4 号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

次に、不動産鑑定士である個人の印影及び署名については、理由が付されないままに非開示とされている。しかし、本件の決定当時、不動産鑑定士は、鑑定評価書には、資格を表示し署名及び押印しなければならないとされており（決定当時の法第 39 条第 2

項)、不動産鑑定士の印鑑の印影は国土交通省に登録され、署名及び印鑑のいずれも鑑定評価書が不動産鑑定士によって作成されたことを証明するものである。そうすると、情報が流通することによって、鑑定評価書等の偽造が容易になるおそれがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じる可能性があるから、本件条例第21条第1項第4号に該当し、その限りで、非開示としたことは妥当である。

### (3) 不動産鑑定評価額及び関連情報

#### ア 審査請求人と実施機関の主張

実施機関は、不動産公売における適正価格の意思決定が未了であるため、不動産鑑定評価額及びこれを類推させる情報を開示することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるとして、本件条例第21条第1項第5号に該当するとした。具体的には、鑑定評価額及び「建物の状況」欄の増加要因、減価要因、「敷地・環境との関係」欄の定性的記載の一部等の後述する多数の部分を開示しない旨の決定をしたところ、審査請求人は、鑑定評価額および関連部分が開示されていないことに不服を述べて、審査請求を行った。

これに対して、実施機関は、公売実施前に不動産鑑定評価額及びこれを類推させる情報(以下「不動産鑑定評価額等」)を開示すれば、公売価格を事前に知るのと同様に、特定の者が不当な利益を得ることになりうるので、公売における入札の公平性を著しく損なうことに加え、合同で不動産公売を実施する東京都において鑑定書の開示を行わない旨の取扱い基準を設けていることから、今後、東京都と合同公売に参加することができなくなることが予見されるので、不動産公売における適正価格の公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると主張している。

#### イ 不動産公売における価格に関する意思決定

実施機関の説明によれば、不動産公売における価格は、不動産鑑定評価の評価額を参考に、東京都が開催する合同不動産公売への参加を決定した後に、納税課担当職員で構成する検討会で見積価格を検討し、最終的には副市長によって決定され、公告されることとなる。本件では、まだ東京都への合同不動産公売への参加は正式に決定しておらず、具体的な見積価格も決定していなかった。もっとも、見積価格は町田市によって決定されるものであり、東京都との協議が予定されているものではない。

#### ウ 本件条例第21条第1項第5号該当性

確かに、本件では、東京都の公売への参加が決まっていなかったこと及び町田市内で公売の見積価格が決定されていなかったということから、不動産鑑定評価額及び関連情報には、市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関との間における意思決定が未了であったといえる。しかしながら、意思決定が未了である事項に関する情報を開示することによって、町田市での公売価格の決定や東京都の合同不動産公売の実施に関する意思決定にいかなる支障が出るのかという点については、実施機関からは具体的な特定がなされなかったため、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるとは判断できないから、本件条例第21条第1項第5号には該当しないというべきである。

#### エ 本件条例第21条第1項第6号該当性

(ア) 実施機関は、弁明書において、公売価格は、何人に対しても平等かつ統一的に公開されるべき情報であるのに、公売価格の参考とされる不動産鑑定評価額等を公

売実施前に開示すれば、特定の者が事前に公売価格を知るのと同様に不当な利益を得ることになるから、公売における入札の公平性を著しく損なうことになる」と述べている。この点は、実質的には、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にする場合にあたるという本件条例第21条第1項第6号の該当性を主張しているものと思われる。

確かに、実施機関の主張するとおり、公売において公平性は重要な要素であり、不動産鑑定評価額等のうち、公売価格の推測につながる部分については、公売実施前には開示すべきではなく、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

(イ) 次に、非開示決定された部分が公売価格の推測につながる不動産鑑定評価額等に当たるかどうかを検討する。

本件対象文書のうち不動産鑑定評価額等として非開示とされた部分には、不動産の鑑定評価額のみならず、評価の理由及び算定の根拠が記載されているところ、以下の部分については、必ずしも鑑定の評価額を類推させるものとは認められない。

① 9頁から10頁にかけて、評価対象建物の価格形成に影響を持つ主要因を掲載した一覧表のうち、「建物の状況」の欄にある増加要因及び減価要因の各 a～c の記載並びに「敷地・環境との関係」の欄の3行目後段から6行目については、定性的な評価が記載されており、これらを開示することによって、評価額や算定の根拠を類推させるものとは認められない。

② 11頁の積算価格のうち、近隣地域の標準的使用における標準価格の査定のうち、①公示価格を基準とした価格、②取引事例比較法を援用して求めた価格、③収益還元法を採用して求めた価格の価格部分、及び、別表②～③については、一般的に公開されている情報等に基づくものであり、これらを開示することによって、評価額や算定の根拠を類推させるものとは認められない。

③ 17頁の共有不動産の持ち分のみを売却した場合の減額率（減価率）に関する記載は、公売の対象となる物件について特有の考慮がされているものではなく、一般的な考え方を記載するものであり、これらを開示することによって、評価額や算定の根拠を類推させるものとは認められない。

したがって、上記①から③については、不動産鑑定評価額等には当たらず、本件条例第21条第1項第6号には該当しないから、開示すべきである。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件対象文書について、不動産鑑定業者情報及び不動産鑑定評価額等に当たらない情報を開示すべきであるが、不動産鑑定業者の印影並びに不動産鑑定士の印影及び署名、並びに、不動産鑑定評価額等について非開示とした決定は妥当である。

町田市行政不服審査会  
2020年度第1号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2022年7月5日

答 申

町田市議会議長 戸塚 正人 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2021年1月15日付け20町市議第514号(2020年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2020年8月24日に処分庁町田市議会議長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2020年9月2日付け20町市議第263号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2020年9月2日付け20町市議第263号の2をもって行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という)第6条の規定により、2020年8月24日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2町田市から国際交流センターに上記1の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる意思決定がなされたか、その経緯がわかる文書」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2020年9月2日付け20町市議第263号の2「公文書不存在決定通知書」により、翻訳依頼をすべて口頭で行ったため、経緯がわかる文書は存在しないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市議会議長(以下「審査庁」という)に対して、本件処分を不服として2020年11月11日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2020年12月14日付け20町市議第465号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2021年1月15日付け20町市議第514号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。  
2022年3月8日 処分庁への事情聴取  
2022年4月8日 審議  
2022年5月6日 審議

## 第4 審査請求人と処分庁の主張

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

- (1) 町田国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）からの依頼により、「議会のご案内」の外国語翻訳(中国語翻訳)を行ったが、翻訳作業に当たっては、提出締切り日のほか、翻訳文書の様式等について、事細かに指示を受けている。例えば、頁割りは、原文のパンフレットに対応して行うこと(例:冒頭1ページ目は表紙、2ページ目に「1市議会と市長」、「2市議会の役割」を配置する等)、写真等の画像は張り付ける必要はないが、その説明書きは翻訳すること、配置や枠囲み等のレイアウトもできる限り原文に近づけること等である(参考までに私の作成した翻訳原稿の一部を添付する)。この情報通信機器が発達し、メール等が日常的に使用される時世に町田市の職員は上記の事柄をすべて口頭のみで伝達したというのだろうか。この説明は極めて不自然である。なお、町田市のHPには、他の言語による「議会のご案内」の翻訳版も掲載されているが、そのレイアウト等を見ると、他の言語についても同様の指示がなされていたことが窺える。
- (2) 国際交流センターのボランティアは文字どおり、一般の市民がそれぞれの休日等の貴重な時間を割いて善意の無報酬で行っている。行政機関として、町田市は、当然にボランティアに委託する業務が、適当な内容のものであるか(本来、市において行うべき業務を丸投げしていないかなど)、業務量や期限の設定は適当であるか等を責任を持って検討した上、委託するものと考え。しかしながら、上記処分庁の説明では、誰が発案し、どのような検討がなされたのか、まったく不明のままであり、あたかも無料の下請け業者に仕事をさせるかのような気楽さである。後述するとおり、ボランティアの業務には、直接、外国人に対面したり、現場に赴く必要がある等、一定の事故等のリスクも伴うものであり、行政機関として、しかるべき考慮や配慮が求められるものである。百歩譲って、処分庁の説明のとおりであるとするならば、町田市はその無責任ぶりを猛省すべきである。
- (3) ボランティアの業務には、本件のような翻訳のほか、市内在住の外国籍の住民のための保育所、学校施設、市役所窓口での通訳や病院等への同行等の様々な業務がある。これらの業務を、必要とする課室がそれぞれ、必要な時に思い思いに出前の注文をするかのように、電話で国際交流センターに依頼しているのだろうか。また、本件の直接の論点ではないが、本来、これらの業務は市において責任を持って行うべき業務ではないか。

通常、役所仕事の慣習として、このような場合は、国際交流センター又は財団の所管部局において一元的に依頼を行ったり、所管部局に合議や報告等をしているのではないか。町田市ではこれらの連絡等もすべて前時代的に口頭で行っているのか。仮にこれらを口頭ですら行われていないのであるならば、市当局内において必要な調整や依頼内容のチェック等が行われないうまま、必要性のない業務や本来、市において予算立てて行うべき業務が丸投げされているおそれが高く、また、ボランティアに対する敬意や配慮といったものも微塵も感じられず、町田市における「ブラックボランティア」の現状の一端を示すものである。繰り返しになるが、ボランティアは市の下請けではない。

上記のとおり、処分庁の説明は、一般常識に照らしても極めて不自然、不合理であることは明らかである。この民主主義の貴重なツールである情報公開制度を形骸化させないためにも、審査庁において、厳正なる審査が行われることを求める。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

- (1) 2020年8月24日の公文書公開請求を受けて、実施機関では、2018年度及び2019年度分の紙媒体で保存されているファイル、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人、組織ごとに割り当てられている電子メールを探索したところ、該当の文書は存在しなかった。さらに、2020年11月11日付けの審査請求を受け、再度確認を行ったが、文書は存在しなかった。
- (2) 実際に（一財）町田市文化・国際交流財団町田国際交流センター（以下「センター」という。）に翻訳の依頼を行った職員に聞き取りを行い、依頼をした経緯を確認した。内容は次のとおりである。
  - ア 当該職員は議会のパンフレットの翻訳を作成するにあたり、2018年11月から12月頃に、センターに電話をし、対応したセンター職員に「わたしたちの町田市議会」、「議会のご案内」の翻訳を依頼したい旨の説明をし、依頼を受諾していただけるかどうかの確認をしたところ、可との回答を得た。
  - イ 後日、当該職員がセンターに出向き、電話で対応したセンター職員に対し、資料「わたしたちの町田市議会」「議会のご案内」を基に、口答で次のことを依頼した。
    - (ア) 上記資料の文字部分について出来るだけページごとの翻訳をお願いした。依頼翻訳言語は、フランス語、英語、韓国語、中国語である。
    - (イ) 翻訳の期限については、当該職員は設定をおこなっていない。
  - ウ 当該職員が、翻訳の依頼をするにあたり依頼文を提出する必要があるか尋ねたところ、センター職員は不要と答えた。
  - エ 2019年4月から5月頃、センターから当該翻訳が出来上がったとの電話連絡があり、そのうちの一部については、センター職員が、翻訳原稿の入ったCDを直接議会事務局に持参した。また、残りの原稿についてはメールにて送付があった。（なお、このメールは、すでに廃棄済みである。）

上記のことから、実施機関が文書不存在とした決定は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求の対象文書について

本件開示請求は、実施機関である町田市議会のウェブサイトに掲載されている議会案内資料の外国語翻訳が、町田国際交流センター（以下「交流センター」という。）に依頼され、交流センターで活動するボランティアによって行われた経緯と、実施機関における意思決定に関する文書の開示を求めたものである。これに対して実施機関は、交流センターには口頭で翻訳依頼を行っており、経緯及び意思決定に係る文書は存在しないとして不存在決定を行った。

審査請求人は、本件開示請求の対象となった翻訳では、交流センターからボランティアへの翻訳依頼が、締め切りだけでなく翻訳文書の様式などが具体的に指定されており、実施機関より口頭以外の方法でなされているはずであること、通常、ボランティアに依頼する翻訳の業務量や期限などが適切になされるよう、必要な検討を行ったうえで実施機関は委託を行っているはずであること、交流センターにおけるボランティア業務が学校施設、市役所窓口、通院に伴う病院等への同行など多様であり、関係する市役所各課室等も多岐にわたるため、交流センター等を所管する部局等で管理・調整等が行われているはずであるとして、本件請求対象文書が存在しないのは極めて不自然・不合理と本件審査請求を行った。

## 2 交流センターについて

交流センターは、一般財団法人町田市文化・国際交流財団（以下「財団」という。）の事業の一環として設置・運営されているものである。財団を所管する文化スポーツ振興部文化振興課が、「一般財団法人町田市文化・国際交流財団補助金交付要綱」に基づき交流センターが実施する4つの事業（①外国人支援事業、②国際理解事業、③国際交流・協力事業、④情報提供・連携事業）に対して補助金を交付しており、事務局には5人の職員がいる。各事業を実施するためにボランティアによる7つの部会が設けられ、地域に居住する外国人市民との交流等、多文化共生社会に向けた地域貢献活動が行われている。

交流センターで活動するボランティアには、市の各部署からさまざまな協力依頼が行われているが、審査会として文化スポーツ振興部文化振興課から聴取したところ、協力依頼について明文化した手順等はなく、各部署が必要に応じて個別に調整・依頼しているとのことであった。また、協力依頼実績は、財団が毎年度作成する事業報告書で実績数が報告されているとのことであった。

## 3 本件請求対象文書の存否について

### （1）議会案内資料の翻訳の経緯

審査会で実施機関から聴取した内容等によると、まず、議会事務局において海外からの市議会視察への対応のため、「私たちの町田市議会」「議会のご案内」（以下、2件を合わせて「当該資料」という）の英語とフランス語への翻訳を交流センターに依頼することになった。これをきっかけとして、議会事務局内で当該資料の多言語化が検討されることになった。

海外からの視察終了後、2018年11月ないし12月頃に議会事務局職員が交流センターに電話し、当該資料のさらなる多元語化のための翻訳を打診し、可能との返答があった。その後、交流センターに直接出向き対応可能言語を確認したところ、市内在住外国人が高い割合で使用する特定言語への翻訳を提案されたとのことである。そこで、すでに翻訳していた英語・フランス語に加え、交流センターの提案した中国語、韓国語への翻訳を依頼することになった。依頼は、議会事務局職員が交流センターに出向いた際に口頭で行われ、当該資料の文字部分をできるだけページごとに翻訳をお願いしたいとの要望は伝えたが、翻訳期限は設定しなかったとのことである。

この一連のやり取りは電話及び対面で行われ、実施機関内で経緯等の共有も口頭で行われたため、文書化はされなかった。また、交流センターへの翻訳依頼については、交流センター職員より依頼文は必要ないとの回答があったため作成しなかったとのことであった。翻訳原稿の納品は、一部は交流センター職員が議会事務局にCD-ROMを持参し、残りは電子メールにて送付が行われたとのことである。市議会ウェブサイトの更新作業は議会事務局内部で行われているため、翻訳した当該資料の公開に当たっても特に経緯等を文書化することはなかったとのことである。

### （2）本件文書の探索について

実施機関は本件開示請求及び審査請求を受け、2回、紙媒体で保存されているファイル、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人及び組織ごとに割り当てられている電子メールを探索したが、翻訳に至る経緯及び意思決定に係る文書は存在しなかったとのことである。当該資料の翻訳原稿は、交流センターから電子メールとCD-ROMで納品されているが、電子メールは廃棄済みで、本件開示請求時点で確認できているのはCD-ROMと印刷した翻訳原稿のみであるとのことである。

### (3) 実施機関の判断について

以上のような経緯及び実施機関での文書の探索範囲、加えて交流センターへの市関係部署からの協力依頼について明文化された手順等がなく、依頼に必要な範囲で事実上行われているという実態を踏まえると、翻訳に至る経緯及び意思決定に係る文書が存在しないことの当否は別にして、請求対象文書が作成・保管されている根拠を見出すことができず、また文書の探索範囲も不合理な点はないため、実施機関の判断は妥当と言わざるを得ない。

## 4 結論

以上のとおりであるから、実施機関の行った不存在決定は妥当である。

## 第6 付言

現在、町田市議会のウェブサイトには交流センターのボランティアの翻訳した当該資料が掲載されており、地域に居住する外国人市民の地域政治への理解を助けるだけでなく、日本に在住する外国人が日本の地方議会システムを理解する助けにもなるもので、多言語化が図られたことは歓迎されるものである。ところが、議会公式ウェブサイトに掲載しているということは、議会としての公式文書として対外的に示しているにもかかわらず、その経緯等が文書化されていないことによって、誰による翻訳でどのような経緯で行ったのかなどが、事後的に確認が困難となるおそれがある。実施機関は公式文書として提供する翻訳については、その経緯が分かる文書を適切に残すことが求められるところであり、本件ではその作成がなされていないのは極めて不適切である。

このような事態は、通常、翻訳業務を事業者に委託する場合、実施機関としての意思決定を行った上で委託契約等が行われ、その経緯等が行政情報として作成・保存されるが、本件では当該資料の翻訳が、交流センターで活動するボランティアの自発的な地域貢献活動として行われたことによって、通常の意味決定等の手続が省略されたため生じたと言えるだろう。

以上のことを踏まえ、実施機関は公式文書として提供する翻訳について、その経緯が分かる文書を適切に残すなど適切な文書の作成及び管理を行われたい。また、各実施機関はその業務の一部あるいは派生して行っている業務・活動をボランティアの協力を得て行う場合は、実施機関として何を依頼したのかといった基本的な情報は文書化するようすべきである。その際、住民ボランティアと各実施機関の連携・協力は極めて意義のある取組みであるので、住民ボランティアに行政的な手続を行う負担を課すのではなく、各実施機関において適切な対応を行うようにされたい。

町田市行政不服審査会  
2020年度第2号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2022年7月5日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2021年3月4日付け20町総法第35号(2020年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2020年8月24日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2020年8月28日付け20町文文第275号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2020年8月28日付け20町文文第275号の2をもって行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という)第6条の規定により、2020年8月24日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2019年度第1四半期頃に国際交流センターが実施したボランティア活動に関するアンケート中、国際交流センターのボランティアに対して特定の法案制定を支持する署名活動に参加するよう求められていること等の問題を提起した私の回答が、町田市に共有されたことがわかる文書」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2020年8月28日付け20町文文第275号の2「公文書不存在決定通知書」により、町田国際交流センターで行っているアンケート及びその回答内容を共有していないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2020年11月25日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年1月12日付け20町文文第275号の3「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2021年3月4日付け20町総法第35号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。  
2022年3月8日 処分庁への事情聴取

2022年4月8日 審議  
2022年5月6日 審議  
2022年6月3日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

- (1) 町田国際交流センター(以下「国際交流センター」という。)は、町田市の外郭団体である(一財)町田市文化・国際交流財団(以下「財団」という。)の下部組織であり、財団の運営には町田市民の税金も投入されており、公的性格を有する団体であると解する。国際交流センターでのボランティア活動に参加するには、年会費を払う必要があるが、この会費収入も当該財団の会計に充当されており、また、国際交流センターにおけるボランティア活動は主に財団の施設において行われるものであること等から、国際交流センターにおけるボランティア活動に係る事務は、一般の任意団体で行われるボランティア活動とは一線を画すべき公的又はそれに準じる性質を有するものであると考える。
- (2) 本件審査請求に係る開示請求で求めている処分庁が国際交流センターから共有された「町田国際交流センターで行っているアンケート及びその回答内容」のアンケートにまつわる顛末は以下のとおりである。

ア～エ 省略

オ その後も上記の状況に改善の兆しが見られなかったため、令和元年5月頃に国際交流センター事務局からボランティアに対してボランティア活動に関するアンケート調査があった際に上記の問題点をまとめたペーパーを添えて提出した上、国際交流センター事務局長との面会を希望したが、国際交流センターはこれを拒んだ上、本件については、市当局に報告する旨、説明したため、国際交流センターがもみ消しを行っていないのであれば、本件は市に伝えられたと考えるのが自然である。そして、伝達手段は、昨今の通信事情を考慮すれば、電話か電子メール等によるものと考えられる。また、財団や国際交流センターには多くの市OB等が再就職するなどしており、市当局とは所謂ツーカーの関係であることは周知の事実であり、市当局に顔の広いOB等が、後述する町田市文化スポーツ振興部文化振興課以外の部局課室に本件を伝えた可能性も否定できない。

- (3) 原処分における公文書不存在決定通知書(以下「不存在決定通知書」という。)では、「(該当文書の)共有をおこなっていない」旨のみ記されているが、関係職員への聴取や電子メールを含む該当文書の探索の時期、方法、範囲等が、それが実際、行われたのかも含め、全く不明である。なお、本件開示請求を処分庁において受理したのは2020年8月24日、不開示決定通知書の日付が同月28日であり、処分庁における原処分の決裁手続き等に要する時間も含め、5日間弱で原処分が行われたと推測され、探索等は実際、行われたのか、「不存在」という結論だけが先にあったのではないかという疑念が強く残る。
- (4) また、特に不存在決定通知書の下欄には、「事務担当 総務部市政情報課(文化スポーツ振興部文化振興課)」と記されており、この括弧内の「文化スポーツ振興部文化振興課」(以下「文化振興課」という。)は、処分庁において財団を所管する部局を表していると解される。しかしながら、本件開示請求で審査請求人が求めるのは、町田市が保有する文書であり、文化振興課が保有する文書に限定して請求するものではない。

なお、審査請求人は、本件開示請求後に市政情報課職員氏から電話をもらい、本件開示請求には、市議会関係の案件も含まれており、それぞれ分けて受付をする旨の説明は受けていたが、審査請求人は、それは町田市当局における事務手続き上の都合と解しており、探索の範囲等を縮めることまで同意したものではない。また、仮に町田市当局において、当初から探索の範囲等を縮める意図があり、そのことを伝えるために審査請求人に電話をしたのだとしても、それは、探索以前から予断を持って処分庁（町田市長）における文書保有の可能性を矮小化するものであり、不適切である。このため、仮に処分庁が文化振興課の範囲に限定して上記探索等を行ったのであれば、原処分の前提となった探索等に重大な瑕疵があったと言わざるを得ない。

- (5) 上記国際交流センターでのボランティア活動には、高齢者や高校生を含め、多くの方が関心を示し、見学に訪れたり、実際にボランティア活動に参加している。これは、外国人と交流するというボランティア活動の内容のほか、怪しげな団体の活動ではなく、市の外郭団体である財団で行われる活動という信頼、安心感によるものであると考えられる。他方で、せっかく高い会費を払いながらも活動から足が遠ざかるボランティアも多くいるところ（実際に審査請求人は少なからぬボランティアから同様の声を聞いたところである）、上記のようなことが要因の一にあるのではと考えざるを得ない。まさか、財団にしては、黙っていても会費収入が次々と入ってくるころ、このようにボランティアの「回転率」が高い方が望ましいと考えているとは思いたくないが、町田市当局、財団は、この一般ボランティアや父兄等の信頼に背くような状況を放置してはならない。
- (6) また、言うまでもなく、ボランティアの活動は、文字どおり、一般の市民がそれぞれの休日等の貴重な時間を割いて善意の無報酬で行うものであり、ボランティアは、一部の教員や市OB等の部下でもなければ、市の下部組織に属しているのでもない。  
以下省略

仮に町田市が真剣に、学校教育上、市内の外国籍住民の児童の学力や日本語能力に重大な問題があると考えれば、責任を持って、市において予算を立てて対処すべきである。以下省略

- (7) なお、今後、審査庁において口頭意見陳述の機会が与えられるならば、審査請求人は本件に係る者の氏名や更に具体的なやり取り等を明らかにする用意のあることを申し添える。

上記のとおり、処分庁の説明は、一般常識に照らしても極めて不自然、不合理であることは明らかである。この民主主義の貴重なツールである情報公開制度を形骸化させないためにも、審査庁において、厳正なる審査が行われることを求める。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

- (1) 請求人から公文書公開請求書を受け付けた2020年8月24日から26日にかけて、2019年度に文化振興課で職務上作成し、又は取得した国際交流センターに係る公文書について、件名及び簿冊から紙及びメールを含む電子ファイルの検索を行ったが、公開請求書に記載された「2019年度第1四半期頃に国際交流センターが実施したボランティア活動に関するアンケート中、国際交流センターのボランティアに対して特定の法案制定を支持する署名活動に参加するように求められていること等の問題を提起した私の回答が、町田市に共有されたことがわかる文書」（以下「本件文書」とする。）に該当する公文書は存在しなかった。

また、同時に、2019年度以降に町田国際交流センター事務を担当する全職員に対し、事情聴取を行ったが、本件文書に該当する事実につ

いて把握している者はいなかった。

- (2) 町田国際交流センターを運営する一般財団法人町田市文化・国際交流財団に関する事務は、町田市文化スポーツ振興部文化振興課が所管しており、町田国際交流センターで発生した問題について、町田市に報告又は連絡を行う場合は、文化スポーツ振興部文化振興課に行うのが原則である。

また、例外的に、庁内他の部署に報告又は連絡があったとしても、その内容は文化振興課に回送される。

- (3) 2020年8月25日に町田国際交流センター事務局職員と町田市役所庁舎内で面談を行い、本件文書に該当する内容について他部署を含め町田市と共有を行ったか確認したが、行っていないと返答があった。

よって、請求に係る公文書は存在しないとした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、町田国際交流センター（以下「交流センター」という。）で実施されたボランティア活動に関するアンケートにおいて、審査請求人がボランティア活動の運営上の問題を提起した回答内容について、実施機関に共有されたことがわかる文書の開示を求めたものである。実施機関は、交流センターで行ったアンケート及びその回答内容については共有が行われていないとして、不存在決定を行った。

これに対し、審査請求人は、2019年5月頃にアンケートが行われた際、問題提起は書面で行っていること、その内容を踏まえて交流センター事務局長との面会を希望したところ、面会はせずに実施機関に報告するとの説明がなされたことから報告されているはずであり文書は存在すること、本件開示請求を受けての文書の探索範囲・方法が不明で、交流センターを担当する文化振興課のみに探索範囲を限定したことに重大な瑕疵があるとして、本件審査請求を行った。

### 2 交流センターについて

#### (1) 交流センターの位置づけについて

交流センターは、1998年に市民が国際交流活動の中心となり、主体的、創造的な活動を行うことを趣旨として実施機関により開設された町田国際協会を前身としたものである。2004年に町田市文化振興公社と町田国際協会により財団法人町田市文化・国際交流財団が設立され、2011年に現在の一般財団法人町田市文化・国際交流財団（以下「財団」という。）となり、その事業の一環として交流センターが設置・運営されている。町田市文化スポーツ振興部文化振興課が事務を所管する、「一般財団法人町田市文化・国際交流財団補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき交流センターが実施する4つの事業（①外国人支援事業、②国際理解事業、③国際交流・協力事業、④情報提供・連携事業）に対して補助金が交付されており、事務局には5人の職員がいる。事業ごとに7つの部会が設けられ、地域に居住する外国人市民との交流等、多文化共生社会に向けた地域貢献活動がボランティアにより行われている。

また、交流センターは実施機関の公共施設である町田市民フォーラムに所在し、実施機関は、町田市公有財産規則第25条の2第2号に定める「市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき」に該当する活動として、財団に行政財産目的外使用許可書を発行しているところである。

#### (2) 交流センターの活動について

交流センターの活動は、実施機関の国際交流に係る施策の実施・推進のために必要なものとして実施機関が支援ないし一定の便宜を与えているものであり、その活動は公益性の高いものと言うことができる。一方で、実施機関が直接実施している事業ではなく、交流センターの活動として財団が実施し、また活動の主要部分はボランティアによる自主的な運営により進められていることにも留意する必要がある。

補助金の交付されている交流センターの4つの事業は、ボランティアにより構成される7つの部会に分かれて活動が行われている。審査会が実施機関から聴取等したところによると、交流センター事務局は、事業の方向性については部会と連携して決定しているものの、個々の活動の詳細については各部会の自主的な運営に委ねているとのことであった。各部会では部会に属するボランティアが全員参加する定例会が原則月1回開催されて運営が行われているほか、各部会の代表者のみが参加する役員会が不定期で開催されているとのことである。基本的に定例会に交流センター事務局職員が参加することはないが、部会からの参加要請があった場合や、国際交流イベントの反省会など事務局として参加した方が良いと判断する場合、予算など事務局から連絡したい事項がある場合等は、参加することがあるとのことである。ただし、定例会議の議事録は各部会が作成して交流センター事務局にも送付するか、その結果が報告されており、各会議の内容等を事務局として知り得る状態にはある。

また、7つの部会のうち3つの部会でボランティアへの連絡用メーリングリストがあり、本件開示請求にかかるアンケート等を実施した外国人相談部会(以下「本件部会」という。)はメーリングリストを設けている部会とのことである。各メーリングリストには、交流センター事務局も参加しており、本件部会は事務局として専用のメールアドレスを設けて登録し、その他の2つの部会は交流センター事務局の代表メールアドレスで登録がされている。いずれの場合も、交流センター事務局職員全員がメールを閲覧できるものの、すべての職員が常時内容を確認しているのではなく、部会を担当する事務局職員が主に確認を行っているとのことである。

以上のような部会の運営方法等を踏まえると、各部会の活動は交流センター事務局が主導的に実施しているものではなく、一定の関与はあるものの基本的には各部会の自主的な運営に委ねていると言うことができる。

### (3) 交流センターで実施されたアンケートについて

本件開示請求対象文書に係るアンケートとは、本件部会が2019年5月頃に実施したものである。審査請求人は、このアンケートに特定の法案制定を支持する署名活動への参加がメーリングリスト及び会議等でボランティア間で呼びかけられたことのほか、ボランティア活動の運営上の問題点をまとめた書面を添えて回答を提出したとしていることから、審査会として実施機関に交流センターのその実施状況の確認を行った。そうしたところ、本件部会の2019年5月、6月及び7月の定例会議議事録にアンケートの実施についての記載があり、アンケートの実施に当たり率直な回答を聴くことができるよう匿名性を確保するため、交流センター事務局が回答を回収することを同5月の定例会で決定し、回答先として本件部会を担当していた事務局職員の個人アドレスが指定されていた。また同6月の本件部会会議録には回答取りまとめ結果が、同7月にはアンケート結果を踏まえた新規事業の提案についての記載があったとのことである。

以上のような経緯を踏まえると、審査請求人がアンケートの回答及び問題提起する書面を送付したのは交流センター事務局職員であり、アンケートそのものは匿名性を確保したものであっても、電子メール送信者が特定可能であったとするのが相当である。しかし、審査会が実施機関から聴取したところによると、問題提起された書面やその内容

について認識している交流センター事務局職員は現在及び当時もないとのことである。また、特定の法案制定を支持する署名活動への参加を呼びかける電子メールが部会の連絡用メーリングリストに投稿されたのが2018年12月前後とされるが、受信した記憶のある事務局職員はいないとのことであった。さらに、署名活動に関する投稿、アンケートの回答の電子メール受信履歴は、2019年10月にメールソフトを更新した際に削除されたため、本件開示請求時点で保存されていなかったとのことである。

### 3 本件請求対象文書の存否について

#### (1) 実施機関の交流センター事業への関与について

実施機関は、交流センターの事業に補助金を交付し、また財団に行政財産目的外使用許可書を発行して公共施設の一部を交流センター事業に利用をさせているが、交流センターは財団の自主事業であり、その活動は実施機関とは独立したものとして実施されている。また、交流センターの事業が各部会のボランティアによる自主的な運営により進められており、各部会は交流センターの一部であってもある程度の自律性を有したものである。構造としては、各部会の自律性を交流センター事務局が尊重し、交流センターの自主事業を実施機関が直接行わず補助金により支援するという関係になっており、実施機関が交流センターの事業や運営に直接的に介入しないし関与しないものになっている。

実施機関においては、補助金の適正な執行確保のため、交流センターの実施する事業について年度終了後に報告書の提出を受けるとともに、年1回以上補助金の執行状況の現地調査を実施しているとのことである。また、交流センターの活動において市民の権利や身体を害する重大な事故が発生した場合は、財団を通じて実施機関（文化振興課）への報告があり、適正な対応をとるように市が求めるが、実施機関の各部署がボランティアに協力を依頼している場合で、重大事故には該当しないが問題が発生したときは、当該各部署において対応することになるとのことである。ただし、こうした対応については特に明文的な定めがあるわけではなく、そのような取扱いになるものとして常識の範囲で対応されているとのことであった。

以上のことを踏まえると、交流センター事業である国際交流活動についてはボランティアの自主性を尊重し、そのことにより地域における国際交流を市民レベルで進めるが、補助金の交付を行う以上は実施機関として一定の責任は免れないため最小限の関与は行うというものであり、このような対応は過度に実施機関が市民活動に介入しないためにも妥当性があるといえる。

#### (2) 本件請求対象にかかる情報と実施機関の関係について

本件開示請求の対象は、部会ボランティアに特定法案への支持への呼びかけが行われたことのほか、部会の運営方法に関する問題についてのものである。実施機関の交流センターへの関与の程度からすると、こうした日々の交流センター及び各部会の活動の状況について把握しうる状況ではなく、また、その運営上の問題についても一義的には各部会及び交流センター事務局において解決することが期待されているものと言うことができる。

したがって、部会メーリングリストに投稿された内容、あるいは部会において実施したアンケートに審査請求人が添付した部会運営に関して問題提起した文書などが実施機関に共有されていたとは直ちに言うことはできない。また、本件開示請求対象文書に係るアンケート回答内容については、アンケート実施の経緯及び方法からすれば交流センター事務局がその内容を把握し得ていたとは推察されるところであるが、実施機関が本件開示請求対象文書の保有に至ったと直ちに言うことはできない。そして、各部会の定

例会の議事録が交流センター事務局に送付されていることをもって、実施機関が保有に至っているとまでは言えない。審査請求人がアンケート回答に合わせて送付した書面についても同様である。

交流センター職員が実施機関に報告すると審査請求人に述べたとの経緯があるとのことであるが、実施機関において関係する報告等を受けたことを示す文書は探索の結果存在が確認できていないとのことである。また、適否はともかくとして、本件開示請求時点で請求内容に係る電子メールが送受信された期間の電子メールが交流センターにおいて削除され、交流センター事務局職員には該当する内容の電子メールの受信の記憶もないとのことであり、実施機関として共有された内容を具体的に特定することが困難であると言わざるを得ない。

### (3) 本件開示請求対象文書の探索範囲について

財団及び交流センターが文化振興課の所管であること、本件開示請求対象文書の内容が交流センターの行った実施機関の依頼を受けたボランティア活動における問題・事故ではなく、また重大な事故に該当する問題ではなく部会運営に関するものであることを踏まえると、実施機関において交流センター運営に関する対応部署は文化振興課であり、他部署で関与するあるいは交流センターとの窓口となる場所は見当たらない。そのため、本件開示請求を受けて文化振興課が担当課として文書の探索等を行ったことに特段不合理な点はない。

## 4 結論

以上のことから、実施機関の行った不存在決定は妥当である。

## 第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

### 1 情報公開・個人情報保護運営審議会

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会は、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の適正な運用を図るために実施機関の諮問に応じて審議し、答申する機関です。

委員は15名で、内訳は学識経験者5名、市民代表10名（うち2名は公募）となっています。

#### 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

(2023年3月31日現在)

	選出区分	所属・推薦団体名	氏名
会長	学識経験者	玉川大学名誉教授	川野 秀之
職務代理	学識経験者	東京都立科学技術大学名誉教授	島田 達巳
委員	学識経験者	東海大学教授	服部 篤美
委員	学識経験者	弁護士	鶴田 信紀
委員	学識経験者	神奈川大学教授	嘉藤 亮
委員	地域団体	町田市町内会・自治会連合会	中 一登
委員	消費者団体	町田市消費生活センター運営協議会	小林 好教
委員	女性団体	欠員	
委員	労働団体	連合東京都連合会三多摩地域協議会連合南多摩地区協議会	向中野 真
委員	労働団体	町田地区労働組合協議会	渡邊 真理子
委員	福祉団体	町田市身体障害者福祉協会	風間 博明
委員	商工団体	町田商工会議所	佐藤 正志
委員	教育団体	町田市立中学校PTA連合会	手島 裕子
委員	公募		石井 由利子
委員	公募		水町 良太

※2022年度中の着任の状況

(町田市立中学校PTA連合会)

宇賀神 直子 委員 (5月31日退任) → 手島 裕子 委員 (6月1日着任)

(町田地区労働組合協議会)

八柳 ひろ子 委員 (4月30日退任) → 渡邊 真理子 委員 (5月1日着任)

(国際ソロプチミスト町田ーさつき)

岡本 直子 委員 (8月31日退任)

### 2 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況

2022年度は11回開催（通算では389回）し、実施機関が扱う個人情報の「業務登録」の他、「目的外利用」、「外部提供」、「コンピュータ処理等」、「外部結合」、「外部委託等」の諮問事項についての審議を行い、答申しました。また、軽易な変更、廃止等の報告を受けました。

#### (1) 実施機関別諮問件数（個人情報登録関係）

市長	97件
教育委員会	19件
選挙管理委員会	1件
監査委員	0件

農業委員会	0件
固定資産評価審査委員会	0件
議会	0件
病院事業管理者	2件
各課共通(各実施機関共通の諮問)	4件
合計	108件

## (2) 審議会開催状況

第1回 2022年 4月11日 開催 .....

### ○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「資源化施設用地調査取得」業務における外部委託等について  
＜環境資源部循環型施設整備課＞
  2. 「選挙」業務における外部委託等について  
＜選挙管理委員会事務局＞
  3. 「建築等確認審査」業務における外部提供について  
＜都市づくり部建築開発審査課＞
  4. 「重度身体障がい者訪問入浴事業」業務の業務登録について  
＜地域福祉部障がい福祉課＞
  5. 「専門相談」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について  
＜政策経営部広聴課＞
  6. 「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務におけるコンピュータ処理等について  
＜保健所保健予防課＞
  7. ①「一時保育」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について  
 ②「市立保育園（管理・指導）」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について  
＜子ども生活部子育て推進課＞
  8. ①「介護保険被保険者管理」、「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について  
 ②「介護保険給付管理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について  
＜いきいき生活部介護保険課＞
  - ③「高齢者在宅サービス」業務における個人情報業務登録票の変更及び個人情報目的外利用登録票の変更について  
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
- 個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について ＜事務局＞

第2回 2022年 5月16日 開催 .....

### ○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. ①「児童図書室利用者登録」業務の業務登録について  
 ②「地域センター、駅前連絡所運営管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供について  
＜市民部市民課＞
2. ①「バイオエネルギーセンター専門委員会」「中間処理施設の廃棄物処理」業務の業務登録について  
 ②「運営協議会」業務における個人情報業務登録票の変更について  
＜環境資源部循環型施設管理課＞
3. 「地域保健普及啓発（健康推進課）」業務における外部委託等について  
＜保健所健康推進課＞
4. 「町田市下水道事業計画評価委員会」業務の業務登録について



- ンピュータ処理等について <いきいき生活部高齢者福祉課>
12. ①「生涯学習及び図書館に関する市民意識調査」業務の業務登録について  
②「図書館施設再編」業務の業務登録について <生涯学習部図書館>
13. 「東日本大震災避難者支援」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について <各課共通>

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について**

2. 「住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助」業務における個人情報目的外利用登録票及び個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について <環境資源部環境政策課>

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について <事務局>**

**第4回 2022年7月11日 開催 .....**

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. 「街づくり推進事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <都市づくり部地区街づくり課>
2. 「医療」業務における外部委託等について <市民病院事務部医事課>
3. 「動物による事故」業務における外部提供について <保健所生活衛生課>
4. 「学校施設開放教室利用貸出」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について  
<生涯学習部生涯学習センター>
5. 「道路占用許可」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について <道路部道路管理課>
6. 「ひなた村施設開放」業務におけるコンピュータ処理等について  
<子ども生活部児童青少年課>
7. ①「生活困窮者自立支援」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について  
②「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供について <地域福祉部生活援護課>
8. ①「スポーツ指導」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について  
②「ホームタウンチーム等支援事業」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び、コンピュータ処理等について  
③「各種スポーツ大会」業務、「各種スポーツ教室」業務及び「体育施設等管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について  
<文化スポーツ振興部スポーツ振興課>
9. 「経営安定関連保証及び危機関連保証に関する認定」業務の業務登録について  
<経済観光部産業政策課>
10. 「証明発行等窓口」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について  
<財務部市民税課>
11. 「(仮称)町田市学校の統合に伴う学区外通学と通学の費用負担等検討委員会」業務の業務

登録について

＜学校教育部学務課＞

12. ①「学校教材費等徴収管理」業務の業務登録について
- ②「経理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について  
(町田市立小・中学校) ＜学校教育部教育総務課＞
13. 「いじめ問題調査委員会」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について ＜政策経営部企画政策課＞
14. ①「いじめ問題対策委員会」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
- ②「教育活動」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について  
(小中学校) ＜学校教育部指導課＞

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について**

1. 「スポーツ指導」業務における個人情報目的外利用登録票及び個人情報外部提供登録票の廃止について ＜文化スポーツ振興部スポーツ振興課＞

**○町田市情報公開条例の規定に基づく報告について【非公開】**

- 公文書公開請求に対する存否応答拒否について ＜地域福祉部生活援護課＞

**○町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例に基づく報告について**

町田市における住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について (2021年度)

＜市民部市民課＞

**○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく報告について**

- 個人情報外部提供先及び種類別件数について (2021年度) ＜市民部市民課＞

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について**

＜事務局＞

**第5回 2022年 9月12日** .....

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. 「図書館利用普及事業」業務における外部委託等について ＜生涯学習部図書館＞
2. 「自然休暇村施設利用」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について  
＜子ども生活部大地沢青少年センター＞
3. 「小・中学校適応指導教室」業務における外部提供について ＜学校教育部教育センタ＞
4. 「食品衛生関係施設、営業許可」、「環境衛生関係施設」、「水道管理(保健所)」及び「特定建築物」業務における外部提供について ＜保健所生活衛生課＞
5. ①「景観法に基づく届出審査」、「街づくり推進地区」、「市街地道路拡幅整備協議」、「葬儀場設置等指導」、「遺体安置所等設置等指導」業務の業務登録について
- ②「中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について
- ③「福祉のまちづくり総合推進条例に基づく建築物の事前協議」、「特定土地利用行為」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について  
＜都市づくり部土地利用調整課＞
6. 「交通事業者燃料価格高騰対策支援」業務の業務登録について  
＜都市づくり部交通事業推進課＞

7. 「消防団」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更について  
＜防災安全部防災課＞
8. 「学童保育」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等について  
＜子ども生活部児童青少年課＞
9. 「就学」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について  
＜学校教育部学務課＞
10. ①「学校への指導・助言」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について  
 ②「教育活動」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について  
（町田市立小・中学校）  
 ③「生活指導」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について  
（町田市立小・中学校） ＜学校教育部指導課＞
11. 「介護保険給付管理」業務における個人情報外部提供登録票の変更について  
＜いきいき生活部介護保険課＞
12. ①「保健所関係各種医療費助成」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について  
 ②「心身障がい者日常生活用具給付」業務における個人情報業務登録票の変更について  
（地域福祉部障がい福祉課） ＜保健所保健予防課＞
13. 「町内会・自治会」業務における外部提供、コンピュータ処理等について  
＜市民部市民協働推進課＞
14. 「自動車臨時運行許可」業務における外部提供について  
＜市民部市民課及び各市民センター＞
15. 「データ利活用による将来予測研究」業務の業務登録について  
＜政策経営部企画政策課＞

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について**

1. 「ラブホテル建築規制審議会」業務の廃止について ＜都市づくり部土地利用調整課＞
2. 「メール配信サービス」業務の廃止について ＜学校教育部教育センター＞

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について** ＜事務局＞

**第6回 2022年10月17日 開催** .....

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. ①「障がいのある職員支援」業務の業務登録について  
 ②「契約」業務における外部提供、コンピュータ処理等について ＜各課共通＞
2. 「医療」業務における外部委託等について ＜市民病院事務部医事課＞
3. 「いじめ問題調査委員会」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について  
＜政策経営部企画政策課＞
4. 「地域センター建設」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について  
＜市民部市民総務課＞
5. ①「介護予防事業評価事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用について  
 ②「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更について

- (いきいき生活部介護保険課) <いきいき生活部高齢者福祉課>
6. 「予防接種」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <保健所保健予防課>
7. 「町田市子育て支援ネットワーク」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について <子ども生活部子ども家庭支援センター>
8. 「公園・保全緑地等の管理」業務における外部委託等について <都市づくり部公園緑地課>
9. 「市税収納」、「国民健康保険税 収納」(財務部納税課)、「後期高齢者医療 収納・徴収」(いきいき生活部保険年金課)、「介護保険被保険者管理」(いきいき生活部介護保険課)、「学童保育」(子ども生活部児童青少年課)、「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」(子ども生活部保育・幼稚園課)、「市立保育園給食費収納」(子ども生活部子育て推進課)、「母子及び父子・女性福祉資金貸付」(子ども生活部子ども家庭支援センター)、「市営住宅管理」(都市づくり部住宅課)業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <財務部納税課>
10. ①「学校教材費等徴収管理」業務における外部委託等について  
②「学校給食」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について (学校教育部保健給食課) <学校教育部教育総務課>
11. ①「市・都民税賦課」業務における外部提供、外部委託等について  
②「法人市民税申告等処理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について  
③「軽自動車税賦課」業務における外部委託等について  
④「固定資産税・都市計画税賦課」(財務部資産税課)、「市税収納」、「国民健康保険税 収納」(財務部納税課)、「国民健康保険税 賦課」(いきいき生活部保険年金課)業務における外部提供について <財務部市民税課>
12. ①「児童扶養手当」業務における目的外利用について  
②「高校生等医療費助成」業務の業務登録について  
③「児童手当(2012年創設)」業務における個人情報業務登録票の変更について <子ども生活部子ども総務課>
13. 「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」業務における外部提供について <地域福祉部生活援護課>

**○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について**

1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価(「高校生等医療費助成事務」及び「児童福祉事務」)について <子ども生活部子ども総務課>
2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務)について <地域福祉部生活援護課>

**○個人情報の事故報告について**

<学校教育部指導課>

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について**

<事務局>

**第7回 2022年11月14日 開催 .....**

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. 「図書館利用普及事業」業務における個人情報業務登録票の変更について <生涯学習部図書館>
2. ①「避難者支援(取りまとめ)」業務の業務登録について  
②「いじめ問題調査委員会」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について  
③「公共施設等マネジメント」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について

- ＜政策経営部企画政策課＞
3. 「市債権徴収一元化」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について ＜財務部納税課＞
  4. ①「地域ホッとプラン（リーディングプロジェクト）」業務の業務登録について  
 ②「番号連携」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について ＜各課共通＞
  5. 「児童・生徒作品公募」業務の業務登録について ＜学校教育部指導課＞
  6. 「心身障害者医療費助成」、「心身障害者福祉手当」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について ＜地域福祉部障がい福祉課＞
  7. 「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について ＜地域福祉部生活援護課＞
  8. 「人事」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について ＜総務部職員課＞

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について**

1. 「交通安全ポスターコンテスト」業務の廃止について ＜学校教育部指導課＞

**○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について**

1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」）について ＜地域福祉部障がい福祉課＞
2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（価格高騰緊急支援給付金事務）について ＜地域福祉部生活援護課＞

**○町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱に基づく報告について**

- 町田市における防犯カメラの設置及び管理状況について ＜事務局＞

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について**

＜事務局＞

**第8回 2022年12月12日 開催 .....**

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. 「障がい児就学相談」業務におけるコンピュータ処理等について ＜学校教育部教育センター＞
2. ①「障害福祉サービス・障害児通所給付」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について  
 ②「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当（特例的福祉手当）」「特別障害者手当」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について ＜地域福祉部障がい福祉課＞
3. 「予防接種」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について ＜保健所保健予防課＞
4. ①「マンション管理計画認定制度」業務の業務登録について  
 ②「空家等対策」業務における目的外利用及びコンピュータ処理等について ＜都市づくり部住宅課＞
5. 「文化芸術のまちづくり基本計画策定」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、外部委託等について ＜文化スポーツ振興部文化振興課＞
6. 「介護保険被保険者管理」、「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について ＜いきいき生活部介護保険課＞
7. 「国民健康保険 医療給付」業務における外部委託等について ＜いきいき生活部保険年金課＞
8. ①「学校給食」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、

個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等について

②「経理」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について <学校教育部保健給食課>

9. 「学校教材費等徴収管理」、「安全衛生」業務におけるコンピュータ処理等について <学校教育部教育総務課>

**○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について**

1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「障害福祉事務」）について <地域福祉部障がい福祉課>

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について** <事務局>

**第9回 2023年 1月16日 開催** .....

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. 「地区街づくり」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について <都市づくり部地区街づくり課>

2. 「ごみ減量啓発(ごみ収集課)」業務の業務登録について <環境資源部ごみ収集課>

3. ①「母子保健」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

②「申請等受付代行」業務における外部委託等について

<市民部市民課及び各市民センター>

4. 「減免指定収集袋交付」業務における外部委託等について <環境資源部環境政策課>

5. 「新生児臨時特別定額給付金」業務の業務登録について <子ども生活部子ども総務課>

6. ①「町田市子育て支援ネットワーク」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について

②「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」「ひとり親相談」「婦人相談」業務における個人情報業務登録票の変更について

③「育児支援ヘルパー事業」業務における外部委託等について

<子ども生活部子ども家庭支援センター>

**○2021年度個人情報外部委託等登録票の委託先について** <事務局>

**○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく報告について**

1. 「町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例(案)」の制定について

<地域福祉部福祉総務課>

**○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について** <事務局>

**○個人情報の事故報告について** <都市づくり部都市政策課>

**第10回 2023年 2月13日 開催** .....

**○2022年度第9回情報公開・個人情報保護運営審議会報告案件（個人情報の事故報告について）の訂正及び補足説明について** <都市づくり部都市政策課>

**○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について**

1. 「職員人事」業務における個人情報業務登録票の変更について(総務部職員課)

<各課共通>

2. 「福利厚生」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について <総務部職員課>

3. 「都費負担職員給与」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について <学校教育部指導課>

4. 「道路・水路等の境界確定」業務における外部提供について <道路部道路管理課>

5. ①「市・都民税賦課」、「証明発行等窓口」業務における個人情報業務登録票の変更について

- ②「軽自動車税賦課」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について <財務部市民税課>
- 6. 「市税収納」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <財務部納税課>
- 7. ①「一時保育事業」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について
- ②「地域子育て相談センター」業務におけるコンピュータ処理等について <子ども生活部子育て推進課>

○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について <事務局>

○個人情報の事故報告について <都市づくり部都市政策課>

**第11回 2022年 3月13日 開催** .....

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

- 1. 「図書館施設再編」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <生涯学習部図書館>
- 2. 「まちだ防災カレッジ」業務の業務登録について <防災安全部防災課>
- 3. ①「学童保育」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
- ②「子どもセンター」業務における外部委託等について <子ども生活部児童青少年課>
- 4. ①「手話通訳者等派遣」業務におけるコンピュータ処理等について
- ②「障害福祉サービス・障害児通所給付」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について <地域福祉部障がい福祉課>
- 5. 「芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部委託等について <文化スポーツ振興部文化振興課>
- 6. 「民間建築物アスベスト台帳整備」業務の業務登録について <都市づくり部建築開発審査課>
- 7. 「循環型施設プロモーション事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について <環境資源部循環型施設整備課>
- 8. 「市税収納」、「国民健康保険税 収納」業務における目的外利用について <財務部納税課>
- 9. 「番号連携」業務における個人情報業務登録票の変更について <各課共通>
- 10. 「生活保護」業務における個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について <地域福祉部生活援護課>
- 11. ①「国民健康保険被保険者資格」「国民健康保険税賦課」「国民健康保険医療給付」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について
- ②「国民健康保険葬祭費支給」「国民健康保険出産育児一時金支給」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
- ③「国民健康保険不当利得」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <いきいき生活部保険年金課>



健事務」) について

<保健所保健予防課>

○個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（e-ラーニング）の実施について（報告）

<事務局>

○個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について

<事務局>

**(3) 個人情報の登録状況（2023年3月31日現在）**

業務の登録件数	1,660件
目的外利用の登録件数	16,383件
外部提供の登録件数	3,437件
コンピュータ処理等の登録件数	3,562件
外部結合の登録件数	4件
外部委託等の登録件数	1,377件
合計の登録件数	26,423件

## 第5章 審議会等の会議公開の状況

### 1 2022年度の経過

審議会等の会議の公開制度は、市政に対する市民の参画を促進し、さらなる開かれた市政を実現するため、2000年4月に施行した「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づく制度です。市民、学識経験者を構成員として、市長その他の執行機関に設置された審議会、審査会等を対象としています。

これらの会議については、非公開の会議も含め、総務部市政情報課及び町田市ホームページにおいて開催予定を事前公表しています。

2022年度は、91の会議体で延べ917回の会議が開催されました。

公開している会議で使用された資料及び議事録は、総務部市政情報課で、閲覧や写しをとることができます。

2022年度の会議の公開状況は以下のとおりです。

区分	公開	一部公開	非公開	合計
開催回数	180回	6回	731回	917回
傍聴者数	550人	10人	—	560人

## 2 審議会等の会議の開催状況

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
政策 経営部	企画政策課	町田市行政経営監理委員会	2	2	-	-	70	-
		町田市いじめ問題調査委員会	21	-	-	21	-	-
	デジタル戦略室	町田市デジタル化推進委員会	1	1	-	-	193	-
総務部	総務課	町田市指定管理者管理運営状況評価委員会	4	3	-	1	2	-
		町田市指定管理者候補者選考委員会	2	-	-	2	-	-
		町田市外郭団体監理委員会	1	1	-	-	2	-
	市政情報課	町田市行政不服審査会	12	-	-	12	-	-
		町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	11	10	1	-	2	-
情報システム課	町田市デジタル化推進委員会	1	1	-	-	184	-	
防災 安全部	防災課	町田市防災会議	1	1	-	-	0	-
	市民生活安全課	町田市交通安全推進協議会定例会	2	2	-	-	1	-
		町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会	1	1	-	-	0	-
市民部	市民総務課	町田市市民センター等の未来ビジョン推進委員会	2	2	-	-	0	-
	市民協働推進課	町田市男女平等参画協議会	3	3	-	-	3	-
		町田市男女平等推進センター運営委員会	11	11	-	-	0	-
文化 スポーツ 振興部	文化振興課	博物館運営委員会	2	2	-	-	0	-
	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進審議会	1	1	-	-	0	-
	国際版画美術館	町田市立国際版画美術館運営協議会	2	2	-	-	0	-
		町田市立国際版画美術館美術資料収集委員会	2	-	-	2	-	-
地域 福祉部	福祉総務課	町田市福祉有償運送運営協議会	1	1	-	-	0	-
		町田市民生委員推薦会	6	-	-	6	-	-
		町田市福祉のまちづくり推進協議会	3	3	-	-	0	-
	障がい福祉課	町田市障がい者施策推進協議会	4	4	-	-	20	-
		町田市障がい者施策推進協議会 (就労・生活支援部会)	3	3	-	-	1	-
		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会)	3	3	-	-	0	-
		町田市障がい者施策推進協議会 (相談支援部会)	3	3	-	-	1	-
		町田市障害支援区分認定審査会	40	-	-	40	-	-
		町田市地域精神保健福祉連絡協議会 専門部会(障がい福祉部会)	2	2	-	-	1	-
	いきいき 生活部	いきいき総務課	町田市地域密着型サービス運営委員会	1	1	-	-	1
町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会			2	2	-	-	1	-
町田市介護保険施設等整備運営事業者の 候補者評価委員会			1	-	-	1	-	-
保険年金課		町田市国民健康保険運営協議会	2	2	-	-	2	-
高齢者福祉課		町田市地域包括支援センター運営協議会	3	3	-	-	0	-
		町田市認知症施策推進協議会	2	2	-	-	4	-
町田市老人ホーム入所判定委員会		2	-	-	2	-	-	
介護保険課	町田市介護認定審査会	590	-	-	580	-	10	
	町田市介護保険苦情相談調整会議	1	1	-	-	0	-	
保健所	保健総務課	町田市医療安全推進協議会	1	-	-	1	-	-
		町田市保健所運営協議会	3	3	-	-	0	-
	健康推進課	町田市自殺対策推進協議会	2	2	-	-	0	-
	保健予防課	町田市感染症の診査に関する協議会	24	-	-	24	-	-
		町田市食育推進計画策定及び推進委員会	2	2	-	-	0	-
		町田市大気汚染障がい者認定審査会	12	-	-	12	0	-
		町田市予防接種健康被害調査委員会	1	-	-	1	0	-
町田市母子保健連絡協議会	1	1	-	-	0	-		

子ども生活部	子ども総務課	町田市子ども・子育て会議	4	4	-	-	9	-
		(仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会	5	5	-	-	9	-
	児童青少年課	町田市子どもセンターただON運営委員会	3	3	-	-	0	-
		町田市子どもセンターつるっこ運営委員会	3	3	-	-	0	-
		町田市子どもセンターばあん運営委員会	3	3	-	-	1	-
		町田市子どもセンターばお運営委員会	3	3	-	-	0	-
町田市子どもセンターまあち運営委員会	3	3	-	-	0	-		
子ども生活部	子ども発達支援課	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	3	-	-	3	-	-
	大地沢青少年センター	町田市大地沢青少年センター運営委員会	3	3	-	-	0	-
経済観光部	産業政策課	町田市産業振興計画推進委員会	2	2	-	-	0	-
		町田市トライアル発注認定制度選考懇談会	1	-	-	1	-	-
		町田市新商品・新サービス開発事業補助金選考懇談会	1	-	-	1	-	-
	観光まちづくり課	町田市観光まちづくり推進委員会	1	1	-	-	0	-
		町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画改定検討委員会	3	3	-	-	0	-
	農業振興課	第4次町田市農業振興計画(改訂版)推進委員会	1	1	-	-	0	-
		町田市里山環境活用保全計画推進委員会	1	1	-	-	0	-
町田市認定農業者認定検討会・認定就農者認定検討会		1	-	-	1	-	-	
環境資源部	環境政策課	町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	2	2	-	-	0	-
		町田市環境審議会	1	1	-	-	0	-
		町田市廃棄物減量等推進審議会	2	2	-	-	0	-
都市づくり部	都市政策課	町田市建築審査会	10	-	1	9	8	-
		町田市都市計画審議会	5	5	-	-	0	-
		町田駅周辺整備計画有識者検討委員会	2	-	-	2	-	-
	土地利用調整課	町田市住居表示整備審議会	1	1	-	-	1	-
		町田市町区域の新設に関する市民懇談会	2	2	-	-	0	-
	交通事業推進課	町田市地域公共交通会議	1	1	-	-	0	-
	地区街づくり課	町田市街づくり審査会	1	1	-	-	0	-
		町田市景観審議会	2	2	-	-	0	-
		町田市景観施策あり方検討委員会(町田市景観審議会専門部会)	3	3	-	-	1	-
町田市景観施策検討委員会(町田市景観審議会専門部会)		3	3	-	-	0	-	
住宅課	町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理審議会	3	-	3	-	2	-	
住宅課	町田市特定空家等対策審議会	5	-	-	5	-	-	
下水道部	下水道経営総務課	町田市下水道事業計画評価委員会	2	2	-	-	0	-
会計課	町田市会計基準委員会	1	1	-	-	0	-	
学校教育部	学務課	町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会	4	4	-	-	3	-
	保健給食課	町田市学校給食問題協議会	4	4	-	-	9	-
	指導課	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	5	-	1	4	0	-
	教育センター	町田市不登校施策検討委員会	1	1	-	-	0	-
生涯学習部	生涯学習総務課	町田市生涯学習審議会	3	3	-	-	1	-
		町田市文化財保護審議会	4	4	-	-	0	-
	生涯学習センター	町田市生涯学習センター運営協議会	6	6	-	-	18	-
	図書館	町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2	2	-	-	0	-
		町田市立図書館協議会	5	5	-	-	10	-
町田市民文学館運営協議会	3	3	-	-	0	-		
市民病院事務部	経営企画室	町田市病院事業運営評価委員会	2	2	-	-	0	-
	医事課	町田市市民病院地域医療に関する委員会	4	4	-	-	0	-
合計			927	180	6	731	560	10

## 第6章 市長の資産等公開の状況

### 1 2022年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、1995年10月1日に施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の3点を公開するものです。

- ①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書及び資産等補充報告書
- ②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した所得等報告書
- ③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社等報告書

これらの報告書は、総務部市政情報課に備えてあり、情報公開制度と同様、誰でも閲覧を請求することができます。

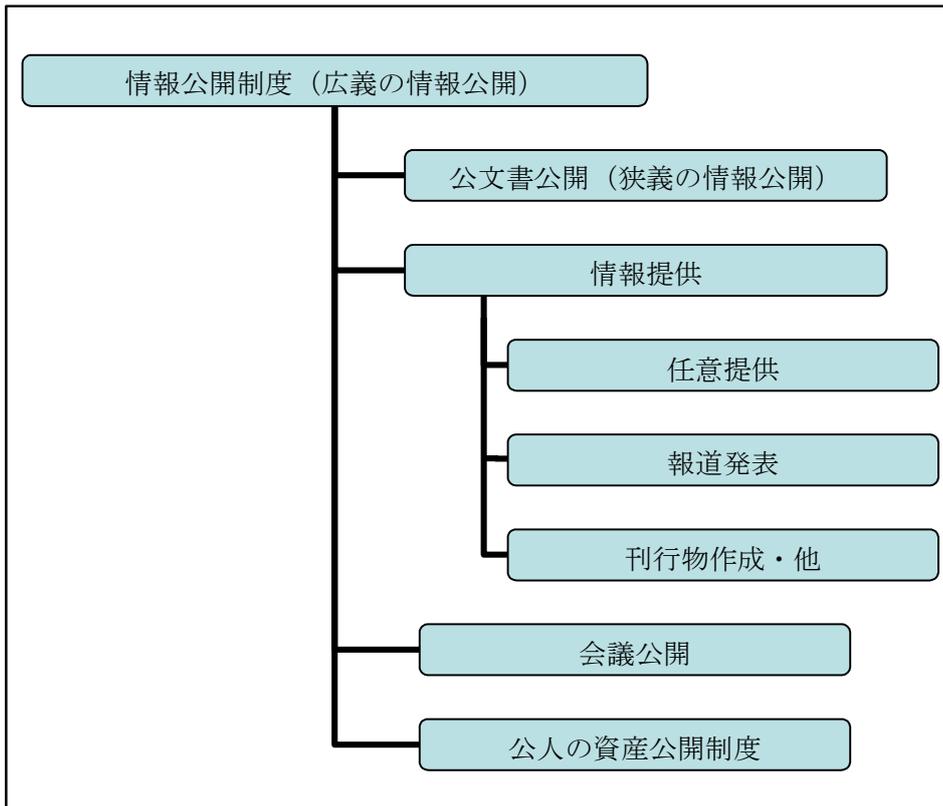
2022年度は、請求がありませんでした。

## 第7章 情報提供の状況

### 1 情報公開と情報提供

「情報提供」では、法令で定められた手続きが不要であること、提供のための新たな文書の作成も可能であること等、「(狭義の)情報公開」に比べ、簡単かつより需要に見合った柔軟・迅速な対応が可能です。

町田市では市民から情報の公開を求められた場合には、一義的に「公文書公開請求」として受け付けるよりも、できる限り「情報提供」を行うことで、積極的な情報の公開と提供に努めています。開かれた市政の実現のため、「情報提供」は市役所各課においても積極的に行っています。



## 2 刊行物の販売

2022年度の販売実績は、以下のとおりです。

### (1) 一般会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
企画政策課	戦争時代の体験記 平和ブック 1	100	3	300
	戦争時代の体験記 平和ブック 2	200	3	600
	戦争時代の体験記 平和ブック 3	200	2	400
	戦争時代の体験記 平和ブック 4	200	2	400
	戦争時代の体験記 平和ブック 6	200	1	200
	昭和 39 年米軍機墜落事故災害誌 (復刻版)	100	14	1,400
	町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」	800	1	800
	みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画	1,600	1	1,600
	町田市データブック(2021年度)	1,200	6	7,200
	まちだ未来づくりビジョン 2040	800	21	16,800
	町田市 5 ヶ年計画 22-26	300	17	5,100
広報課	ひっそり生きる町田の自然	1,200	24	28,800
市政情報課	統計書第 55 号	700	7	4,900
財政課	令和元年度 町田市の財政	200	1	200
	令和 2 年度 (2020 年度) 町田市課別・事業別行政評価シート (主な施策の成果に関する説明書)	1,700	1	1,700
	予算書(2022 年度)	700	2	1,400
	予算概要説明書	1,100	6	6,600
	令和 5 年度 (2023 年度) 予算書	800	2	1,600
	令和 5 年度 (2023 年度) 予算概要説明書	1,200	10	12,000
市民協働推進課	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン (第 5 次町田市男女平等推進計画)	300	2	600
スポーツ振興課	町田市スポーツ推進計画 19-28	1,500	3	4,500
国際版画美術館	町田市国際版画美術館紀要第 25 号	1,000	1	1,000
福祉総務課	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアルー建築物・共同住宅等ー	2,300	7	16,100
	町田市地域ホッとプラン	500	4	2,000
いきいき総務課	町田市いきいき長寿プラン 21-23 (町田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ー第 8 期ー)	1,000	5	5,000
保健総務課	第 5 次町田市保健医療計画	400	1	400
保健予防課	第 2 次町田市食育推進計画	600	2	1,200
子ども総務課	新・町田市子どもマスタープラン (後期) ~子どもにやさしいまちづくり計画~2020-2024	1,400	4	5,600
児童青少年課	童話の木 (2018 年度)	300	1	300
	童話の木 (2020 年度)	400	1	400
子ども発達支援課	町田市子ども発達支援計画行動計画 (2021~2023) 第二期障害児福祉計画	600	1	600
農業振興課	町田市里山環境活用保全計画	200	18	3,600
	第 4 次町田市農業振興課計画 改訂版 2022 年 3 月	800	1	800
環境政策課	第二次町田市環境マスタープラン	500	1	500

	後期アクションプラン（第2次町田市環境マスタープラン推進計画 2017～2021）	1,000	1	1,000
	アクションプラン	500	1	500
	熱回収施設等の周辺施設整備基本構想	1,100	4	4,400
	3Rかるた	1,000	111	111,000
	町田市環境白書 2021(データ集)	200	2	400
	2021年度（令和3年度）清掃事業概要	300	1	300
	環境白書 2022 データ集	200	1	200
環境共生課	町田生きもの共生プラン	2,100	2	4,200
都市政策課	町田市まちづくり 50年史	1,200	2	2,400
	町田市都市づくりのマスタープラン	1,300	20	26,000
土地利用調整課	地形図 全図（2万分の1）	200	8	1,600
	地形図 北部（1万分の1）	200	5	1,000
	地形図 南部（1万分の1）	200	7	1,400
	地形図 西部（1万分の1）	200	1	200
	町田市都市計画図（参考図）	700	32	22,400
地区街づくり課	町田市景観計画	1,300	3	3,900
	町田市景観色彩ガイドライン	500	1	500
	町田市景観みちしるべ 景観づくりガイドライン	900	2	1,800
	町田市公共事業景観形成指針（景観指南書）	900	2	1,800
	町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）	300	1	300
教育総務課	町田市教育プラン 2019-2023	1,100	1	1,100
	「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について(答申)	400	1	400
	町田市新たな学校づくり推進計画	200	1	200
	町田市立学校施設機能別整備方針	100	1	100
生涯学習総務課	町田の民話と伝承 第1集	500	10	5,000
	町田の民話と伝承 第2集	500	7	3,500
	町田の伝承 こどもの遊び	300	2	600
	町田の伝承 町田の方言と俗信・俗謡	500	5	2,500
	町田の伝承 年中行事	300	3	900
	発掘された町田の遺跡	700	13	9,100
	町田市文化財調査報告書 町田市の石造物	2,600	1	2,600
	町田の歴史をたどる	500	15	7,500
	民権ボックス 28 風刺漫画に見る明治	500	1	500
	自由民権 35	500	3	1,500
	民権ボックス 34	500	3	1,500
生涯学習センター	町田市生涯学習推進計画 2019-2023	300	1	300
	合計		449	357,200

## (2) 下水道事業会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
下水道経営総務課	未来につなぐ下水道事業プラン 町田市下水道事業経営戦略（本編）	2,800	1	2,800
下水道経営総務課	令和4年度（2022年度）町田市下水道事業会計予算書	100	2	200
	合計		3	3,000

### 市の刊行物の郵送購入を希望される方へ

市の刊行物は、郵送でもお求めになることができます。

書籍代に相当する現金またはゆうちょ銀行発行の普通為替（定額小為替を推奨しています）と送料分の切手をご用意いただき、下記住所までお送りください（詳細は町田市ホームページに掲載しております。複数お求めになる場合の送料は冊数等により変わってくるため、こちらでお調べいたします。そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください）。

なお、お名前・ご住所・お電話番号・希望される書籍名を記載したメモを同封してください。

〒194-8520 町田市森野2-2-22 市政情報課 電話：042-724-8407

## 3 町田市ホームページでの情報提供

町田市ホームページに「情報公開制度」「個人情報保護制度」「情報公開・個人情報保護の行政処分に対する審査請求」「情報公開・個人情報保護審査会答申一覧」「町田市情報公開・個人情報保護運営審議会」「特定個人情報保護制度（マイナンバー制度）」「年報やまびこ」のページを設け、情報提供を行っています。

また「刊行物ライブラリー」には、市が発行している刊行物の一覧の他に、PDFデータの公開が可能な刊行物を掲載しています。このデータには、町田市のオープンデータカタログサイトからもアクセスできます。

## 第8章 個人情報保護法改正対応

### 1 法改正について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が、2021年5月に改正されました。

これまで、国の行政機関や独立行政法人等、民間事業者は個別の法律で、地方自治体は条例で個人情報保護のためのルールを設けていたところ、個人情報保護法にルールを統合し、一律に定めることで、不均衡や不整合を是正し「個人情報の保護」と「データ流通」の両立を図ろうとするものです。

この改正により、今後すべての地方自治体は、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱うこととなり、法の規定を超えた独自のルールを定めることができなくなりました。

改正法は、国の行政機関及び独立行政法人等は2022年4月1日から、地方自治体は2023年4月1日から施行されました。

### 2 対応の進め方

#### (1) スケジュール

時期	内容
2022年2月 (※2021年度)	方針決定「個人情報保護法の改正に伴う体制等整備の方向性について」
2022年11月 2022年12月	2022年第4回定例会に「町田市個人情報保護法施行条例」など、議案5本を上程 可決、公布
2023年1月	個人情報保護委員会への「条例を定めたとき」の届出
2023年4月1日	施行

#### (2) 情報公開・個人情報保護運営審議会への報告

開催日	内容
2021年11月8日 (※2021年度)	法改正の概要について 今後の進め方について
2022年3月14日 (※2021年度)	市の対応案の概要について
2022年4月11日	市の対応案の概要について
2022年5月16日	市の対応案のうち、特に重要な論点について ・死者の個人情報の取扱い ・議会の個人情報の取扱い ・要配慮個人情報の取扱い ・個人情報ファイル簿の作成と公開 ・情報公開条例との整合 ・開示等の決定期限
2022年6月13日	市の対応案について（開示等の決定期限） 審議会のあり方について（委員構成、開催頻度、審議事項）
2022年7月11日	条例改正スケジュールについて
2022年9月12日	審議会のあり方について（委員構成、開催頻度、審議事項）
2022年10月17日	審議会のあり方について（審議事項）
2022年11月14日	2022年第4回定例会に上程する条例案について
2022年12月12日	個人情報ファイル簿の作成スケジュールについて 職員研修の実施予定について
2023年1月16日	特定個人情報保護評価について

2023年2月13日	職員研修の実施結果について 個人情報ファイル簿作成の進捗状況について
2023年3月13日	個人情報ファイル簿の構成について

### 3 改正した条例

#### (1) 個人情報保護法改正対応

議案番号	議案の名称	概要
第102号	町田市個人情報保護法施行条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の運用に必要な事項を規定</li> <li>町田市個人情報保護条例の廃止</li> <li>町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の廃止</li> </ul>
第103号	町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護について、個人情報保護条例を引用して規定している部分を削除するため、関連する条例25本を一括して改正（指定管理者制度を導入している公の施設の設置条例、及び介護保険条例）</li> </ul>
第104号	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の規定により、審議会に諮問できる事項が限定されたため、所掌事務を改正</li> <li>委員構成を改正</li> </ul>
第105号	町田市情報公開条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>公文書の公開請求に係る規定を、個人情報の開示請求に沿うよう改正</li> <li>公文書の公開に際し写しを公開する際の手数料を規定</li> </ul>
第106号	町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の公開要件を情報公開条例に沿うよう改正</li> </ul>

#### (2) 行政不服審査体制の見直し及び委員報酬改正

議案番号	議案の名称	概要
第107号	町田市行政不服審査会条例（全部改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の「行政不服審査会」が行っている審査のうち、公文書の公開・個人情報の開示に関する処分に係る審査を「情報公開・個人情報保護審査会」に移管</li> </ul>
第108号	町田市情報公開・個人情報保護審査会条例	
第109号	町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開・個人情報保護審査会の委員報酬を規定</li> <li>行政不服審査会の委員報酬を改正</li> <li>情報公開・個人情報保護運営審議会の委員報酬の改定</li> </ul>

第9章 その他  
1 予算執行状況

単位：千円

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
歳入	1,082	537	432	378	598
歳出	4,709	4,625	5,185	4,853	4,584

<2022年度歳入内訳>

単位：千円

区分	用途	執行額(前年度)	
物品売払収入	有償刊行物頒布代	357	(245)
雑入	複写機等使用料	241	(133)

<2022年度歳出内訳>

単位：千円

区分	用途	執行額(前年度)	
報酬	審議会・審査会委員報酬	3,490	(3,662)
旅費	事務打合せ、研修	0	(4)
消耗品費	図書、事務用品	292	(383)
印刷製本費	製本等	35	(35)
筆耕翻訳料	審議会速記	319	(300)
保険料	個人情報賠償責任保険料	400	(399)
使用料	コピー機借上	25	(50)
負担金	職員研修	23	(20)

## 2 個人情報漏えい等の事故

	発生時期	概要
1	2022年5月	町田市立小学校において、児童及びその保護者の個人情報が記載された「児童引き渡し・緊急時連絡カード」を、学級担任が誤って滅失してしまった。
2	2022年12月	町田市建築審査会において、会議資料に7人分の氏名や電話番号が記載されている状態で会議を公開し、ホームページにも資料を公表してしまった。
3	2023年1月	災害時に避難行動要支援者の避難を支援するため、市が避難支援に携わる関係者に提供している「避難行動要支援者名簿」を、関係者の1人が紛失してしまった。

## 3 研修・説明会等の開催

### (1) 集合形式

開催年月日	名称・対象等	内容	受講者数
2022年4月1日	新規採用職員研修（市民病院医療職）	情報公開制度と個人情報保護制度について	30
2022年4月4日	新規採用職員研修（行政職）	情報公開制度と個人情報保護制度について	52
2022年4月15日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	69
2022年5月6日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	14
2022年5月17日	相原地区社会福祉協議会	個人情報保護制度について	17
2022年6月7日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	14
2022年6月28日	新任民生委員・児童委員 個人情報保護研修	個人情報保護制度について	2
2022年7月8日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	11
2022年8月5日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	8
2022年8月10日	インターンシップガイダンス	個人情報保護制度について	8
2022年9月6日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	7
2022年10月4日	新規採用職員研修（行政職）	情報公開制度と個人情報保護制度について	8
2022年10月5日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	9
2022年11月4日	会計年度任用職員等個人情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	13

2022年11月21日	新任民生委員・児童委員 個人情報保護研修	個人情報保護制度について	17
2022年12月6日	会計年度任用職員等個人 情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	13
2022年12月9日	ころころ児童館に勤務す る学童保育指導員研修	個人情報保護制度について	14
2023年1月6日	会計年度任用職員等個人 情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	8
2023年1月16日	管理職準備研修	情報公開制度、個人情報保護 制度	8
2023年1月18日	市民税課 委託・派遣職 員研修	情報セキュリティについて	40
2023年1月25日 2023年1月30日	全課職員 改正個人情報 保護法研修	個人情報保護法の改正につ いて	205
2023年1月27日	市民税課 委託・派遣職 員研修	情報セキュリティについて	16
2023年2月2日	市民税課 委託・派遣職 員研修	情報セキュリティについて	20
2023年2月7日	会計年度任用職員等個人 情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	1
2023年3月3日	会計年度任用職員等個人 情報保護研修（定期）	個人情報保護制度について	3
2023年3月20日	市民税課 委託・派遣職 員研修	情報セキュリティについて	17
2023年3月31日	新任民生委員・児童委員 個人情報保護研修	個人情報保護制度について	8

## (2) e-ラーニング

2023年1月28日から1か月間、個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（e-ラーニング）を実施しました。各課の会計年度任用職員を含む全職員と市立小・中学校の教職員、計5,376名が受講しました。

## 4 P I ニュースの発行

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度や、情報提供に関連する話題を掲載した職員向けの啓発紙「P I ニュース」を発行しています。

2022年度は、個人情報保護法の改正に関する話題を中心に9回発行しました。

## 5 出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況

町田市情報公開条例及び町田市個人情報保護条例に基づき、出資等団体に対し、情報公開を行うための措置及び個人情報保護に関する措置を講ずるよう指導を行ってきました。

## 町田市の出資等団体の情報公開・個人情報保護制度施行状況

(2023年3月31日現在)

名称 (設立年)	各団体の情報公開・個人情報保護制度 (施行年月日)
社会福祉法人町田市社会福祉協議会 (1958年)	社会福祉法人町田市社会福祉協議会情報公開規程 (2000年6月1日) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会個人情報保護規程 (2000年6月1日)
町田市土地開発公社 (1974年)	町田市土地開発公社情報公開規程 (2000年4月1日) 町田市土地開発公社個人情報保護規程 (2000年4月1日)
一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター (1993年)	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター情報公開規程 (1999年12月1日) 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程 (1999年12月1日)
株式会社町田まちづくり公社 (1999年)	株式会社町田まちづくり公社情報公開規程 (2004年5月28日) 株式会社町田まちづくり公社個人情報保護規程 (2004年5月28日)
社会福祉法人町田市福祉サービス協会 (2002年)	社会福祉法人町田市福祉サービス協会情報公開規程 (2002年4月1日) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会個人情報保護規程 (2002年4月1日)
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 (2004年)	一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程 (2004年4月1日) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程 (2004年4月1日)
一般社団法人町田市観光コンベンション協会 (2010年)	一般社団法人町田市観光コンベンション協会情報公開規程 (2010年8月1日) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会個人情報保護規程 (2010年12月21日)
一般財団法人まちだエコライフ推進公社 (2012年)	一般財団法人まちだエコライフ推進公社情報公開規程 (2012年4月2日) 一般財団法人まちだエコライフ推進公社個人情報保護規程 (2012年4月2日)
株式会社町田新産業創造センター (2013年)	株式会社町田新産業創造センター情報公開規程 (2013年1月30日) 株式会社町田新産業創造センター個人情報保護規程 (2013年1月30日)
一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス (2019年)	一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス情報公開規程 (2019年4月18日) 一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス個人情報保護規程 (2019年4月18日)

## 6 他の自治体等からの視察

- ・2023年2月10日 大阪府豊中市総務部法務・コンプライアンス課から2名  
主な調査事項：個人情報保護制度等の整備状況について

年報 やまびこ 34

—— 2022年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——

2023年11月発行

刊行物番号 23-35

編集・発行 町田市総務部市政情報課

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-8407 (直通)

印 刷 庁内印刷